

特231

349

X
複写

尊徳翁の經濟倫理

全國豆腐商業組合聯合會



始



特231
349

苦汁 エキス
鹽化カルシウム の御用命は是非

全國豆腐商業組合聯合會代行機關

南海舍密工業株式會社東京出張所へ

東京市本郷區西片町十番地
電話 小石川(85) 〇〇九七番

本社 香川縣 三豊郡 仁尾町
電話 仁尾 三六番 三七番

監修の序に代へて

偉大なる戦果を挙げた皇國日本は次に來る東亞諸民族を指導救濟せねばならない。外にあつてはさうだが内にあつては吾々の如く經濟活動する者は國策に協力する第一歩として經濟道德を守らねばならない。世間を見るに、未だその實踐は徹底してゐない。闇値や闇配給するばかりが違反行爲ではない。末端配給法の不完全でも矢張り經濟道德に反してゐるのである。職域奉公と口では唱へてゐるが國家の要請する十分の一にも當つてゐない。これでは日本の産業界の脆弱性を立證する事となつて東亞諸民族を指導する資格がなくなる。經濟道德の中核體は己の我或は利を捨て、公の利即ち國家我に結集する事である。

二宮尊徳は當時狭い國內の濟世安民を圖つたのであつたけれど、彼の理念は頗る透徹し如何なる業態にも適用出来るし又殖民政策にも指導方策にも用ひられるのである。自分はこの業界からせめて一人の尊徳でも出現して豆腐企業者の安民と國家の要請に對し最高の貢獻を果して欲しいと考へ、當時の理事長河内宗次氏と協議し指導係長井上七郎君に研究方を指示し之が上

梓を圖つたのである。

同君は明治大學政治經濟科出身で昨年十一月より日夜研究に努力したが比較的資料に乏しかつたので相當困難をして漸くまとめた次第であつて、私は潜越ながら多少の加筆と訂正を加へた爲め文章に判讀に苦しまれる點もあると思ふが、それは私の責任であるから茲で謝罪して置きたい。

又研究不充分の點は井上君と私との淺學の結果であつて將來各位の御教示と御叱聲とを懇願し、若し本書の刊行が多少なりとも業界は勿論社會に裨益する處があつたならばそれこそ望外の欣である。

昭和十七年夏

中野區鷺宮寓居にて

吉岡 幸 作 識 す

序 文

今や我が國は大東亞戰爭完遂のため國家總動員體制を確立し、以て米英の企圖する長期戦に對抗して戦ひ抜き、勝ち抜くために、公益人として吾々商業組合人も亦國策に副つて挺進しつゝあるの秋、賢哲二宮尊徳先生が我が國組合史上の鼻祖たり、且つ困苦窮乏の眞只中に生立ちよく之を克服し進んで皇國開闢の大道に則り、皇道精神を高揚した報恩報徳の理念をもつて公益に徹底し、經濟生活を道德の規範に置いて日夜國家社會の永安のために盡瘁し實踐窮行したその理念と體驗とは、今日吾々の擔當する職域奉公、食糧報國といふ重要な國家使命の完遂に當つて、尊い啓示と教訓の學ぶべく以て之を範とすべきことを想ひ茲に本書を編纂して、この重大時局下に於て之が克服のために凡ゆる艱難に堪へ決戦經濟の強化遂行に協力されつゝある各位の賢慮に供した所以である。

先生に關する著書は頗る多いのであるけれど一般に紹介されてゐるものゝ多くは孝子、勤農家、篤行者とし、且つ立志傳中の人としてのみに限られ折角の理念とその實踐窮行に關しては餘りないのであるから本書によつて翁の人格の一端と、その指導的偉才を窺規せらるゝを得ば甚だ欣幸とする所である。

參考資料

報德叢書 報德文庫編
報德傳記 石田傳吉著
二宮尊德研究 佐々井信太郎著

二

著者識

尊德翁の經濟倫理

道德とは人類の社會生活上に於ける正しい行爲の規範である。されば經濟活動に當つても道德的基礎に立つて活動することは行爲の先決要件でなくてはならない。商業道德はその活動に當つて、利他のために、即國家社會の爲に奉仕する行爲が道德的であり善とされるのであるけれども之に反し私利を計つて他に迷惑を及ぼす行爲は惡として排除せられるのである。

二宮尊德は經濟行爲を道德的基礎に置き道德的生活によつて濟生安民を計つた實踐道德家である。彼はその生を貧乏な百姓に享け凡ゆる艱難困窮の中に身を立て、衆を救ひ皇國本源の大道に立つて實生活を通じて吾が道德の大本たる忠孝の道を全ふしたことは過去現在未來を通じて永遠に生きた人道として、光彩を放ち、その教は所謂指導者原理となつてゐるのである。

其の基礎的理念は孝であつたけれども之が漸次擴大し、生長し、進化していつて濟生安民を行つたもので自家再興の念が最初であつたけれども次第に理念を體系化して社會活動に一生を捧げるに至つたのである。

一

而して「孝は我無きなり」と謂ひて、孝は私利私慾を離れて父母に盡す意なりとした。それは「天地と君と親とのめぐみにて、身をやすらはん徳を報へや」となつて再現したのである。又「父母もその父母も我が身なり、われを愛せよ我を敬せよ」と謂ひ、孝のよつて來る所を表現して居る、夜話に「夫孝は親の心を以て心とし、親の心を安するにあり、子たる者平常の、身持や心掛慥ならば、縦令遠國に奉公し、父母を問ふ事なしとはいへども、某の藩にて褒賞を受けし者ありと聞く時は、其の父母は我が子ならんと悦び、又罪科を受けし者ありと聞く時は必ず我が子にはあらずと苦慮せざる様なれば、孝と云ふべし、又同じく罪科に陥りし者ありと聞く時は、我が子ならんかと苦慮し、褒賞の者ありと聞く時は、我が子にあらじと悦ばぬ様ならんには、日に月に行通ひて、安否を問ふとも之を不孝とす」。古語に親に事ふる者は、上に居て驕らず、下に居て亂れず醜に在て争はずと云ひ、又違ふ事なしとも、又其の病を是れ患ふとも云へり。親子の情見るべし、世間の親たる者の深情は、子の爲に無病、長壽、立身出世を願ふの外、決して餘念なき者なり。されば子たる者は、其の親の心を以て心として親を安んずること、至孝なるべけれ、上に居て驕らざるも、下となつて亂れざるも、常の事なれど醜に在て

争はずと云へるに、心を付べし、醜俗に交る時は如何に堪忍するとも、忍び難き事多かるべきに、此の場に於て争はねば實に至孝と云ふべきなり。」との孝道を教へたり。如斯人倫は孝を基として忠孝不二となり、道德の根底となつて遂に徳に報ゆるの理念を完成したのである。又商道を説いて曰く（浦賀の人、飯高六藏、多辯の辯あり暇を乞ふて歸國するに當りて）「汝國に歸らば決して人に説く事を止めて、おのれが心にて己が心に意見せよ。己が心にて己が心に意見するは、柯を取て、柯を伐るよりも近し。元々己が心なればなり。夫れ意見する心は、汝が道心なり。意見せらるゝ心は汝が人心なり。寝ても覺ても、又坐しても歩いて、離るゝ事なき故、行往、坐臥油断なく意見すべし。若し己が酒を好まば、多く飲むことを止めよと意見すべし。そして速に止めばよし、止めざる時は幾度も意見せよ。其の外驕奢の念が起る時も、安逸の慾起る時も皆同じであるから百事此の如くみづからを戒めれば、は無上の工夫なり、此の工夫を積んで、己が身修り家齊ひなば、是己が心の意見を聞くなり。此の時に至らば人汝が説を聞く者あるべし。己修て人に及ぶが故なり。己が心にて己が心を戒しめ、己聞ずば必ず人に説く事なかれ。汝家に歸らば、商法に従事するならん、然らば土地柄といひ、累代の家業と

いひ至當なり。さりながら、汝賣買をなすとも必ず金を儲かないと思ふべからず。只商道の本意を勤めよ。商人たるもの、商業の本位を忘るゝ時は、眼前に利を得るとも必ず詰りは滅亡を招くべし。能く商道の本意を守つて、勉強せば、財實は求めずして集り、富榮、繁昌量るべからず。必ず忘るゝ事なかれ」と、すべて斯くの如く道徳を基本としたのである。乍然、その道徳は單に行爲の規範として獨立したのではなく、一圓融合された觀念に置かれたのである。即ち「孝を問ふ、曰く父母の憂を以て我が憂と爲し、父母の樂を以て我が樂と爲す。此の如きは父子一體なれば也」と謂ひ、或は「忠勤を盡して至善を思はゞ忠に非ず。忠勤を盡して道理を思はゞ可也。忠勤を盡して報徳を思はゞ忠に至る。」と説き、又「孝は孝心、發して孝となる此の如くに至らざれば孝行に非ず。忠は忠心、發して忠となる。此の如くに至らざれば忠に非ず」と謂ひ、或は忠と孝とは返戻の道なり。猶ほ借りたる銀を返し、借りたる鎌を返すが如しと。或は忠は君より利付の金を借りたるを、君の用あるとき元利共返すことなり。又孝は元金を返すことなりと比喻し、元來忠孝は一道にして二道あるに非ず。人、至孝なる時は、忠自ら其の中にあり、至忠なる時は孝も亦其の中に存せり云々と謂ひ、忠と謂ひ孝と謂ふも究極に於

四

て一圓融合した報徳の根元から發する行爲であるとしたが故に彼の勤儉讓の思想も只勤儉貯蓄即ち吝嗇とは根本的に異り、一家子孫の爲、世の爲、國の爲に勤儉の徳を讓ることにあつて、どこ迄も利已的ではなく分度を立て、節制する原理で人道的かつ社會的の意義をもつて終始したのである。

彼の櫻町仕法着手の際「我ひとり葦原に天降りしと覺悟する時は……」とこれを我が國開闢の大道にたとへて天孫降臨の精神を信奉して事に當つたのである。その精神は皇道の實踐を念とし、又我が國道徳の根本觀念であつて忠孝に立脚し之を行爲化して報徳の人生觀を築き上げたのである。この道徳より發した推讓思想は利慾を排し私心を滅した報徳精神となつて實踐せられたものである。故に人道は私慾を制して成ると云ひ、國益に殉じて私慾を去るときは一圓相和する。されば私慾なき所に讓あり、私利、私慾は實に畜道であると。而して實踐の結果を「人道は物を殖すことなり、衣食足りて人道定る」と規定したが、之が第一の要點に於いて道徳の存立は心の啓發を要するとし、「夫れ我が道は、人々の心の荒蕪を開くを本意とす。心の荒蕪一人開くる時は、地の荒蕪は何萬町あるも憂ふるに足らざるが故なり」と。之が實踐窮行する

五

が爲め開發教化に大いに意を用いたのである。

六

以上報徳の教を要約すれば（夜話末尾）實徳を尊んで實利を講明し、實行を以て實地に施し天地造化の功徳に、報ずるの勤をなして、以て安心立命の地となす教なり。其の天地に報ずるの勤めは、内に天賦の良心を養成し、外に天地の化育を賛成するの二つなり。概していへば道徳と經濟なり。故に道徳を以て體とし、經濟を以て用とし、此の二つを至誠の一つにて貫くを以て道とす、……この四要を立て、教ふ。四要とは一誠、二行、三勤、四徳の四つを云ひ、一誠は至誠、二行は道徳と經濟なり。三勤は勤儉讓、四徳は仁義禮智なり。又資産ある人、篤信の人、五讓法、分慶法、結社法あり、之を執行三法と名付く、皆道徳經濟を貫きたる良法なり。……其の目的とする處は、眞理により眞益を求め、社會に幸福を増進して、相俱に安寧を得、道徳は性名を正し、日新して盛を期し、昇天を希ひ、經濟は主として庶物を出して富有大業を望み、且つその永續を希ひ、一身一家一村一郷の威寧を守り、貧富を和し争訟を止め、大和を保合するにあるなりと謂ふ。

時代は翁の一圓融合といふ全體主義即ち日本精神を以て發展生成して行くことによつて、當時の時艱を克服し國威の永安を期するの途となつたのである。それ故に我が業界の全部がこの精神に徹して實踐するならば五萬七千人の尊徳が現はれ非常時局を克服するであらう。

七

二宮尊徳の經濟理念

八

人類は古今を通じ如何なる時代にも先づ生活の安定を望まない者はない。

我國は維新前迄は大體自給自足の生活を爲し、代々その家業をつゞけて行けば生活の不安は少なかつたのであるが、その後西洋の機械化に依る大量生産が輸入されて以來、その形態は一變して所謂自由經濟となり、人々の生活を根底からぐらつかせ遂に生活不安から思想的方面に迄動搖と混亂を來したのであつた、支那事變の勃發を契機として停止する處なきこれ等の弊も急速に匡正されて來たが、更に去る十二月八日の大詔の渙發により聖戰完遂の國是は愈々かたかく、この曠古の天業達成へと經濟體制の確立せられたことは眞に天恵とも謂ふべきである。されどこの非常時局に當り種々生活上の新たな困難も豫想される今日、尊徳翁の嘗めた凡ゆる困苦と不遇の運命とを開拓して貧乏を克服し、生活を安定し環境によく調和し進んで社會安定のために盡されたその體驗と經濟理念とは今日吾々に多くの示唆と教訓とを遺してゐるのである。

一、出生前の世相

徳川氏が天下を統一して幕府を江戸に開いて以來、世は追々泰平に慣れ戰國亂世時代の痛苦を忘れて、次第に贅澤華美に流れて彼の元祿時代等の出現を見たが後、八代將軍吉宗が紀州より出でてこの弊風を一掃しよく中興の成果を擧げたのである。が、在職三十年にして將軍職を退いて爾來再び政道は亂れ始め、十一代將軍家齊公が一橋家から出でてより更に打つゞく天災地變のために人民は益々疲弊困憊して來たのである。

即ち天明元年の畿内、九州地方の暴風雨、同二年再び畿内に暴風あり、同三年夏畿内地方の寒冷や關東の洪水、北海道、四國の暴風、信濃、上野の大地震、七月には淺間山の大噴火があつて鎔岩噴出し三十五ヶ村を壊滅せしめ、尙關東一圓へ降灰して死者四萬餘に及んだ。續いて奥羽一帯の大饑饉と、未曾有の大凶作大饑饉に終始し、翌天明四年更に奥羽に饑饉つゞき、更に天明五年六月畿内の早魃及東海道の洪水あり、九月琉球の大凶作とつゞき、又天明六年には河内の洪水、七月關東の大洪水並に不作、天明七年及び八年凶作は猶つゞいてその慘狀は目を

九

覆はしむる有様であつた。

10

二、二宮尊徳の生立

さて尊徳はこの打つとく天災地變の眞只中に天明七年七月二十三日相模國足柄山の麓（現在の神奈川縣足柄上郡櫻井村字東栢山）に呱呱の聲を擧げたのである時に、父利右衛門は三十五才、母よし二十一才であつた。

この地は小田原へ二里、東海道線松田驛より一里半、酒匂川の沿岸で出水の度毎に被害を受けること云ふ眞に恵れない農村であつた。

祖父二宮銀右衛門の代には相當に裕福であつたが、父の利右衛門はその人となり善良であつたため或は人に施し或は貸倒れ等で逸財して失舞つて赤貧の中に生れたのであつた。

彼が三歳のときに弟友吉（後に三郎左衛門となる）が生れた。

翌寛政三年（五才の時）酒匂川の大洪水の爲め父祖の田畑の多くは流失してその困窮は益々加はつたのである。

寛政九年正月總本家二宮伊右衛門が死歿して絶家となり加ふるに父利右衛門もこの年病に罹り醫療を受けたことがあつた。

翌寛政十年（十二才の時）父再び病み金次郎は父に代り酒匂川堤防工事の夫役に出なければならなかつた。この酒匂川は度々水害を伴ひ堤防の修築は附近村民の大きな負擔であつて、各戸毎に一人宛の夫役を出して防護してゐたのである。僅か十二歳の少年で一人前の働の出來ないのを残念に思ひ、毎日終了後は夜業に草鞋を作つてこれを翌日人々に頒ち與へたのである。父は、醫療費として田地を二兩にて賣却し謝禮せんとせしも醫師はこの事情を知りて受取らなかつたが父の義理堅きに拒み得ず遂にこの半金を受けたりとの事で殘餘は他の生活の資としたのであつた。

寛政十一年（十三才の時）末弟の富次郎が出生した、この年、家の暮しのために彼は隣村へ子守奉公に出て、主人より拾一枚と二百文の錢を貰ひ受けた。歸途老、松苗賣の懇請に同情しかつ自分にも考へる所が有つて、その二百文を以て松苗を買受けてこれを酒匂川の堤防へ植えて歸宅した。如斯少年にして既に凡備ではなかつたことがわかる。寛政十二年九月二十六日（十

四才の時）父利右衛門は長病三年の後四十八歳を一期として遂に斃れたのである。

後には母（三十四才）と十四の金次郎を頭に十一歳の弟と二歳の弟の四人が生活苦の中に取残されたので、母は全く途方に暮れて失舞つた。仕方なく母は彼と相談の上で乳呑子の富次郎を母の生家川久保家へ預けたのであるが、母はこの乳呑子の不憫さ、一家の不仕合せを嘆き悲しみ夜毎に涙の乾く暇がなかつたのである。彼は早くもこの様子をいぶかつて、その故をきけば母は「富次郎を預けてから乳が張つて痛んで困るが二、三日過ぎれば治るから」と答へ乍ら涙を流すのであつた。

これ等を見ても其の親子の情愛は計り知りがたいことがわかるであらう。この母の悲嘆を察した彼は「幼な兒一人ぐらい育てられぬことはないだらう。明日から薪を探り柴を刈つて小田原へ賣りに行きますから富次郎を連れ戻して来て下さい」と告げた。そのときの母の喜び……そして母は明朝にしてはと言ふのを振切つて深夜をも厭はず直ちに隣り村へ行き吾が子を連れ歸つた。

斯くて再び貧しい中にも一家團欒の生活をつづけることが出来たが、それからは彼は母と共に

に朝早くから起き出でて二里餘の山道をいとほすに薪を伐り或柴を刈り、これを賣り夜は深更まで繩を緬ひ草鞋を作り働きつづけた。この間山道の往復にも大學を讀む等寸陰を惜んで學問を怠らなかつた。

享和元年（十五才）ともなつたが凶作が續き貧困益々加はり迎歳の準備をすることが出来なかつた。翌二年正月には太神樂來りたるも僅か十二文の貯へよりなく戸を閉ぢて留守を装つたのである。

かゝる中にこの年の四月四日、母は約十日間病んでとうとう三十五歳で急にこの世を去つたのである。

父逝いて二年、今亦母の死に會ひ残る三兒の悲嘆は如何ばかりであつたであらうか。その上田畑は既に抵當にとられ、産なくして生計を支へる術もなく而も二弟を抱へて只泣くのみであつた。かゝる折しもこの年の六月晦日に酒匂川は再び洪水となり二宮家の田畑は皆流失したのであつた。

母の中陰（四十九日）を終るや一家は離散し、彼は父利右衛門の實家伯父萬兵衛方へ、二弟

は母の生家、川久保家へ引取られたのである。

この伯父萬兵衛は頑固者であつて、彼が熱心に家業を手傳ひ、夜僅かの睡眠時間を利用して讀書することを知つて燈油の浪費を罵つたので彼はせんかたなく餘暇に川畔の荒地を開墾し菜種を作つて、七、八升を收穫しこれを油と交換して學問をつづけたところ伯父は再び「夜學をする暇があつたら繩でも縋つて我が家の再興を計れ」と叱つた。

そこで彼はその命に従つて夜業に繩を縋ひ家人の寢靜まるのを待つて燈火の漏れぬ様に衣類等をかけて撓ゆまづ勉強をつづけた、その間にも酒匂川の土手普請に出て得た賃金を貯へては村内の困窮者に施すことをこの上もない快事としたのであつた。

三、青年時代

享和三年（十七才の時）この頃より復興の志を固め酒匂川邊の廢地に着目し、餘暇を利用してこれを開墾し棄苗を拾つて植付け、その秋には米一俵餘を得て始めて積小致大（小を積みて大となす）の自然の理法を體得し、かつ希望と自信を得て、これを資本として漸く自家の再興

を決意したのである。

文化元年二月（十八才の時）伯父萬兵衛にこれ迄の恩義を謝しその家を去つた、（一説には二十才の時なりと云ふ）爾來農耕の餘暇を見て親族岡部伊助方にて習字、讀書の指南を受け、時には學者の講を聽く等して少しも修養を怠らなかつた。

また荒地を開墾し前年の米を種として增收を計り、この年の秋には米五俵を收穫したと云ふ十月飯泉村の觀世音に再興を祈願し、一日觀音堂にて旅僧の觀音經の和譯の讀經を聞いて大いに感動し、二百文を出して再讀を乞ひ佛道も亦人を救ふにあることを悟つて歸り、善榮寺の考牛和尚に語ると和尚はその非凡の才に驚嘆したと云ふ（一説には十四才なりと）ことである。

文化二年（十九才）に同村親戚の名主二宮七左衛門方に寄食した。

この年開墾擴張の努力は遂に米二十俵を收穫し引つゞき毎年これを繰返し荒地開墾とその前年收穫米を種として增收を行つたのである。

翌文化三年二月（二十才の時）七左衛門方を去つて始めて數年間無住で荒れ果てた吾が家を修復する爲めに歸村して日夜農事に勵んだので其の效果舉つて遂に父の入質した田地九畝十歩

（或は九畝二歩と謂ふ）を三兩にて買戻すに至つた。この喜びはたとえ様がなかつたと謂ふことである。かくして一ヶ年間に一ヶ年の食料に十分の收穫を擧げる迄になつたので、弟友吉を呼戻したのである。

文化四年（二十一才の時）小田原藩士の岩瀬佐兵衛方に雇はれたと傳へられる。

四、社會的活動

前述の如く父の長病と死、引つゞく母の死、孤獨赤貧無財、度重なる天災、一家離散、親族の無力無理解等最悪の環境と生活状態のもとに、只自らを恃み、この悲惨な生活苦から離脱しその運命を開拓する外なかつた。かくて凡ゆる辛苦を嘗めつくして到達した體驗を基とし夫々の變遷する境遇に應じ、生活の安定確立に調和する生活様式を創造して、生活苦に喘ぐ多くの人々を奮起再成させたのである。外に進んでは社會一般の安定と幸福とを念願し希求したのである。これを後世報徳主義又は報徳生活と謂ふのである。が、その經濟理念はわが國の組合としての始めであつて各地に現存してゐる。

さて彼の過去五ヶ年の努力、勤勉の結晶は追々に田畑を買入れ父の盛時に復せしめたので家計も好轉して來たこの年、母の實家川久保太兵衛伯父死歿してその家族が困窮してゐるのを見て折角辛苦丹誠して得た田地若干を頒け與へて救済したのである。

翌文化六年八月（二十三才）豫て絶家中であつた二宮總本家伊右衛門の跡を再興すべく發願し、本家の管理すべき稻荷社地の藪林を開發の計畫を樹て三年にして見事に二朱と五百七十文を得て極小致大の法則實現の基をつくつて報徳金の根元を爲した。これに自分の餘財の三分と二百八十文を加へて一兩とし本家復興の善種金（善い種を植え付けるの意）として積立てたのである。

後、これに賛成して加入した者が一族中でも十人に達し、その利得は本家復興の善種となしその加入者は利息を棄捐して元金に積んだので、十數年後加入者の希望によつて各々に元金を返しても尙百三十四兩残つたのである。この資金は後記の他方面への善種金の源泉となりこれを活用して各地の復興資金として多くの村落民家を再興して遂に大小名をも再生、更生せしめる等、妙用せられたが、晩年はその善種金は一萬數千兩になつたのである。

この年小田原藩の家老服部十郎兵衛(千二百石)は代々の驕奢な生活をした爲め遂に負債千三百兩に及び破産に瀕した。時に勘定奉行某、先生と交際があつてその非凡の才を豫て知つてゐたからその家政の改革を先生に依頼するやう勧めたので直ちに人を派して懇願したが、容易に應ぜず再三懇願に及んでその熱意を知つて始めて意を決し服部家に赴き、彼は服部に今より五ヶ年間、主人始め召使に至る迄自分の命に従ふべく誓はせて後「食は必ず麥飯に限る、衣服は必ず綿衣に限る、無用の事を好むべからず」の三つの掟を定め、分度(収入を算定し支出を制限して目的を達する爲の方法即ち豫算書)を立て、負債の辨償方法を確定した。爾來自ら率先して勤儉力行に努め或は番頭として或は仲間、下男、賄方となつて動き乍ら家内の勤怠、金銭の收支等細心且つ嚴重に監督した。其の結果四ヶ年にして所期の目的を達し、文化十一年二月七日(二十八才)その整理を終つて千三百兩の負債を償却し尙剩餘金三百兩を得たので服部氏夫妻に報告し、尙百兩は服部家の御手許金として非常の際の準備金に、百兩は夫人の内助の賞として、残りの百兩は主人の自由財としてそれぞれ頒つた、服部氏は大いにその勞苦と成果を謝しこの百兩を先生へ謝禮として贈呈したので之を受取り僕婢を集め過去四年間の勤勞努力

の賞として夫々分配し自らは一物も取らず栢山へ引上げた。

かくて再び舊の如く勤儉精勵して自家の興復につとめ、同十三年(三十才)には田地一段五畝六歩を金參兩にて買戻した。

家計既に一家を支へるに剩り有る様になつたので兼てから親戚の勧めを謝辭して居つたが人々の周旋に遂に黙し難く隣村の中島彌之右衛門(又ハ彌兵衛カ)の女キノ十九歳を娶る。(一説には文化五年二十二歳のとき上記キノを娶り同十一年二十八才の時服部家の仕法終了し歸宅後彼女自ら離縁して去つたと)

文政元年三月服部波江(十郎兵衛相續人)の趣法(註、仕方、又は主法とも謂ひ個人經濟の場合には家計整理方法の内規を云ふ)割合帖を作り再び救濟策を講ぜねばならなかつた。

この年十一月十五日小田原城主大久保加賀守は領内百姓の篤行者を酒匂川岸に集め褒詞を賜はつたが先生もその一人であつた。その褒詞は「兼々農業に精出し、心掛け宜しく、村の爲につくし、奇特である」とあつた。

この名譽ある表彰を受けて、自己の爲につくすことはやがて社會のためにも亦福利をもたら

す事を悟つたと傳へられる。

この年妻キノは家風に合はぬ爲め離別を乞ひたれば先生は木綿の出来る頃まで辛抱する様勧めたが聽かずして遂に去つたのである。

文政三年四月二日(三十四才の時)隣村の飯泉村の岡田峰右衛門(一説には岡田彌之吉)女うた子(波子とも言ふ)當時十六歳と結婚した。

文政三年九月大久保侯は「廣く御爲筋(公益)と相成るべき儀は申建つべし」との布令を發して公益に意を注いだのであつた、先生は豫てから領内の年貢米の斗量枴が一定せず種々不便を認めて居つたので、改正の儀を建議して容れられ、吏人をして調査を命ぜられたが良案を發見し得ず、遂に先生にこれを命ずるに至つた。そこで彼は改良枴の案を立て、裁可を得たので江戸に出て、木曾の檜を仕入れ小田原の建具職に製造を依頼して日日之を監督し枴の椽に鐵を打つて磨滅を防いだ。この新枴に依り領内の量器が始めて統一出來て納穀に當つて生ずる紛議を一掃し、かつその爲め年貢米二千石を農民が利したと稱せらる。先生はこの功によつて大久保侯より賞せられた。

同時に進言した小田原藩士の生計救済策をして、低利助成法及五常講が設立せられたのであるが、小田原藩士は服部家と大同小異の窮狀にあり、千石取りの士分でも七、八百兩乃至五、六百兩、又小臣、輕卒に至るまでそれ相當の負債があつて、一割五分乃至二割五分の高利に悩まされてゐたので、これを救済すべく取掛つたこれが領主の立場に立つて社會施設として結社式方法によつて行政的の仕法(規程)を採用した最初であつた。

所謂この五常講金の成立には先づ藩士を救済すべく重職を経て藩主に建議し種々交渉の結果大久保侯の御手許金千五百兩を出して、内千兩を小田原へ、五百兩を江戸在勤藩士のために貸金の資金とした、そして小田原にては資金千兩の内七百兩は利息八朱として重臣救済の資金として、その社會的體面、信用に重點を置きこれを運用し、三百兩は無利息として小臣の爲に手内職の資金とし、かくして五常講の元金とした。

五常講は、小臣にして教養、祿高、信用ともに低く負債も少額でその目的は日常生活の資とし、それ等の生計は僅かに手内職に依つて補つて居たのであるが、この手内職の資本にも窮して居たので、これに依つて救済されたのである。

五常講の組織は三百兩の無利息金を百兩宛を一組とし、百人の連名にて貸付け一人三兩宛で期限を百日間とし、これを提燈又は筆の内職料によつて支拂はしむることとし、支拂方法は連帶責任とした、例へばその内一兩の支拂を怠る者があると、その本人の連名より以下十人目迄にて支拂ひ、二兩怠ればそれより下の二十人にて、又三兩全部を怠れば残りの七十人にて辨済することとした。

(参 考)

一金百兩

右者手細工諸色買入代金として、金三兩、高百日限、無利息にて貸付申候間、思召之面々別紙帳に、御名前、御印被成候ば、手廻り次第相渡可申候。

右者聖人御傳授之金にして、仁義禮智信さへ違はざる様に候得ば、一ケ年には金三百六十兩之通用仕候。

若一人此道に違ひ候もの有之候はば金三百六十兩也、不通に相成申候。

只世の中は、以道爲通用と但借候ものは借りたる時の心を不失返済仕候得ば、道之一つに候云々。

々。

この五常講資金三百兩は各員の間に流通され各員の勤勞所得により連帶責任觀念のもとに償還し、資金は永久に循環活動する組織にて、一つには藩主の恩澤を偲び、一つには連帶者間の重責を負ふ、と謂ふ報徳様式の一つの創造である。

かくて先生の才幹は大久保侯の認むる處となり、文政四年(三十五歳の時)下野國芳賀郡物井村字櫻町の櫻町復興を命ぜられたのであるが固く辭退した。

この櫻町知行所は物井村、横田村、東沼村を管理し、大久保侯の分家にて旗本宇津範之助(胤之助か)の所領で登録高四千九石と言はれるが元祿の頃三千百十六俵の年貢米で民家も四百三十三戸であつた。その後地味不良化、連年の不作等により田畑、人心ともに荒廢して貢米も九百三十六俵に減じ、民家百三十戸となつたのである。

宇津家は度々これが復興を企圖したが常に失敗して窮境にあえぎ江戸の西大久保邸が火災に罹り焼失したが、新築すること能はずして麻布谷町の本家大久保邸に假住する有様であつた。大久保侯はこれを救済すべく、その後先生に再三の懇請をしたので彼は遂に意を決して之を

諾した。時に文政四年八月、先づその成否を檢分したのである。尊徳三十五才の時であつた。彼は遙々櫻町に出かけその地の民情、地味、水利を視察すること數十日にして一旦歸り、復命して曰く「土地は瘠せ、人民は怠惰で無頼、これが復興は仁政によつて人民の苦難を救ひ、思惠によつて教化し、荒廢地を開拓して移住を奨励する以外によい方法はない。現状の如き瘠地に肥沃同様の年貢を取り立てゝは衰退するのみである。

既住の再興策を視るに、多大の財貨を投資して却つて藩吏人民ともにこの財貨を得んとして争を生じ結局一致を缺くのみでこれが衰廢の原因となつたのである。故に荒廢を救ふには荒廢の力を以てし、衰貧を救ふには衰貧の力を以てするより外に良案はない。荒田一段を拓いて産米一石を得たら、その内五斗を食料とし、残りの五斗を以て來年の開墾用として行けば、他の財貨を借らずして復興を爲し得るのである。宇都家の實收は僅かに八百俵なれば、四千石の生活棄てゝ八百俵の生活を爲し、而して開拓すれば、難村と雖も復興出来る譯である。但し復興の曉に於ても四千石の知行は不可で、二千石と考へることが肝要である瘠地は二段を沃地の一段に比すべきで、櫻町の如き瘠地を一段として貢課すれば復興するも、忽ち元の貧村と成る

であらうそのため減する二千石は他に領地を與へるの外ない」と進言したのである。

翌文政五年三月（三十六歳）曩の復命を藩主嘉納して彼の計畫通り十ヶ年を期して櫻町復興事業を命ぜられたのである。

この下命は櫻町の代官高田才治、磯崎丹次郎より申渡したがそれに曰く「十年間全然櫻町の租入を千五百俵餘、金百二十七兩餘にして委任す。任意に仕法を行ふべし」と。

このときの彼の待遇は名主格、高五石二人扶持、小田原引拂料米五十俵、毎年復興仕法米二百俵及金五十兩であつた。

この年九月四日江戸を立つて六日野州櫻町へ赴任したが、十二日再び歸府して新任披露を終了して櫻町へ赴いた。

翌文政六年（三十七才の時）彼はこの事業に献身する決心のもとに歸村し家宅、器財を六兩一分餘にて賣却して祖先の墓に詣で、これを報告しこの年迄刻苦經營した田畑を大久保家に委任して、三月十三日妻子を伴つて出發、十五日江戸に着し、次いで五月二十六日江戸を發して二十八日櫻町に着任したのである。

着任に當り、物井村の名主等は先生を一里餘の父田貝驛に出迎へ、甘言と媚を以てし且つ酒肴を饗應せんとしたが、一禮してその儘通過したので隨行者は何故にこの親切を受けざるかと問ふに「先づ媚をなす者は必ず奸人である。實直、正潔の者は呼んでも容易に來ないものだ。今迄この地に赴任する者は皆彼等と相談するから事が破れる。予は決してその術中には陥らな

い」と答へたのである。

櫻町の陣屋は屋根は破れ柱は朽ち壁は落ちて、邸内には雑草生ひ茂り、村内の田畑の三分の二は荒野となり、民家の周圍にのみ耕地あるも、その手入れを怠り、雑草の中に農作物は生育する有様で農家悉く赤貧を極め、紛争絶えず、飲酒、賭博に耽り、互に他の不幸を喜び他人を害して私利を圖り、名主は細民を虐げ、細民も亦名主を怒る等その生計、人情ともに頗る悪化してゐた。

そこで先生は着任と同時に、先づ陣屋を清掃してそれに住み、事業豫定表を作り、復興資金としては、本家再興資金として保管せる百八兩と家財賣却代金その他計百三十四兩三分一朱餘と、櫻町にて受取るべき年五石二人扶持、加之栢山の所有地の振替交附米として大久保侯より受ける五十俵、仕法米としての二百俵と金五十兩で計米百七十俵餘と金百三十五兩を善種金或は仕法用として推讓（所有慾を犠牲にして提供するの意、若くは自他のために社會永遠の共存共榮への自覺による奉仕）して、この難村に臨んで村内巡視を一日も怠らず人民と土地とに精通し而も善人を賞し、悪人を諭し、窮民を露ほし道路、水利を通じて農具をも貸與する等有ゆる保護奨勵、鞭撻しつゝ自らは粗衣、粗食に甘んじ乍ら献身的の實踐窮行をしたのである。之が爲め反面に於て小人達の忌避する所となり、果ては愚民を煽動して事業の妨害を始め、開墾を奨勵すれば反對し、又移住者に寄らんとすれば凄辱迫害等して永住せしめず、境界地劃を定めんとするも言を左右にして應ぜず、かつ貢米を厭ひ今迄の耕地は年々捨て、耕作せず荒無地へ移植する等精農の念は地を拂ひ、紛争公訴等は後を絶たずしてこの開發に専念を許さないのであつた。

その上、領主大久保侯の意に反し、單に名主格として任用せられたに過ぎず勝俣直作（又は周左衛門）武田才兵衛二人の本官を知行所の上官として仰がざるを得なかつたので、先生の事業を妨げなかつたが事毎にその掣肘を受けて意の儘に計畫の實現に當ることが出来なかつた。

文政九年(四十才)赴任五年目にして遂に「現状にては復興困難につき」と辭任を申出でたが「御年限中、彼是申出で候儀、甚だ不忠の至り」と容れられなかつた。併し事情を調査の結果その實相が判明してその年五月一日勝俣、武田の兩人は召還されるに至つた。先生は組子役に任せられ且つ知行所の長官に補せられ、横山司右平なる者を副官として差遣せられたのである。横山は清廉の士でよく先生に助力したが多病のため十分協力出来なかつた、かゝる内に翌文政十年二月初旬先生は過勞のために數月病臥するに至つたので小田原より豊田正作と云ふ者が助役として赴任したが、この者は藩中の持て餘し者で感化と追放を兼ねて派遣せられたものでこの難事業遂行に更に困難を加重したのであつた。

彼は先生の意見に事毎に反対し事業を妨害し大酒を煽り農民への命令も一として實行されな。流行の先生も手の下し様がなく只長太息せざるを得なかつた、茲に於て遂に止むを得ず日夜酒肴を以て彼を歡待して懷柔、軟禁したので豊田は村内の巡回も怠り、又奸民との結託の機會を失つたので再び餘儀なく先生の命令を奉ずる様になり漸く事業を進めることが出来た。

斯して數年、豊田も先生の徳行に感じその非を覺つて遂に事業に協力する様になつたがこの

間も諸種の障碍續出し奸民、俗吏は藩主に讒訴し四面楚歌の中に七年を経過し、文政十一年四月(四十二歳)櫻町復興に關し意見書を大久保侯に上申したが要領を得ず終つた。

そこで先生は事業の完成はこの積惡の村民と悖德亂倫の徒の横行に依つて如何なる恩惠を施して勤儉善行を勸奨するも結果は愈々不良となるばかりであるから、これを天意に委ぬて、滅亡し又は退散するものは敢て憂へず放任して後復興する外に途なしと考へ、これより不正不義者へは扶助教導を絶ち、困窮し出村する者を止めず、唯實直又は改心せる者のみを選んで對象としたので、奸民の怨みと關係吏の非難とが大いに昂り大久保侯へ訴へたので侯は遂に群民の言に惑ひ先生を招いて理非を糾されたのである。

先生の言上に曰く、「君侯再三の命に背き難く彼地に赴任後は寢食を忘れて只君民のために盡した積りであるが事業半にしてこの訴あるは自分の不幸たるのみならず又君の不幸であり、今更是非曲直を辯明するは好まない、願はくば速かに自分の任を解いて彼の訴ふる者をして彼地の復興を任せられたい、それに依て事業が成就するならば、是れ元より自分の望む所である」と、至誠の言に侯は大いに感動し、慰留して却つて讒者の處罰をせんとせられたので、先生は

「若し處罰あれば自分も到底その任に留り難い、願はくば彼等を慰勞して長くその任に留められ度い」と言上したので、侯は讒者に對し、二宮の言に依つて處罰は免除するが今後再び如斯きことあれば嚴罰に處すと申渡されたので小人等は戰慄恐懼して任地に歸る、これより先生の威令は稍行はるゝに至つたが事業も後三年となり先生の懊惱は計り知し難いのであつた。

文政十二年三月十七日（四十三歳の時）忽然として櫻町より姿を消したので村官民は驚き八方に人を走らせたが見當らず不安を感じて來たのである。

この時先生は下總國成田不動に參籠し斷食靜座して俗念を拂ひ、新たな勇猛心を起すため發願の動機は如何にもして村民の復興を遂げんとする念願のもとに「禍を轉じて福となし、凶を轉じて吉とし、借財を變じて無借とし、荒無を變じて開田とし、廢地を變じて沃土とし、衰貧を變じて富榮とし、困窮を變じて安泰と爲し、凡そ人民の惡む所を除いて好む所を興へんと日夜念願し、その心を以て君命を受けその心を以て實踐して既に七年に及ぶも民心未だ之を解せず、土地開け人民富に向ふも人心喜ばず、却つて反抗し、奸佞蔓り、良民其志を伸ぶる能はず、退かぬか君命を如何進まんか行路塞る。君命によつて國家興復の道を立て、民を水火に救

はんと怒するのみ、天地神明苟もこの誠心を信とせずんば死すとも食せず、民を水火に救はずんば身を猛火に投ぜん」と云ふ信念決斷のための精進であつた。

櫻町の官民はこの不在に依り大いに反省すると共に君侯の呵責を恐れるの念を起したのである。先生は成田に到り先づ不動尊前の旅宿小川屋に投宿したが主人は粗衣を纏ひ一癖ありげの面魂に不審をもち其氏名を尋ねると「聊か心願の筋が有つて斷食祈願する者であつて、別に怪しい者ではない、小田原藩中の者である」と答へて、安心のため七十兩を預けたので主人は益々怪しみ後難を恐れて止宿を斷つた。そこで「然らば何故最初に斷らぬか」と大聲叱咤すれば主人はその威に打たれ恐縮し、直ちに人を派して小田原侯邸につき問合せた所藩の人々はその人相により先生なるを知り、粗略なき様嚴命せられたので使の復命によつて俄に待遇は一變したとのことである。

櫻町の人々はこれを聞き深く後悔して吏員、小路唯助等數人を代表として成田に赴かして歸村を嘆願した、この日は斷食二十一日目の滿願當日であつたので、不動尊の加護空しからざるを喜び最後の精進の粥を食つて勇躍成田を後に二十里を一日にして歩み歸つた、是より三村

の農民はその熱誠に心服して違背する者なく、困難を極めた復興事業は之より着々進捗するに至つた。この参籠によつて報徳の大精神を愈々固くして大我の愛をもつて經濟事業と共に教化を基として、身を以て奸民を愛し、悪民無頼の徒を憐み、事を斷するや速斷速決を敢行し尊い範例を示して善導し、一切を包擁して追放棄捨することなくして今や櫻町陣屋は内は同僚相和し、外は農民悦服し三村の吏民はすべて先生の手足となつて動く様になつた、茲に於て安心して積極的に荒地の開発、金穀の助貸、産業奨勵、善行表彰、移入民の招集、救恤等有ゆる方策をもつて復興に精勵努力した結果、さしもの村情を一變して天保二年（四十五才）前後十年を経て遂に豫定の復興を完成したのである。

この年正月大久保侯、日光参詣の歸途結城の旅館に先生を召し、その功勞を賞し「釵之助知行所荒地開發の趣法容易ならざる儀、年來丹誠を盡し、斯く立直り候上は、必ずお手戻り無之様致すべし」と激勵せられ、大いに面目を施した。この侯の言に力を得て、その後更に數年間復興事業を繼續して基礎を益々強固にしたのである。

越へて天保四年の初夏先生は宇都宮に旅して初茄子を食し、その味秋茄子の如きに驚いて春

以來の雨つゞきで今年は屹度不作になると察し歸途處々の草木を調べるに地上の葉は秋色濃けれどもその根は旺んなので球根類を作つて不作を免れんと考へて櫻町に歸るや村民に命じて芋大根、蕪等を作らしめ、又各戸に一反歩宛の免租を約して直ちにそこに稗を蒔くことを命じた村民は濫々と植え付けたので、この秋の關東、奥羽の大凶作に當つて三村の民は根菜と稗とで不足を補つて一人の飢える者もなかつたのであつた。翌天保五年再び命じて饑饉の對策として向ふ三年間一反歩の地租を免除するからと稗作を奨勵して三ヶ年に數千石を貯藏せしめたので天保七年五月より七月の降雨と冷氣や大風雨のためこの關東奥羽一帶の饑饉状態となり飢死する者は日々數百人を數へ、その慘狀は目を覆はしむる有様であつたが、併しこの櫻町四ヶ村民はその難を免れたのである。

以來先生は戸毎に所持の米穀を調べ、貯藏高を一人に付五俵宛とし、多い者から買取り少い者にそれて補つて食料の不足不安を除いたので村民殊に貧民その施策に感喜した。時に先生は一同に「今方々に餓死頻々たる中に汝等ばかり安穩に暮せるのであるから、怠け貪つては相濟まぬし天罰の程も恐しいから他を考へて、朝早くから、深更迄働き、繩を綱ひ、田畑の手入

れを怠らず、來年の用意を十分にしておこの凶年を動機として一層奮發したならば永遠に繁昌の基となつて、天災は變じて幸ひとなるから大いに勉めよ」と諭したので村民は大いに感奮して出精したと謂ふことである。

かくて三村の地は全く開發せられ、勤勞と人の和と生活の安定とを得て面目を一新し、十五年前に四千石の封地の租税僅か九百俵であつたが、今や實收税三千俵に増加したのである。そこで衰廢の因であつた租税を民收の三分と定めて宇津家の年收を二千俵と決定して分度を確立したので永く繁榮をつけたのである。

翌天保八年の饑饉にも村民をして不安なかしめ猶烏山領、小田原領の窮民をも救濟したのでその名聲は次第に遠近に傳はり日々數十百人或は仕法の指導を乞ひ、或は報徳金の貸付を仰ぐ等、宛然、金融機關の如く、又現實生活を理想化する教化道場の如く恰も現今の人事相談所の様であつた。

この年の十二月十三日櫻町三村を宇津家に引渡すことにした。思へばその苦心慘憺寢食を忘れてなした經營實に十六年、諸經費を差引いても米八千五百四十三俵餘と金二百十壹兩餘を剩

餘として得たのであつた。

この終了後も先生は櫻町に在住して猶監督指導され、天保十三年に徳川幕府の臣となつて後も侯の依頼により顧問として往來したとの事である。

これより先、櫻町を距る三里青木村（茨城縣眞壁郡大國村）は幕臣川副勝左衛門の知行所で高八百五十石、以前は人家百三十戸あつたが寶永年間川副氏の所領になつてから、衰退して僅か二十九戸となり、水田灌漑のための櫻川は砂地許りで大雨毎に堤防も堰も流失するので遂に水田は絶望視せられて茅原となり農民は遊惰と化し、かつ天明年中茅野の失火から延焼して民家三十餘戸が焼失したので移住離散する者多く遂に一寒村となつて居たのである。

そこで名主館野勘右衛門はその再築策を長考し一日、村民を集めて「村の再興のため先生の指導を願ふより外はないが、如何に懇願しても吾々の赤誠を示さなければ決して應ぜられないであろうけれども成否は村民一同の決心如何にあるがどうか」と問ふた。村民は皆熱誠を示して嘆願を切望した、されど吾々から懇願しても容易に先生は許されぬであらうから、これは領主から依頼された方が良からうと考へ、直ちに川副氏に事情を申述べた處、氏も大いに喜んで

用人並木柳助に親書を授け、勘右衛門同道にて仕法を乞ふたが、多忙の故を以てこれを謝絶せられたので、上下とも大いに失望し、爾來再三に亘り懇請した爲め先生も少なからず困却して説諭して曰く「若し用水堰が出来なかつたら水田を止めて畑にすれば良い、水田が駄目なのを口實にして荒蕪させ、賭博を好んで遊惰となり、負債を累ねて村の衰頹するのは當然である、吾が道はかゝる怠惰を憐み、節儉して公費を省き、以て剩餘を生じ勤勉刻苦善行を積んで一村一家を全くするのであつて、別に不思議を行ふものではない、今村の様子を見るに、凡て我再興の方法と反対であるからその困窮は憫然の至りではあるが自業自得であつて仕方がない。こんなことで再び来るな」と、この訓戒によつて一同過去の不明を謝して頻りに先生の指導を乞へば先生は「苦しいときは何でも忍ぶが、少し樂になると惰けるのが人情の常である。先づ村野一面に密生して居る茅ぐらい刈り取つて來たらどうだ。困難な復興の經營を願うよりもこの方が先ではないか。刈れたら其茅を買取つてやる」と言はれ、成程と感じて歸村しそれより一同末明より出で、一千七百七十八駄の茅を刈り取つて報告方々來たからこれを高價に買取らした。その爲め村民は多くの利を得、かつ今迄この茅を刈らずして野火の跳梁に委した愚をも

覺つた。

先生は又村民に屋根の破損せるものはないのかと尋ねた。村民は貧乏のため雨の漏らぬ家は一軒もないと答へたので、早速物井村の人民をして青木村の民家社寺等を悉く屋根替へをさせた。時に天保二年（四十五才の時）であつた。そして「雨漏りも野火の心配もなくなつて稍安心して暮せる様になつたから、これで満足すべし、吾が興復方法の如きは行ひ得べき處でないから諦らめた方が良からう」と言はれたが、村民の嘆願しきりのため「然らば村内の荒地を全部開墾する事が出来たら、青木村の爲に用水堰を造つて水利の便を計つてやらう」と言はれたので村民は擧つて開墾に従事して數ヶ月にして大半の荒蕪地を拓くに至つた。先生は約束に依り始めて青木村に出張し「荒蕪も美田も各人の心掛け一つに依る」と勵まし、櫻川を視察の上村民はもとより隣村の人達を雇ひ、宇新橋を選んで愈築堰に着手せんとし、一同に諭して曰く「何時出水するかわからぬから速かに完成しなければならぬ、従つて一同は懸命の努力を要するので、普通二日の賃銀は米 升二合と二百文だが私は一日二朱を出すこととする。併し乍ら怠ける者は直ぐ解備する」と言ひ渡し、酒と餅とを現場へ置き「上戸は酒を飲め、下戸は餅を

喰へ、但し飲み過ごすな、疲れたら半日で歸つて休め」と謂はれたので人夫達は皆「極樂普請」と稱し歡呼し乍ら勞作に従業した。

先生は水の上に一杯の大屋根を作らせその出来上つたとき、自らその上に登り杭に縛つた繩を切つて屋根を水中に落させ「早く石と木を家根の上に置け」と指圖すれば大石と巨木とが投下せられて、屋根の下部は水底に達して小砂を閉塞したので水は少しも漏れず、この上に堰を作らせ大小の水門二ヶを設け洪水に備へて完成せられたのである。

この堰堤工事の豫定は日數五十日、費用約百兩であつたが、この創意により僅か十日餘の日數と約半分の費用で成功し、爾後數十年間に數回の洪水があつたが少しも破損しなかつたのである。

此處から水利を通じたから灌漑は水量多く全村はもとより隣村をも潤ほす様になつた。先生は引續き村民を導き善行者を推選させて表彰し、貧民は救済し農具等を與へ、道路、橋梁を造つてやり負債ある者はその償却方法を立て、人倫を教へ、勤儉、殖産を奨勵したので民生大いに興復して、天保七年の大饑饉に當つても村民一人當り雜穀五俵宛を得させて少しの不安がない。

かつたとの事である。

さて話は變つて野州那須、芳賀兩郡の五十五箇村を烏山領と言ひ領主は小田原侯の親族、大久保佐渡守忠成と謂ひ、この地の所領二萬六千六百石と相州に一萬四千石を領してゐたが、烏山領内の民性は遊惰であつたから上下とも疲弊して居つたので天保七年の饑饉に際しその窮狀は一層甚しく遂に所々に一撥暴動を起すに至つた。この秋に當り大久保侯の菩提寺住職、圓應和尚は豫てから興復に盡力しつゝあつたが、この慘狀に默視し得ず家老、菅谷八郎右衛門に諮りその賛成を得て、單身櫻町に到り先生に面會を求めたが多忙等の故を以て拒絶せられた。併し彼は民家の窮狀を濟ふの念固く陣屋の門前に晝夜座して動かざるを聞き先生は彼に説諭すべく呼び入れて曰く「佛の道は荒蕪を開き民の飢を救ふことではなく、人にはそれ〴〵職分がある。それを亂すのは政道の基を破るのである。僧侶の任務は厄災を未前に防ぐ爲、佛に祈るに在る。その志は善いが道ではないから藩侯を動かしてこれを爲せ」と和尚大いに感悟して烏山に歸り家老菅谷にこの旨を告げ、若し先生の教へがなくては領主を不仁の君とするところであつたと感嘆したとの事である。

家老之を聞いてその凡備ならざるを知り君侯に尊徳の人物を言上しその直書を以て訪ふた。そこで尊徳はかく迄自分を囑望さるゝ上からは何とか救済せざるべからずと菅谷を引見して「自分は多忙なれど烏山侯は小田原侯と親戚なれば、烏山より小田原へ申請し若しお許しがあれば救援しやう。事が急を要するにつき」と金二百兩を託し一時の應急費とせられた。時に天保七年十一月。小田原侯より「烏山を救ふ道あらば盡せ」との命ありたれば直ちに近在の馬匹を集めて烏山に米穀を續々と送り諸方の人民を養ませ目を見はらせた。先生は勞働に堪へる者には開墾耕作、土木に従事させ高い賃銀を與へて救ひ、老幼者は天性寺へ救護所を設けて一人白米一合宛を粥として喰べ收穫期迄忍べと諭した。かくして炊出しを爲すこと十二月より翌年五月五日迄に八百七十餘人の饑民を救ひ、その解散の際にも白米三升宛と五百文を救恤した。又壯者には農具を與へ且つ開墾料一段二分二朱と肥料代一分を出して世話人を擧げて彼等を監督せしめ一年間に五十八町九段歩を畑としたのである。

斯して饑饉救済も無事に終つたが更に侯の直書に藩士の連書を以て恒久策を講ぜられん事を依頼されたけれど容易に應ぜられず、菅谷の再度の中出によつて上下の熱願の溢れてゐるのを

きゝて詮方なく之を承諾し屬吏數十人を櫻町に起居せしめて烏山領十ヶ所の諸經費收入を調査せしめこの平均を分度としそれ以外の支出は一切禁止餘剰を基本財産として貯へせしめ先づ自分の手許金を貸付けて荒蕪地の開墾に當らしめた。されば數年にして二百二十四町歩を開拓し産穀二千石に及んだのでこれを示して。「年々分度外の收穫二千石を以て爾後の開墾、負債償還の資として經營すれば興復は容易であらう、唯この成否は、今の分度を確守すると否とにある」と進言したのである。然るに事業の好助力者、僧圓應死し、家老菅谷亦退けられて後烏山は次第に廢頽し來つたので藩主は再び先生に復興を依頼せられ、菅谷も復活して事業につくしたが天保十三年幕命により登用せられ、菅谷も亦數年にして歿して再度の興復は遂に成らずして止んだ。

この間にも常陸國筑波郡四十三ヶ村及下野國茂木二十七村、合計一萬六千三百十九石の領主谷田部藩細川侯は積年貧困を極め、借財既に十二萬兩に上り租税の滞納三分ノ二に及ぶ程の衰亡状態で、俸祿も完全に給與されないと云ふ有様であつた細川侯の抱へ醫者中村玄順は二十五兩餘の負債があつたので、先生の高徳をきいて往訪し、再三の拒絶されたにも拘らず懇願の末

面會を得て二十五兩の借財を申出た。尊徳は領内の衰頹をきいて國の安定をも考へずして只一身の安きを計るとは以ての外だと諭したれば彼はその非を覺つて歸つた。侯の養嗣子辰十郎に先生の偉才を進言したので彼はその旨を受けて再び先生を訪れて教を乞ふた。そこで復興策を尋ねたるにその原因は分度を立てぬに因のだから分度を立て、節儉を行へば再興せぬことはない、若し群臣の妨害があればその理非を彼等に諭して可否を問へ、然らば必ずや彼等も興復に同意するであらう、これをもつて群臣の望みによつて事を行ふことゝすれば内心新政を好まぬ者も妨害をすることが出来ぬであらうと、玄順は大いに喜び、日ならずして分度を立てられんことを乞ふたので、先生は矢田部落の豊凶十年の租税簿により分度を立て、交附し、かつ本家と細川侯の過去に於ける毎度の補助金八萬兩にも及んだのに拘らずその効なきのみならず本家との不和にあるは以ての外なり先づ本家と親睦にしてから着手すべきことを教へた。玄順はこの旨を復命し爲政鑑と題する分度書を君侯に上り主君群臣に先生の教を示し異議なきを誓はしめた。(天保六年)

斯して本家との和解も成り上下一致して興復へ志すことゝなつたが、その難事業の遂行は先生を措いて他になく、玄順をして三度先生の直接指導を乞ふた。先生は余は小田原の臣なり、主命に依るに非ればその任に就く能はずと、即ち細川侯より大久保侯に依頼して主君の命を待ち、始めて矢田部落の興復事業に乗出されたのである。

この事業は先生の子弟大島某を主任として常州谷田部、野州茂木の兩地へ赴かしめ資金數千兩と人夫數十人を附せられた。大島は直ちに荒蕪地を開拓し始め水利を計り、土工を興して耕地の整理を爲し、かつ窮民を恵み勤怠を監視して善人は表彰し、悪人は善導し負債を償ひ、その他萬般に亘り善政を施して日夜盡瘁したので、その成績大いに擧り數百町歩の開拓地を得て千五百の年收を増加したれば負債は半減するに至つた。然る折藩主は幕命により大阪城及び京都の守護に任ぜられたので興復事業に支障を生ずる爲、先生の意見を徵せられた所私事を以て公事を怠るは即ち不忠である興復の費を擧げて任を全ふするも亦止むを得ざる儀と述べられたので侯は費用を豊かにし任につかれたと。

されど興復も別段中絶せず縮少して繼續したのでその目的は稍達する事を得たのである。天保七年(五十歳)の全國的大饑饉に當つて殊に小田原領は慘害甚だしく大切な米穀がなく

多くは山野の草根、木皮、果實をとつて飢を凌ぐ有様に大久保侯以下大いに苦慮するも及ばず遂に先生を迎へんとしたが、櫻町事業の執行に専念するの約を盾に應じなかつた。併し侯の懇命によつて十二月二十六日江戸藩邸に伺候するに至つた。侯は命を下して二宮を賞せられんとして祿若干なれど用人格に進め、先づ麻上下を賜はんとしたが先生は之を聞きて佛然として「此度の召見は小田原藩民の饑饉の救済であつて恩賞の禮儀沙汰は以ての外、又上下等は不用であるが強ひて受取れとあらば戴いて之を寸断にし空腹民に一片つゝ喰はせ、飢民の生命がつけぬるなら幸ひである、加之自分に祿を賜はるはこの危急の際御免を蒙りたい若し強いて下らるとあれば千石頂戴し度い、千石有れば少しは飢民を救ふことが出来るであらう」とかくして恩賞は沙汰止みとなり直ちに手許金千兩を出し、米穀は小田原藩の倉庫を開き尙不足あらば他に計を立てて存分救急策を講ずべしとの命あり、これに名物の小田原評定の日を重ねることを月餘を経て翌天保八年一月十一日に決定即日小田原へ急行して直ちに國家老に命を傳へ、藩の倉庫を開かせんとしたが又も小田原評定をつゞけ藩侯の命なくしてはと先生の理をつくしての言を容易に容れざれば尊徳は聲を大にして「よし左様な無益の論議に時日を空費するとあらば各々

もこの場を去らず只今より斷食して評議せられたい。今人民は餓死せんとするに當り飽食、暖衣の評定で事が決する筈がない。自分も評議の決するまで斷食して茲に居る」と論談せるため衆皆驚き、その爲に議決して倉庫は開かれた。かくして直ちに配與の方法を立て自ら領内を巡視し、人民を無難、中難、極難に三分しそれぞれ相當の米穀と金錢を五ヶ年々賦無利息で貸渡し返濟不可能の者は村の負擔とし、尙饑死に頻して急救の要ある者には懐中の金を與へ「今日藩侯の救助が届き一人の餓死者もない様にするからそれ迄支へて居よ」と激勵せられたから民は合掌して感激したと。彼が領内隈なく巡回して救済したる者が四萬三百九十餘人、助貸金四千八百六十八兩、米穀千七百七十俵の多きにのぼり一人の死者をも出さなかつたのである。かくして善導よろしきを得たれば五年後これ等の助貸金穀は一人の未納者なく完済せられたのであつた。

是より先、賢君大久保忠真侯はこの救済に先生の赴任直後、病重まるや、腹臣を枕頭に招き遺言して曰く「余嘗て二宮を起用せんとせしも群臣賛せず先づ分家諸領の興復を委託したるにその成績顯著にして寔に古今の偉人なりその偉才は諸侯に起用せられて功績恩徳大いに擧る、

予の歿後は嫡孫仙丸を補佐し二宮を擧げて小田原領の興復を圖り、上下をして安泰せしめよ」と。

後幼主世を繼ぎ家老等相議して領内の興復を先生に命じたので、先君の遺命と藩の決定とあれば、謹んで命を奉ずるも興復事業の根幹は分度の確立であるからこれを立て、節儉し資金を潤澤にして始めて事業の遂行は可能となるのであると情理をつくして進言したが、分度は追つて決定するから先づ興復に着手せよとの命に止を得ず小田原に至り一、二ヶ村より着手せられた。先年の饑饉以來先生の徳を敬慕する人民達は風を望んで先生の下に來り忽ち七十三ヶ村はその徳化に浴するに至つたが、藩が分度を立て、行ふならば、興復は濟生安民の道となるも分度立てずして收穫を増すも徒らに人民のみ勞して租税の増徴となり反つてこれを苦しめるのみであるから、屢々分度の決定を迫つたが誠意が認められないので今は是迄と櫻町に歸つた。それ故に人民は興復仕法の繼續を嘆願して止まされども彼等を淳々として教導し歸村せしめて實施させたので相當の効果を擧げたが、藩當局も黙すことが出來ず再び呼び返すことに決し、使者をしてその旨を傳へしめたけれども、分度の定まらざるをきいて動かされど餘りに使者の熱

意がこもり且つ他面領民の上を思つて遂に天保十年十一月再度小田原に趣き、相州足柄上郡竹松村及び曾比村の二村に出張して指導せられたので、遠近七十二ヶ村より擧つて仕法を乞ひたれば順次施法したので斯る廣大なる地域も興復に向つた。然るに天保十三年幕命によつて普請役格に召抱へるとの内命あり、事業半なればその完成まで受け難き旨を藩より申請せられ度いと申出たるも遂に容れられず止むを得ず小田原の顧問として兼務することゝなつたのである。

後小田原藩は興復事業の廢止を發表し、かつ尊徳と人民との交通を禁じ報徳資金（又は報徳仕法金）註、報徳金は事業資金として先づ先生の土臺金を推譲せられ善種を植え付けこの善種金に共鳴して仕法区内の各人が貧乏の中から特別の勤勞によつて一錢一厘を節約しその集積を推譲する（日掛繩綱法）その報徳金を夫々の法則によつて貸付け利殖される。この利潤を謝恩として推譲する（冥加金）その他元惣金推讓等により仕法財を造りこの報徳金は各人の羈絆を離れて失舞ふ、推讓の意味は茲にある）の残り五千兩と、慰勞として銀二百枚を贈つて來た、時に弘化三年七月、尊徳はその受領を拒んだし又藩も受けず冲天に迷つたので遂に幕府へ一件書類を提出して裁決を乞ふに至つた。翌四年五月二日公務に關係なしとして受領すべきものとの内意があつたからこれを受けるに至り後に日

光仕法に供したのである。

是より先、天保九年常陸眞壁郡下館藩主石川近江守は下館城下壹萬四千二百二十石と河内、石川郡五千石を領したが領民衰頹し、租入完たからずして負債三萬餘兩あり、年收はその利子にも足らない状態であつたので、郡奉行衣笠兵太夫を派して教を受けんとし出掛けたが例の如く面接を拒絶せらるゝこと再三の末引見されて諄々と教戒せられたので敬腹した。後には家老上杉某と衣笠とを主任として興復に關し先生の教を受けた。尊徳は彼等に君民の道、家臣の責務等を諭して覺醒せしめて過去十年の收入を精査せられて平均收入を出し四分の三を支出に充て残りを豫備として分度を定められた。斯くして家老上杉に諭して曰く「祿高は二萬石であるが實狀は三分の一に過ぎない従て藩士の祿も減ぜねばならぬが小臣の祿を減ずる事は容易ではなく且つ怨むであらうから先づ家老自ら祿全部を辭退し興復資金に寄附して以て下僚を減せられよ」と教へられ大いに感じ三百石の祿を辭したので大島某、小島某の二人これに感激してその小祿を辭して勤務したので彼等へ櫻町より米穀を給してその生計を助けられた。さて分度が定まつたが負債の償還の術なく天保十年藩の經費を正月、二月分は尊徳が立替へ

三、四、五、六月分は本家より補助を仰ぎ、七、八月分は城下の御用商人より供出させて八ヶ月分の藩の諸經費を元金の償却に充て、負債を減じ、之より著々元利返済を爲し得たのであつた。この方策によつて整理も緒についたので嘉永五年に至り人民の興復事業に着手すべく門人大島某を主任として派遣し表彰、救恤、助成、獎勵、開發、教化等の方法に依り數年間にして淳良富致となり分度外の金穀若干を得るに至つたのである。陸奥國宇多、行方、標葉三郡二百二十六ヶ村の領主中村藩相馬家は祿高六萬石、元祿頃迄はよく開發して盛大な經營状態であつたから耕地の實測をなし三萬八千石を増徴して九萬八千石となり正に年收十七萬俵に及んで藩の財政は豊かとなつたのに起因して奢侈に流れた。その反面には民家に苛斂誅求のため生計困窮し他國に流離する者續出して流石の土地も次第に荒廢し、從て收入も三分の一となり、文化年間には負債三十萬兩に及び漸次増加するのみであつた。當主益胤侯は賢君にしてこれを憂ひ郡代草野正辰、池田胤直の献策により家老に任じて、財行政諸般の改革に當らしめ且つ人民の救助、開發勸農により十年にして數十町歩の新田を得たが、多額の負債を償却することが出来ずして債主に對し年賦又は無利息等によつて整理せんとその緒に就いたが、天保四年の饑饉に

遭遇しこの救済は辛じて成し遂げたけれど同七年更に大凶作に見舞はれた爲め遂に改革事業は頓座して仕舞つた。

話は少し前に戻るが藩士富田久助高慶と云ふ者あり誠忠にして君國の衰頹を憂へ江戸に出で學びの傍ら先賢の意見を求めること久しく、猶未だ安民救國の方途を得ざりしが、野州櫻町に二宮尊徳ありその經倫卓拔せるを聽きその教を乞はんとして往訪したが、二十七歳の青年學徒に面接を許さるべくも在らず、詮方なく彼は隣村に起居して先生の教導を間接に見學すること約半歳にも及んだ。尊徳は之を聞きその熱意に感じて遂に入門を許したのは天保十年十一月であつた。

彼はその高教によつて大いに學ぶ所あり、相馬を救ふの途は先生の教に待つ外なしとし、草野、池田兩家老に報徳仕法を推奨したので、兩家老はこの報に接して歡喜し蘇生の思ひで、天保十二年十一月藩は郡代一條某を櫻町に遣はし贈物をして指導を請ふたが拒絶され更に富田を介して訪問せるに、尊徳は一條に傳へて曰く「凡そ衰廢の興復を行はんには、第一に分度の確立をしなくてはならぬ、分度を立てずして實施し生産が増加した場合に租税を増徴する様なこ

ととなつては、折角の事業は再び荒廢して仕舞ふものだ。又藩にその意が無いとしても、財政窮乏の現在不識の内に苛税に陥らざるを得ぬであらう。従つて興復事業も民の安定とはならず反つて苦しめる結果となる。眞に興復を望むならば、既往數十年の租税を調査して分度を確立せざれば如何程依頼があつても應ずることは出来ない、分度を立て分度外の増收はすべて興復の資に當てるがよい、然しかゝる大事を郡代に委するが如きは仕法實施の誠意が疑はれるから君主自身來つて道を求めらるゝか少くとも責任ある家老をして研究さすべきであらう」と、一條某はこの旨を侯及家老に復命した。

この尊徳の眞意は假令彼が面接してその方策を授けたとしても藩當局が眞に決意しての結果かどうかわからないし、従て自分の報告が藩の上下に信用されて採用されるかどうかともわからない。そのために返つて一條は藩臣との間に隔たりが出来て遂には引退しなければならぬ様になるかも知れない、かつ事の成否は時節の到るを待つ外ないとの考へであつた。

天保十三年尊徳は幕府に登用せられて上京し大久保邸に在つた際、相馬藩の家老草野正辰がこれをきいて機會を得たと喜び早速面會を乞ふたが尊徳は多忙を名として一旦これを拒絶した

がその誠忠に感じて遂に面會を許した。草野は先づ藩の窮乏と過去三十年の努力の効果が擧らないから是非先生の教を得て興復策を成就したい旨を述べた。先生答へて曰く「總て國の盛衰は取ると施すの二者にある、即ち取る事を先にすれば民窮し國衰へ、施す事を先にすれば民豊かとなつて國盛んとなるものである。聖人の政は仁を施すを以て急務となし、暗君は取る事を先にするが凡そ天下の生物、何物か施されて喜ばぬ者はあるまい。彼の草木の如きも肥料を施せば生色を濃くするではないか。鳥獸蟲魚が人を懼れて逃げ隠れるのは、人には取らんとする心が有るからで、之を愛し食物を與へれば忽ち悅服する道理、まして人類に於てをやである。武士の生死を賭するも君恩を感じるからである。百姓人民にのみ施さず與へないで服する理はない。與へれば君民であり、奪へば仇敵である。與へれば堯の民となり、取れば紂の民となる相馬は果して何れに據らんとするか、苟くも施す事を先にするならば、決して興復を心配することはない。自分が各地の衰廢を興したのは、皆この與へるのを先にした爲である」と。草野家老之をきいて、與へる財なきを如何にせん、荒廢の數千町歩を如何にして開發すべきやを問ふ先生教へて曰く「積小致大の理に在る、廢地を拓くには廢地の力を以てする、即ち一段歩の

田を拓いたら、その收穫を來年度の開墾費として、年々反覆繼續して行けば、如何に廣大なりと雖も必ず成し遂げ得る」と、草野之を聞き感嘆しかつ愁眉を開いて歸り、相馬侯に、興國の途は先生の指導に待つ外ない。君侯は禮をつくして、之を師としてその指導により富國安民の策を講ずべきであると上申す。君侯これを嘉納し速かに在國の諸臣と謀り之を行へとの命あり茲に於て在國家老池田胤直に二宮先生の人物、功績と、國家再興を先生に依頼すべしとの君命なる旨を申送つたが、群臣は懷疑論に終始して先生の偉才を信じなかつた。

かくては果しと草野は江戸在住藩士を熱心に説いて漸くその蒙を啓き遂に衆議を歸一するを得た。

一方國家老池田からの返書により、江戸家老草野は大いに慨嘆し更に國家老へ書を送つて、國家の大業を爲すに衆議を慮つて荏苒日を過すに於ては大事を誤るのみ、群臣舉つて反對するとも、貴兄の決心さえ有れば意とせず斷行すべきである。と強硬に申送つたのであつたが、猶俗論を制するに至らなかつたから到々國家老池田を江戸に招致して親しく先生の高説を聞かせたので、その道を深く了解するに至つた。かくて再び歸國して、群臣を懇切に諭した爲めに彼

等は稍々信するに至つた。

弘化元年尊徳（五十八歳）池田は再び出府して愈々興復仕法實施の議が成つたから先生に依頼したのである。

併し尊徳は當時幕府の事務が餘りに繁忙を極めた爲め從來から關係のある細川家、烏山、下館、川副氏の整理は勿論のことこの相馬家からの依頼をも辭する外はなかつたので、諸侯は驚愕し、その繼續方を幕府へ願ひ出た。幕府はその事情を察して、尊徳に幕府で命じた事業の傍らこれ等の仕法繼續をせよと命じた。

そこで尊徳は先づ相馬家の收支調査を命じ、既往百八十年間の資料を提出させ熟慮數ヶ月にして爲政鑑と題する分度書を作成して提出した。

この分度は百八十年間を三分し六十年を以て一週年度として

一、盛 時

寛文五年より享保九年（六十年間）

この平均年收十四萬七十九俵餘

一、中 等

享保十年より天明四年（六十年間）

この平均年收、十一萬八千六十四俵餘

一、衰 時

天明五年より天保十五年（六十年間）

この平均年收、六萬三千七百九十三俵餘、別にこれを陰陽に二分して九十年宛とし、

一、陽は寛文五年より寶歴四年（九十年間）

一、陰は寶歴五年より天保十五年（九十年間）

この陰の部を採り、

一、寶歴五年より天明四年（三十年間）

天明五年より天保十五年（六十年間）

この平均年收、七萬六千三百四十七俵餘

二、天保六年より同十五年の十ヶ年間

この平均年收、五萬七千二百五俵餘

五六

二口の合計の平均年收、六萬六千七百七十六俵餘を以て、天保十五年以後十ヶ年間の相馬家の收納分度と判定し、これを基として支出分度を定め、興復着手後六十ヶ年にして完了するものとし、事業を六期に分ち、十ヶ年毎に分度を改めて、毎年の分度外の剩餘を以て次年度に於ける興復の資に充てる事とした。

尙この分度書は三卷より成り毎年の豫算及事業方法を詳細に記載し、一目してその内容を知ることが出来た。

池田家老はこの分度書を携行の上歸國して、群臣に示したので、始めてその卓見に敬服し先生を聘用する事に一致した。池田は善は急げ、早速着手したいけれど一時に大きくやれば失敗の虞があるから、先づ一村より始める様との事であるが、何處から開始すべきかを諮られたところ、草野村と云ふ山間の悪村を選んで報告した。先生は「仕の法途は善を擧げて不善を教化し可能を教へるのが主眼であるから先づ不良村から始めるのは効果的でない。人氣風俗の勝れた、優良村から着手したならば、附近の村落はこれに誘導せられ、事業も容易で、成功も早く

仕法の効果は大いに擧るものであるのに殊更不良村の草野村を選ぶが如きは、仕法に對する熱誠が無いためであるから無益の事業は斷然止めたらよからう」と謂はれその後公務多忙と稱して一向着手されなかつた。

茲に於て家老池田は當方の誠意なきを看破された爲であらうと、八方訓諭につとめたが容易に信頼する模様が見えなかつた然るに、代官助役高野丹後はこの良法の實施を宇田郡成田、坪田兩村の人民に先生の仕法を實施する外この村の興復は出来ぬ次第を懇切に説いたので村民皆これを切望するに至つた。そこで高野はこちらの誠意が通じなくては、先生は承諾せられまいと、自ら糶五十俵を興復資金に提供し、一同にも相當の供出を勧誘した爲め、名主以下有志等は米を出し、或は錢を出す等夫々誠意を表したので、高野は仕法實施方の嘆願書と、兩村戸口調査表田畑段別表、荒蕪地段別表、民家貧富調査表等を添へ池田家老へ提出した。

家老は大いに喜び、高野を出府せしめ草野家老に同伴されて、先生に面會し熱心に嘆願した尊徳はその誠意を賞され、難村から開始すべきではないが、斯く迄の熱誠を無にするのは、勸善の道にもとるから、曲げてその依頼に應ずるとて、種々の教導を授け、かつ門人富田高慶を

五七

その仕法主任として差遣した。時に弘化二年十一月であつた。

かくして成田、坪田兩村の事業は一藩還視の内に開始せられたのである。

先づ人民に興復の利害得失、効果、方法を論して後、善行を賞し、窮民を救助し、家屋、農具を興へ道路、橋梁を造り、水利を計り、荒蕪地を拓く等して風教上、生計上の良化に努めたので、舊來の弊風は一掃せられた爲め次第に人心は作振し、大いに勤勉となつて情風は一掃され、漸次富むに至つて人情は敦厚となつて來たので、近隣の村落も自然とその徳風に誘導せられて來た、を是見た大井、塚原の二村は默視し得ずとて、村民評議して各々應分の金穀を供出して仕法の實施を嘆願する事が頻りであつたので、翌三年春この二村にも仕法を開始せられた。

この四ヶ村の仕法の進捗すると共に、成績頗る顯著となり不良村は變じて良村化したので、諸村郷も亦その恩澤に浴さんことを希ひ、穀物金圓を醸出する等して誠意を表して、仕法開始の嘆願をするものが三十七ヶ村にも及んだ。

池田家老はこの旨を尊徳に通ずれば「この事業は慎重を要する。先づ現在着手の事業を完成して一人の困窮者もなきに至つてから他村に及ぼすのが順序である。若し然らずして途中で他

村に及ぶ時は不十分となり、失敗の因ともなるから待機せしめられ度い」と論じた。家老はこの旨を村民に諭すけれど猶も熱心に誠意を示して嘆願を止めないのを見て尊徳はこの誠意を容れざれば人民の失望を如何せんと、弘化四年三月更に五ヶ村を選んで事業を開始したのである。

弘化五年、第一に興復事業に着手した成田村は、前後四年にして荒蕪地は悉く開發せられ、村民の負債は償却され、その徳に霑ふ平和郷となり、仕法は豫期の通り成功を見たので、村民の老幼を問はず一人前糶六俵（村民計千三百俵となる）宛を興へ、不作饑饉の準備に毎年これ丈は用意して今後の興復永續に備へよと諭されたので皆感泣しその多年の恩を謝した、成田村の仕法を打切り隣村横手村に計畫の實行を移行したのである。

續いて高瀬村も僅か三年にして、疲弊を極め、風俗は亂れ荒蕪に委せられて居たが、さしもの貧村も村勢は一變したので仕法の恩澤を謝し、どうか他村へも實施せらるゝ様弘化六年三月願出でた、そこで尊徳は成田村と同様に後途のため村民に糶を興へた。村民は深く仕法の恩恵に感激し杉苗四萬本を植え永く記念としたのである。かくしてこの仕法は隣村牛渡、樋渡兩村へ移された。

如斯にして仕法開始後十年（安政元年）に成功させた、村は十五、開發地數千町歩、分度外の産穀・萬俵を越へ、而も現在實施中のものが五十ヶ村にも及んで後には三郡百一ヶ村にこの仕法が實施せらるゝに至つたのである。

かくて中村藩の仕法は藩臣を露ほすに至つた爲め、上下擧つて君思と仕法の有難さを悟つたこの間草野、池田の兩家老は相次いで歿したが、君臣一致よく興復事業を繼續し、他方富田高慶の熱心な指導と相俟つて、益々順調に進行した。後には富田は家老に起用せられ、明治元年には尊徳の一子彌太郎尊行も聘せられ、維新後も尙相馬侯はこの分度を廢さなかつたことである。

相馬家の分度は領主の分度の範となり別段分度の確立は收支のみでなく事業全體に亘つて居り、開墾、開發にも衣食住に餘裕生ずるとも決して贅澤を許さず、事業資金が少ない時はその費用の出所を事業そのものゝ中に求める等事態に應じて、經濟的事業を行ふとともに、精神的・道徳的の教化事業を併施して興復を完璧ならしめたのである。

是より先天保十三年七月十七日幕府の内命により、上總國富津の幕府、代官篠田藤四郎より

飛脚をもつて書狀を寄せたが、その文意は、管内に水害があり、その治水策檢分の爲來津を乞ふ、との事であつた、次いで二十五日關老水野越前守よりも召命があるから出府すべしとの事が小田原藩邸を通じて通報があつたので翌二十六日未明急いで船一艘を備つて絹川を下つた。二十七日早朝江戸深川に着し、その旨藩邸に届出でて命を待つたところ七月三十日、明早朝幕府勘定奉行所に出頭すべしと命が出た。八月一日豊田正作及雨具持仲間を一人連れて勘定所へ出頭したるに御紋付帷子を拜領した。翌二日勘定奉行岡本近江守役宅へ出頭すれば水野越前守が日光參詣の爲め不在だから二十三日迄御用を勤めよとの通知があつた。日數もあるから一端櫻町に歸つて参考書類を携へて二十三日門人従者二十三人と再出府した。そして命を待つこと數十日、その間幕府にては登庸、非登庸の二派論議して決せざりしが、青木村知行、川副勝三郎は勘定所吟味役根木善右衛門に尊徳の人物を話した爲め急速に登用の議が決して、十月二日即刻出頭の命があり、幕府御番帳入取扱を命ぜられたのみか、同日附を以て水野越前守の奉書により御普請役格に召出され、翌三日には小田原藩よりこの由及御切米二十俵二人扶持（一人扶持ハ一石八斗）を下し置かるゝ旨の中渡があつた。かくして尊徳は大久保侯の家來より幕臣

となり幕府普請役元締小田某へ引渡された。

この月七日利根川分水路檢分目論見御用方を仰出されたので、利根川分水路、印幡沼治水視察の命を奉じて富津陣屋に出張して利根川分水路、印幡沼、手賀沼を視察し十一月十五日歸府して仕様書二卷を草し提出した。その内容は民力を休養し、且つ歳月費用を制限せざるの案であつたので、迂遠なりとしてその意見は用ひられなかつた。當時印幡沼は水害絶へず、依て手賀沼、印幡沼を聯絡しその水を東京灣に注出させ利根川の水を貫流して洪水を除くと共に、六里の運河によつて房州を迂廻する船運の不便を除くため、幕府は巨費を投じて着手したが難工事のため遂に中絶してあつたから水害は絶へなかつたのである。

習天保十四年正月幕府直轄代官所下總國岡田郡大生郷村（現在の二宮村）に對し仕法の命があり二十八、九日其處の實地檢分をして荒地開墾安民法を上書した。

當時この地は人民貧窮し田園荒廢して原野の如き有様であつたから同情したけれども村の荒廢の一因は名主久馬と云ふ強慾非道人のためであつた事が解つた。若し尊徳が例の仕法を開始したらと名主は恐れを抱いて代官を買収し、その建策を妨害し遂に幕府に採用させなかつた。

後代官が更迭し、新代官が仕法の實施を懇請したので、その誠意に止むを得ず應じて、再興に着手したが、悪名主久馬は飽く迄この仕法を妨げんとして代官所の役人に贈賄した結果遂に廢止さるゝの運命となつた。

この年七月十三日陸奥國小名濱、下野國東郷、眞岡の三代官所勤務（陣屋附手附、屬吏）を命ぜられて、眞岡代官所に駐在することゝなつた。

大體この眞岡代官直轄地は荒蕪地多く、人民貧しく且天明饑饉後は一層衰廢して住民は漸減したので、寛永年間竹垣某を代官に任じて興復に着手したが、未だ成功に至らずして彼は他に轉任して仕舞つた。そこで天保十四年幕府は再び興復策を建て、尊徳を派遣したのであるが、代官は報徳仕法は在來の法令規則に抵觸する處ありとして自分の專斷では出來ずと責任を回避し上官の意見を伺ふために日を重ね空しく歳月を過した。（この間弘化元年正月幕命により後述の報徳仕法雛形八十四卷を作る）

かゝる間弘化四年となるや、眞岡東郷兩地六萬石を一支配下に置いたから代官山内總左衛門に專屬するに至つた。

山内こそは相馬藩草野家老と面識があつたので尊徳の仕法を幕府に推舉したが、彼は餘りにも小心で決断力が無かつた。當初屬吏の異議を排して、興復事業を委任したので、尊徳は先づ東郷村の廢田を起し、又桑野川に新田五町歩を開發し、その資金は私財を當てて村民を益したけれど、屬吏の反對に會ふや、山内代官は前言を翻して仕法實施の責任を彼に歸して顧みなかつた。それ故に尊徳は我が道は遂に廢止の運命となつたなと痛嘆したのである。

偶々下館藩郡奉行衣笠兵太夫來訪して彼の不遇に憤慨、山内代官に對し諫言を呈したので、彼は尊徳の意に因りしと曲解して尊徳に對し仕法の實施を久しく考究したが、諸侯の私領と異り、種々の法規に制限せられてその實施は至難であり、かつ江戸へ指揮を仰いでも何の指令も來ぬのみか屬吏一同が不服であるから、空しく歲月を送るよりは以前の様に私領の興復に従ふ方が良からうと思ふから、幕府に上申しやうと考へて居るが如何と尋ねた。尊徳はこれを聞いてそれなら命に従ふのみであると退出した。

門人富田はこれをきいて甚だ面白くなく代官に面會して、大いにその蒙を指摘したので、大いに反省しこの仕法廢止方の幕府上申は中止するに至つた。

代官山内はその後、尊徳に對し、常陸國眞壁郡棹ヶ島村に仕法着手を依頼したが、この地は家屋破損、貧困窮り、人性怠惰で浮薄の亡村であつたから日々廻村視察して窮民を助け、勸農に努めたから、民生は漸次復活し、風教は一變したのである。

代官これを視て感嘆激賞したから引續き、同郡花田村をも仕法せんことを乞ふた、代官は直ちに之を容れて委任した。この花田村は棹ヶ島村より更に貧村であつたが仕法の實施によつて年來の困窮を除かれ皆その業に精勵するに至つた。

代官は棹ヶ島村の興復成績を幕府に報告したので、幕府は彼尊徳の功績を賞し用度金四百兩を下賜し、かつ十年間地租十分の二を減じこれを以て、仕法の費とすべき旨の恩命があつた。それで尊徳はこれに私財を加へて、下野國山本村、大島村、山口村、徳次良村等の嘆願に應じ仕法を施したので各村とも急速に成功し、民心はその法徳に感悅歸服した。代官は又深く彼の手腕に敬服し幕府の信任は次第に深くなつて來た。徳次良村の隣村石那田村は共に幕府直轄地で有つたが古來より用水の紛争が絶えなかつたので彼に一任した。

彼はその村を實地檢分してから兩村民にこの紛争を除いて遣り度いが如何と尋ねた。兩村民

達は年々水が不足のために村が衰へかつ困難し居るのであつて、別段紛争を好むものではない若し紛争がなくなれば結構なことであると答へたが、内心その實現を疑つて居た。

石那田村は沿川で低地にあり且つその中に三段歩位の高地があつて、この灌漑のために溝渠を高くする爲め、漏水や出水等によつて水論の因を爲してゐるのだから先づこの高地を下げて溝を堅牢にし、水門を作つたので、用水は兩村を潤ほし、剩へ下流の數村へも水利を與へるに至つた。

かくして水争は全く跡を絶つて、兩村民は家業に精勵することが出来る様に成つた。

尊徳曰く「貧乏程、人の道徳心を害するものは無い、饑渴の前には良心は無役である。兩村民とても元來暴民に非ずして只困苦のために争つてゐたので、困苦を除くと自ら相親しむのだ多年水が不足だと思つて居たが、實は水不足ではなくて、水の漏れるのを塞いだ許りで、兩村の田は飽水したのである。これは水が増したのでは無く水を無益に費して居たのだ。この道理は水許りではなく、百姓の貧窮に苦しむのもこれと同理であつて、天下に米穀金錢が足りないのではなく、米や金が如何に餘りあつても、大小の人が皆その分を忘れて財を費すから貧困を

免れないのだ。一旦分度を明かにして無用の散財を止めれば、米も金も皆この水の如く豊かなのである」と。

尊徳の最後の社會事業は日光神領（下野國都賀郡、河田郡、鹽谷郡、安蘇郡の四郡八十九ヶ村その高二萬石）仕法であつた。

弘化元年四月日光神領荒地開拓調査見込書を上申すべき幕命があつたから彼は「天下荒蕪地多しと雖も、再興の道は一であつて決して救貧安民法に二種あるに非ざれば實地檢分せずとも道は建てられるから出張せずして献策したい」と幕吏は實査をしきりにすゝめるけれど「一部分を見て方策を建てたのでは全體に通用しない、一般的の理論や方法を作成し、以てこの一書にて何處にも適用出來、事毎に勞せずして足りかつ幕府もその都度調査下命の煩を省くことが出来る、殊に前例によると、實地調査の結果の復命は、往々にして諸々の故障で實施に至らないことがある、要は實査の有無になく一般の方法策に依て行ふことが出来るのである。それで結局はこれを行ふか否かに在る」と幕府も遂に之を許した。時に彼は五十八歳で在世中にこの事業の成立を豫想されず、かつその豊富な經驗知識ともに充實の域に達して居たのだが、その

必要を認めざりしに由るか知らぬが突然後世の爲に大著述を思ひ立つたのである。

爾來彼は江戸に在つて、極めて深重な考慮を拂ひ、畢生の努力を傾注し、日夜著作に盡瘁すること三十ヶ月、門を閉じ客を謝した。その間、幕府は屢々復命を督促するし、門人も亦この復命の提出を勧めたが不備の點がありとて應ぜずして、推敲に推敲を重ねて仕法の規範的様式を創造し「日光御神領仕法雛形」八十四巻を草して提出した。然れども之が浩瀚に過ぎるからとて略説を求められた故、改めて六十巻として献上したのである。

この内容を細別すれば仕法全部に亘り、総合すれば仕法入用金米の産出の様式、仕法入用金米の取扱方及事業実施の様式、仕法入用金の貸付様式、同返金米の様式、窮民救助撫育の様式等であつて、所詮その理想實現を様式化したものである。而も有ゆる場合を豫想し、荒田開發、窮民撫育、正業誘導を爲すに當つては各状況に隨ひ、この様式中の何れかに該當し適用せらるゝ様に考案されかつ、全體を通じて報徳精神による教化に専ら意を用ひ、物心兩方面より仕法の完璧を期してあるのである。

然し乍ら當時幕府は兵事外交に忙殺され、又内治、財政の整理改革等のために顯官の更迭が

あつて仕法は顧みられずして空しく經過する事八年に及び嘉永六年二月突如幕命あり「日光御神領村に荒地起し返し、難村復舊の仕法取扱ひ仰付けらるゝ間、見込み通り御領私領手廣に取扱申すべく候」と、この時尊徳既に六十七歳、日光奉行所手附に轉任を命ぜられたのであつた。この日光仕法は三十年を以て興復を完了する立案であつて、着手當時は領内八十九ヶ村中に九百三十四町歩の荒地があつた。尙日光神領は定免制度に依つて開發の結果の増産は人民の全收となり奉行所の歳入は少しも増さず、開墾救恤の資金の出所については少なからず苦心したと考へられる。

然るに相馬家にありてはこの仕法をきき、自領再興の謝恩とし、且つその成功を援助せんがために、十年間に亘り毎年五百兩宛を供出すべく幕府の許可を得て之を献納した。谷田部侯も亦百兩を寄進して之を助け、尊徳は之に私財五千兩を加へて、日光貸付所に預け入れ、その利息を興復資金に充て、従前の諸仕法貸付回收金をもこの費用に加へたのである。

幕命下るも事業の萬全を期して熟考深慮し、門人を教誨鞭撻し、或は有志と往來して利害得失を考究すること悠々二ヶ月、四月十八日遂に彼は病に罹り門生の驚き一方ならず、併し約半

月にして快方に向つたが、病全く癒へず疲勞甚しきも厭はず江戸を發して、前任地東郷村に歸り、六月二十九日病後を押して日光へ向ひ、三十日日光奉行所に着き、七月二日より酷暑の中を親しく徒步巡回を開始し、爾來九十日間に亘り領内八十九箇村をつぶさに檢分した。先づ窮民に對しては金錢を恵んで救助し、善行の村には金を與へて表彰する等をして勤勞と人倫道義を教へて怠らず、この視察の結果、その意見書を日光奉行所へ提出して十月前任地東郷に歸り十二月より日光仕法を開始したのである。

日光領内の村落は地勢が山嶽重疊の間に在つて、平地は少なく、自然水田も僅かで農民の多くは畑作を主として生活し、食料も雜穀を主食としてゐたから病人が出來ると米の飯を以て醫藥の代りに喰はせる程の貧困さであつた。

尊徳はこの救濟策として、地の利を考へて、野口村から大谷川の水を引いて灌漑溝を平ヶ崎千本木村を経て、長さ二里餘を貫流した爲め、新たに田地が出來たので、村民は大いに喜んだ。之を見て他の町村亦用水路の開設を望むので更に數ヶ所に灌漑溝を新設した。

この日光領の荒蕪地は嘉永六年仕法着手當時九百三十四町歩に達してゐたのである。尊徳は

農民に對し「人の生活は衣食住に在り、この根源は田畑にあるので、田畑を荒して置けば一粒の生産も獲られない。この源を措いて衣食の豊かを求めるのは水源を塞いで水の少いのを慨くに等しいのであつて、今荒地千町歩として一段四俵を生産すると一年には四萬俵となり、十年間には十倍となる。この領内の土地は七、八十年間も荒蕪のままであつたとの事であるが之だけの無駄をしてゐたのでは衣食に困るのも無理はなく、この點の理を考へて進んで開墾する心があれば、その費用や土地を與へて援助指導するが如何か」と説諭したので彼等は初めて感激し、遂に奮起して開墾に専念したので、着々この大事業は進められて行つたが、惜しい哉安政三年十月二十日事業開始後三年にして長逝したのである。この事業は長男彌太郎尊行が幕命に依り繼續し、明治維新と共に止んだけれど、その間十五ヶ年の成績は左記の様に、荒田開發三十年の豫定の半ばにして、各種の施設は順を追ふて整備せられ、この創案は豫定以上の顯著な効果を擧げ、民情は良化し、生活も亦豊かとなつたのである。

十五ヶ年間(嘉永六年ヨリ明治元年マデ)仕法成績

荒田開墾新畑

四百三十八町歩餘

同 新田	二十五町步餘
杉檜植林	二十町步餘(七萬本)
堤防延長	千五百四十五間餘
柵	百七十六組
堰	十二ヶ所
新用水及悪水堀延長	二萬九千四百八十五間
古堀浚	二萬三千三百十間
掛樋	七ヶ所
水門	七ヶ所
溜井	七ヶ所
橋	三十ヶ所
新道延長	千七百五十一間
同 修繕	七千六百十間

遺式取立家作給與 九戸
 出精人賞與 八百九十六人
 困窮人救助 八百七十五人
 無利息年賦金貸付 五千二百二十八人
 其他屋根替及厩、炭屋等の給與、家屋修繕等の經費を總計して一萬六千四百五兩餘を事業資金として支出したのである。

如斯東西奔走して席の温まる追なく社會公共の安定のために盡して來たが、日光仕法着手前後より健康次第に衰へつゝあつたが、病を推して七、八、九、十の四ヶ月山野を踏査しつつして後事業に盡瘁したので病勢一進一退であつたが、漸次悪化して行つた。安政三年二月、御普請役に昇進し三十俵三人扶持となつたが、その九月病勢募り十月二十日、七十歳にて日光今市の奉行所官舎に於て夫人うた子、長男彌太郎尊行門弟等の看護の中に終焉したのである。その後もこの遺業は嗣子門弟によりつゞけられ、その功績は益々擧つたのである。尙上述の

事業の外に公私に亘り直接に或は間接に仕法を實施したものが大少數多あつた。又その指導を受け或は教化せられた者等が全國に亘り夥しい數に上つたであらうことは言ふ迄もないのである。今、報徳仕法中その成績の明かに傳へられたものの代表的事業を掲げると、

個人の仕法

自家の獨立 (文化三年より同六年迄に自立勤勞様式によつて達成)

本家の復興 (文化六年より着手天保十二年完成善種様式)

服部家の復興 (第一回文化六年より十一年、千二百石の家老、千兩の負債、分度様式)

加藤宗兵衛 (天保八年着手、分度善種及推讓様式)

川崎屋孫右衛門 (天保八年着手同右)

行政式の仕法

川添勝三郎 (天保二年より同四年、眞壁郡青木村、百三十戸、八百

五十八石、救急勤勞様式)

諸旗本領

齋藤歙太郎 (天保六年眞壁郡門井村同右)
小宮山小左衛門 (嘉永四年眞壁郡五所宮村同右)

細川長門守

(天保五年、谷田部領四十二ヶ村、茂木領二十七ヶ村一萬六千三百十九石分度様式特殊)

大久保佐渡守

(天保六年烏山領四十七ヶ村、二萬六千六百石急救分度及領内仕法)

大久保加賀守

(天保七年より同十一年、小田原領七十二ヶ村十一萬三千石、急救及民間仕法)

石川近江守

(天保九年、下館領三十ヶ村一萬三千石分度領内仕法)

相馬大繕亮

(天保十年より研究、弘化二年着手、相馬領二百廿六ヶ村六萬石、勤勞開發、分度領内仕法)

印幡沼治水

(天保十三年利根川分水調査)
大生郷村 (天保十四年、結城郡菅原村百九十七戸千三十四石、開發勤勞様式)

幕府領

東郷代官内 (弘化四年より嘉永六年領内諸内開發)
日光神領 (弘化元年調査、嘉永六年着手、政三年十月卒明治元年廢絶、八十九ヶ村二千九百六十五石開發勤勞、分度、推讓、領内仕法)

結社式の仕法 (自治的のもの)

大澤小才太 (天保九年大澤一家及一村の整理、模相國大住郡片岡村五十七戸七百二十八石、後に克講社となる)

江川太郎左衛門 (天保十一年伊豆葎山、多田彌次右衛門四千八百兩の公金負債整理後に多田社となる)

竹本幸右衛門 (天保十四年小田原町民發願し同志の結社を作る小田原社)

衣笠兵太夫 (天保十四年下館家中江戸在住者結社信友講)

衣笠兵助 (天保十四年下館上下館在藩士の結社信友講)

神谷與平治 (弘化四年遠江國下石田村民結社下石田社)

岡田佐平治 (嘉永元年遠江國佐野郡倉真村民結社牛岡組社)

以上によつて尊徳の業績を観るに、自家の獨立復興の體驗と勤勞により財をつくる法則を發見し、本家の再興に當つて善種の方法を體得し、服部家の救済によつて分度を立てることの法則を創設した。而して尙これを永續せしめ之が爲にその資財を擧げて提供奉仕をする、即ち推

讓の法則を以てし、かつこれ等の諸法則が尙經濟的であるに對し、道德的、政治的に社會教化によつて荒田開發の外に心田開發により仕法の基礎的な要件として、報徳の精神を徹底させて以て理想の實現を計つたのである。古來貧窮に悩むものは極めて多く、かつこれに打ち勝つて富貴を致したのも少なくはないが、單に勤勞と蓄積とを處世の指針として刻苦努力し、財を積むを得るも永久の安泰なく富貴も三代にして衰ふ、の諺の如く只勤勞の所産たる殘骸を遺すに過ぎないのである。

然るに尊徳は至誠を本とし、勤勞を主とし、分度に則り、推讓を以てし、更に生活上の理想を宗教的哲學的に確立し得た報徳の生活原理を創造して個人、社會の永安を計つたのであつてその具體的安定方法としての順序としては、

第一に救済により、病んで醫藥を得る途なく、饑えて喰ふ糧なきものに施療、慈善等の非人格的方法によらずして、共同施設の相互扶助による。救急扶助の様式によつて被救助者の人格を損せず、安んじて生活難を免れしめ、又資力に恵まれず、或は失業し、若くは収入少なく生活の脅威を受くるものにはこれを一步進めて、正業の助成奨励方法により生活の確保を計つた

第二には表旌の助成奨励により前記の扶助、助成救済に馴れて自發的發展性を喪失し、或はその所得によつて負債を償却し得ず、又は社會的經驗に乏しい青年、未亡人若くは一家、村の財政困難の傾向を防止し得ずして希望を失ひつゝあるものに對しては、貧困防止の方策として表旌式助成貸付をなし整理向上せしめた。

第三に教化方法によつて、その經濟生活の向上發展をもつて物質生活を開發すると同時にその廢類退嬰した精神力を振興して諸施設をして積極的自發的活動力を附與し、單に指導者の事業なりとする弊を除くべく報徳の理念を徹底せしめるにありとした。

第四には富致策である。假令巨萬の富を積むと雖もその將來又は子孫の計には痛心する所であらう、且つその運用に至つては一層の苦心を要するであらう。だからこの永久安泰の爲に報徳施設を必要とするのであつて、荒地開墾、水利事業、耕地整理、山林漁業開發、金融交通等の産業施設を爲して、經濟力の培養増殖を計畫的積極的に進めつつ社會的調和を保ち事業及子孫の永安を計るにあるとした。

第五に以上の諸方法を組織化することによつて完成したのである。即ち一家の上には報徳式

の家法となり、一村のためには報徳式村是となり、團體的には諸規定を夫々實施することに依つて組織化され統一的に進められるのである。

而してこれ等の施設を爲すに當つては報徳といふ生活原理を一貫した信念の上に彼の體驗から生れたところの勤勞、善種、分度、推讓の生活様式を根幹とし、かつこれを徹底することによつて完全に遂行されたのである。第一は勤勞により無財より財を生ずる法則で、このことは萬人のよく知る所である。即ち「時は金なり」「稼ぐに追つく貧乏なし」等の諺があるのである。

數千年來人類はこの勤勞の蓄積によつて今日の文化の發達を招致したのであるが、今日一般にはこれを利益の對照として考へて、別段勤勞の所産である創造の徳には思をいたさないものである。その最少限度の勞働によつて最も多くの所得収入を得んとし、損益に支配せられ營利を追及することによつて幸福を得んとし、或は安逸を求めんとし屢々怠惰に陥り易いのである。彼の體驗は寛政三年五歳の時に田圃は悉く流失し、父利右衛門は負債の力によつて之を復興したが同九年十一歳の頃父は病に臥し十四歳のときに遂に歿し、母も十六歳の初夏父の後を追ひ

二弟を抱いて途方に暮れたがこの享和二年には關東地方の洪水にて僅かに残された耕地は荒蕪地と化して一家離散の悲境に陥つた、生活の上に赤裸となつた十六歳の一青年には只一つ勤勞によつて再起を計る外に方法がなかつたのであるが、伯父萬兵衛が油を惜むを見て五勺の菜種を堤防に蒔いて翌春七八升の收穫を擧げ、又は路傍に捨てられた稲苗を拾つて用水跡に植えて一俵餘の收穫を得たことによつて積小致大の法則を發見したが、この勤勞が無より有を生ずる教訓と啓示を得たのである。引つゞき毎月三回の休日を利用して薪を採り繩を編つて一貫文、二貫文と蓄積して村内の困窮老幼に與へつゝ勤勞發財の體驗を繰返し十七歳に一俵、十八歳には五俵、十九歳には二十俵を穫、二十歳にして自活の域に達し二十三歳迄の努力によつて父の盛時に復興し得たのである。これは必ずしも尊徳のみの發見ではなく古來より慣用されて來たのであるが、多くの人々は勤儉貯蓄を實踐し來たが如何せん貧乏から足を洗ひ得ないものが多し、積小致大を法則化し得ず内心勤勞を厭ひ勤儉を喜ばず小を積んで大となすことの熱意と方法が當を得ない爲である。この尊徳の勤勞は普通の限度を越へるを勤とし、儉素もまた勤により得たる財の徳を保存し、將來の一身一家、一國の爲に盡すべく、將來への發展を豫想

し、社會への奉仕を理想とした報徳の精神を以て勤勞を法則化した處に意義があるのである。勤勞の徳については仕法の第一の直接目的が貧乏退治であつて、貧乏と云ふ無財から財を生む第一の方法は勤勞の外になく、勤勞は、貧乏脱却の手段であり目的であつて彼は「勤むれば得」「怠れば失ふ」と謂ふ原則を説き「本來人間は勤むれば得、得れば怠り怠れば失ひ、失へば勤め、勤むれば得ると謂ふ巡る因果の必然的法則の理を自覺して勤めて徳を爲さねばならぬ」がこの悟りは困難であるから環境の中からこの理を漸次知得せしむるを要すると考へて、日掛繩紉法を講じたのである、日光仕法書に「全村柄取直志願に候哉、又は當座凌迄に候哉、何分虚實皖と相分り兼候間軒別日掛繩索手段相企、日用相成べき手業を爲相勵、勤怠之正業を以、内外之誠意を探り、詰り成就不成就之根元を相試置申度候」とあり、かくて一日繩一房を積みば一村五十戸として一ヶ年一萬八千房となりこの代金十四兩餘となると計上し而もこれが末には期せずして一家一村を潤すこと疑なしと説いたが如くその第一に勤勞の徳を強調して居るのである。又勤勞によつて生産し創造した財は夫々社會に貢獻する方法に依つて徳を悟らしめ、報徳の精神を即徳に報いる意識のもとに勤勞の價値を諭したのである。又他の一面に於て

は儉約の徳を教へ「夫唯匹夫は、富貴を好みて、貧賤を惡む。元富貴貧賤は天にあらす地にあらず又國家にあるにあらず、銘々の一心に在り。常に我が身を治める者は、富貴其身に備ふ。常に我身を治めて人を治る者は家業を勤め、分を守りて富貴を保つ。常に我身を人に治められて、我身を我意にまかすものは、貧賤其身に備ふ。元富貴貧賤は、一心一念の變化する所なり。本來同志遠隔なる事をさととりて、ともに共に勤行いたしたき事なり」としかつ貧富の別は只約すと奢るとにある。約すれば富み、奢れば貧す。貧富といふも根元は一つである。貧すれば約し約すれば富み、富めば奢り、奢れば貧する即ち約富奢貧の因果律にありとし、その貧富訓に曰く、

貧 遊樂進_{二分}外_{一分} 勤苦退_{三分}内_{二分} 則貧賤在_三其中。

富 遊樂退_{三分}内_{二分} 勤苦進_{二分}外_{一分} 則富貴在_三其中。

と説き、貧富の關係はその心の變化に原因し、儉約と云ふも驕奢と云ふも亦その一心一念の變化であつて異つた二つのものではない。併しこの區別には各人夫々の分度即限界があつてこれを基として儉奢を考へる要があるとした。夜話に、

「古語に、三年の貯蓄なければ、國にして國にあらすと云へり。兵隊ありといへども、武具軍用備はらざれば、すべきやうなし、只國のみにあらず、家も又然り。夫萬の事、有餘無れば必差支出來て、家を保つこと能はず。然るをいはんや國家天下をや。人はいふ我が教へ、儉約を專にすと。儉約を專とするにあらずして變に備へんが爲なり。人はいふ我が道積財を勤むと、積財を勤むるにあらずして世を救ひ世を開かんが爲なり。古語に飲食をうすうして孝鬼神に致し、衣服を惡うして美を蔽冕に致し、力を瀟洒に盡すと、能く此理を玩味せば吝か儉か辨を待たずし明かなるべし。

又曰、世人口には貧富驕儉を唱ふるといへども何を貧といひ、何を富といひ何を驕といひ何を儉といふかの理を詳かにせず。天下固より大も限なし小も限なし、十石を貧といへば無録の者あり、十石を富と云へば、百石のものあり、百石を貧といへば、五十石の者あり、百石を富といへば、千石萬石あり、千石を大と思へば、世人小旗本といふ、萬石を大といへば世人小大名といふ。然らば何を認めて貧富の大小を論ぜん。譬へば賣買の如く、物と價とを較べてこそ下値高値を論ずべけれ、物のみにして高下をいふべからず。又、値のみにて高下

を論ずべからざるが如し。是世人の惑ふ所なれば今是を詳かに言ふべし。曰く千石の村、戸數一百、一戸十石に當る、是自然の數なり、是を貧にあらす、富にあらす、大にあらす、小にあらす、不偏不倚の中と云べし。此中に足らざるを貧と云ひ、此の中を越えるを富と云ふ此の十石の家を九石にて營むとせんか、是を儉と云ひ若し之を十一石にて暮すとせば是を驕奢といふ。故に予は常に曰く、中は増減の源にして大小兩名の生ずる所なりと。されば貧富は一村一村の石高平均度を以て定め、驕奢は一己、一己の分限を以て論ずべし。又個人的には、

「今年の衣食は昨年の産業に在り、來年の衣食は今年の艱難に在り」とし、これを貧富の限界としたのである。又曰く、

貧者が分力を辨へずして妄に富者を羨み、以て之に倣はんと欲す。譬へば橋なき河を隔て、彼岸の行樂を望み、之と與にせんと欲するが如きなり。その橋なきを辨へずして、彼岸の人に從はんと欲するときは、則ち必ず溺る。其の分力を辨へずして、富者に倣はんと欲するときは、則ち必ず亡ぶ。人若し富者に倣はんと欲するときは、須く先づ富を得るの橋を架すべ

し。何をか富を得るの橋と謂ふか。即ち守分と勤儉と是なり。

以上は貧富驕奢の限界と觀念を明かにし分度の要を教へ貧乏退治の方法手段を主として論し、かつ富者の驕りをも誡めてゐる。又曰く、

勤儉は富を致し、怠奢は貧を致すは自然の勢なり。其富を致すや、祖先の勤儉に由る。その貧を致すや、子孫の怠奢に由る、子孫たる者祖先の勤儉を忘れ、日に怠奢に趨き、或は衣食を美にし、或は居室を飾り、或は曲藝を學び、或は遊蕩に耽り、遂に貧に陷る。是れ怠奢の塵芥を積んで、以て勤儉の寶玉を煙滅するなり。その塵芥を掃ひ、以てその寶玉を顯はすに非れば、則ち貧を免るゝ能はざるなり。苟も子孫の怠奢の弊を革め、以て祖先の勤儉の道に復せば、則ち貧を免れ富に復するに何かあらん。

勤儉は富致の手段であつて、貧富を通じてこれを遵守すべきであるが、これをもつて致富を全ふするものではなく、貧乏を脱却し、その脱却により全般の幸福を増進するためには先づ勤儉を主とするも、究極の目標は報徳にあつて、勤儉の徳を推讓に置かねばならないのである。

第二は善種を植える方法である。勤勞の創造によつて造成された功績を更に積小致大の法則

により効果を増大する法則である。即ち善種を自然力に委す例へば一粒の米麥を植えて數百千粒の果實を得、或は魚貝を繁殖せしめ、又は善種を社會的に活用して、假令一圓の財貨とても善種として活用し之を利殖して、大財となすが如き法則であるが、只世人の多くはこの善種を播くも永續せずして元種を引上げ費消しつてくし遂にその成果を得るものが極めて少いのである。

尊徳は、勤勞によつて自家の復興を體驗し、後には本家の再興を誓願して以來、これに専心努力し得ざるを以て自然力、社會力を併用して善種致大の法則を立て、之を完成したのである。この端緒は本家所有地の稻荷社を祠つてある藪地の開發に着目したのに始る。當時本家二宮伊右衛門の一家は分家十二軒に増加して頗る榮えたが尊徳が九歳の頃本家が死滅して以來、一族は無縁の祟ありとして、この再興を念願したのであつたが、その方策が樹たなかつた。折しも二十歳の若年たりし金次郎はその再興を發願し、稻荷地の藪林を開發に着手して三年後には二百五十文を得てそれを基金として報徳金制を創始しこれに私財を加へて一兩とし、之を以て本家再興の善種金として積立たのである。後には之に賛成して助成した者が一族中に十人

にも及び、その加入者は利殖した利息を推讓して元本を増して行つたが、惜しい事には加入者は猶善種の意義を知悉せずして文政六年尊徳が櫻町移轉に當り返還の希望によつて元金を返すに至り到々中絶したけれど十數年にはそれでも残額は百三十四兩に達したのである。この資金は其の後運用せられて、櫻町仕法の一期完了頃には五千兩に及び晩年には遂に一萬數千兩の多きに上るに至り、それが各地の復興事業資金となつて活用され幾多の功績を擧げたのである。斯くの如く善種の萌芽は既に年少より發して居りあの酒匂川堤防工事の賦役に出て自分の微力を託ちその償ひとして草鞋を賦役の人々に頒ち或は伯父萬兵衛方にあつても休日を働いて得た小財を憐れな老人に恵む等した事例に見ることが出来るのであるが、彼の自叙傳に「私五歳のとき、寛政三亥年大洪水の砌、田畑不殘押流し、或は瀬となり、淵となり又は土石捲上して高臺となり五穀熟せず、私共養育の爲辛苦艱難を盡せし父母の丹精、自然と骨髓に徹し、如何にしてか口腹を養ひ、如何にして貧窮を免れ、父母の辛苦を安ぜん」と相營罷在候處、十二歳の時より父大病を相煩ひ、十四歳の時遂に相果、猶又十六歳の時母大病を相煩ひ相果、無據親類の助成に預り、生長仕候間、初は荒地を開き、田畑を耕し、夫食を求めて口腹を養はんと欲し

「或は衣服を求め寒暑を凌がんと欲し、或は居住を求め風雨を凌がんと欲し、或は父母の丹精を盡せし大恩を報ぜん」と欲し云々と。先づ生活の安定と父母への報恩を志し稍安定したる後一家の計と親族の助成に對する報恩を考へ、次第に自家の復興より本家の再興に更に他家への仕法にと進展したのである。

然るに文政元年小田原城主大久保忠貞公、領内孝子節婦奇特者の表彰をなし勿論彼も亦賞せられるに及んで、始めて自己の行爲が村の爲となり社會を益したることを教へられたので茲に善種の意義を知得してその方策を確立したのである。

彼が、本家再興のために蒔いた資金は村中が運用し増殖せられて社會公共の爲に公益的の役割を演じ善積と稱せられ、自然力、人力によつて増益の體驗を重ねて、人生觀、社會觀、經濟觀を明確にし發展せしめ、かつ財政に對する分度の法則と推讓の法則とを明確に體驗せられて來た。善種金は本家再興に起因した事は屢々述べたが爾來報德金となつて事業達成に偉功を奏したからより一層善種の意義を明確にしたい。

善種については前述の如く尊徳の幼少の頃から萌芽したのであるが、善種金の積立は十九歳

の時に着目し、二十歳の時に始めて本家再興資金を創設し實施したのであつて本家廢絶の顛末は嘉永七年栢山村伊右衛門式家株再興田畑作徳取扱、治定書に、

「右は相州足柄上郡栢山村伊右衛門式之儀、享保元文之頃迄は如何なる祖先の陰徳積善之餘慶に候哉、多分の田畑所持致し、代々差支無相營み、分軒末家共十二軒に及候は、其根深ふして枝葉繁茂致候道理に之有可。然る所いつとなく分度を失ひ、驕奢に流れ、連々困窮に陥り家株田畑賣拂、終に退轉致し、祖先以來幾百年之間富榮へ候一家潰に及び、菩提を吊ひ候ものも之無盛衰とは申ながら、悲歎の至り云々」

とあり、本家は代々名主格であつたらしく、即ち舊家であつたが義兵衛の代になつて家産を失ひ出家して托鉢をなし老後は、一族及び五人組等の施しによつて生活し金次郎十一歳の寛政九年正月歿して絶家となつたのである。

かくて、本家の衰亡を再興すべき者なく放棄せられ、かて、一族に厄災つゞき近親等の憂慮の種となり數多の亡靈、分家一統は勿論その外に至るまで崇をなし、折々相煩ひ、藥用、加持祈禱、種々様々諸雜費等相掛り、困窮難澁致候」とあり當時の宗教的思想としてはこの事實

は齊しく信ぜられ、これに思を致しつゝ有つたであらうが、一族は不思議にも皆生活に追はれて、再興の議等は思ひも及ばなかつた。そこで尊徳は再興を思ひ立つたのである。治定書に曰く、

後年より是を見れば、本家末家の別ありといへども、其本を顧る時は、同根同體の儀是故に本家の憂は末家にて力を盡し補助致末家難澁に迫る時は、本家より是を救助いたし、相互に助け合ひ、一身の全きを願ふが如くならば本來永々轉退致候憂之有間敷候に付是非共再興致相續之道相立、祖先の恩義に報じ度、幼少之時より一途に心懸候得共、田畑山林家屋敷に至る迄賣拂潰及候得者、何分取直方目當なく、十方に暮敷息致居候處、文化二年に至り、計らずも心付候儀は、賣殘屋敷たる稻荷之社地有之荒地之如く相成居候に付、垣圍等致置候はゞ竹木生立申と存じ、年々手入致置候處案外生立候間、同六巳年伐取賣拂僅に金二朱錢五百七十文に相成始て一家再興之善種を生じ、夫より年々利廻致、又は助成金差加猶親類一同、本末苦樂を共に致可は勿論之儀に付、銘々少々づゝも助成有之候はゞ、信義相立、報恩之道にも相叶申可哉之旨相談及、夫々助成米之有、連年心掛、數十年を経て漸増益致候處云々」

とあり、十九歳のときに本家殘存所有地たる稻荷社地の藪林を利用し、荒地は荒地の力に依る復興の方法を考案して、前記の如く一切の元本により年々利殖して再興を計つたのであるけれども當時一族に加入を勧めたが中々關心を持たなかつたのである。

善種金の起原が本家復興に善種を蒔いたのが始めであつて、後に一族も加入金を差出してこれを助勢し各々その利息を推譲し元本に繰入れ、猶運用に適當な方法のないときは自ら預つた形式で利増し、或は土地を買入れ、無利息助貸に對しては、それに一割五分の利を附して居たのである。然るに尊徳が宇津家の仕法に任せられ櫻町に赴くことゝなつて、同族にその繼承方も懇望したが受諾するものなく、止不得加入金を返却してこの資金と私財とを以て一村一郷の復興資金と爲した爲め善種金は更に偉大な價値を發揮する事となつたのである。

「文政四辛巳年御分知宇津汎之助様御知行村々土地柄故哉連々人少困窮致家數人別相減、荒地多分に出來、退轉亡所同様罷成候段深被御歎息、荒地開發、入百姓人別増、窮民撫育、借財返濟村々舊復之仕法取行方、見分被仰付罷越及見分候次第遂一申上候處同五年見込之趣、存分可取行、旨御任被仰付、同六年、野州芳賀郡櫻町陣屋へ引越候に付右伊右衛門式之儀陰徳

積善既に盡て及潰候得者、容易に再興致度候得共、永續之所如何と懸念に付、幸右心掛置候再興土臺金を以て、前段蒙仰候御知行所再興金へ差加へ、荒地起返、窮民撫育、絶家取立遣候は、本家積善之基にも可相叶哉と致勘考、則差加、日夜勵精興復之仕法取行候處、天なる哉、時至哉、人氣相進み荒地あらまし起返し、立直之道相開候云々」とあり、この善種金の爲に多數の絶家を再興し、荒地を開き、公益に貢献すると共に、その靈を安んじ、善種を累積し、かつ増殖ともなつたのである。尊徳の書狀に

「近郷村々まで貸限け、以來幾百千軒の相續を取立て、幾百千人を撫育致候得者、家名相續致候幾百倍に相當り申すべく云々」と

あり、又

「天保七年天災凶荒に付、御先代様格別深以御仁恵、駿相御順分村々飢民撫育之道可取計、旨被仰付、御手許金千兩被下置前々荒地起返り米穀産出其潤澤を以、銘々暮方立直り、困窮難澁之憂を免れ、爲其加相納候報徳金を差加、御領分村々致廻村、極難、中難、無難三段に取調、饑民四萬三百九十四人、夫食貸付撫育取計、其村方同斷飢渴之憂を補ひ候處、其以前よ

り格別厚き以思召、右報徳善種金貸付之仕法引移往々御安堵之道を生じ候様存分取計旨被仰付候云々」如斯小田原領内にも善種金は轉用せられ、本家再興善種金の積徳を累加する内、文政十二年に到つて本家再興の議成り、一族二宮増五郎を以て本家の相續人と決定し

「雖村復舊の仕法取行候得者、伊右衛門式積善の基も相開け候哉に付同十二丑年より、同十四年迄、御仕法金都合三百兩再興土臺金として拜借被仰付實地、田畑受戻又は買受、先づ積年心掛居候、再復之基相立候得共、遠路隔國、何分世話向行届兼候間、本來の好を以て、常三郎方へ世話相願、其後作徳浮金を以、質地受戻或は買請、追々致増益、一同相悅、其以來増五郎へ世話方相任置候處、同十三年不奉存寄御召抱仰付、所々出役御用繁に付、何分御領分村々御世話不行届、其儘捨置候間、右仕法御疊置に被仰出、報徳善種金五千兩除御返金に相成候云々」

即ち天保十二年に三百兩を報徳仕法金より貸付けて本家再興の緒に付いたのである。其間の天保八年藩政更替あつて尊徳を幕府に推薦して敬遠したので中止となつた。嘉永五年再び藩政改まつたので本家再興を數願し允許せられたのでこの仕法に着手したのである。その仕法書には

「此度増五郎並親族總代權右衛門其他蓮正寺村直次郎罷越候に付、其後の成行取調見候處、土臺金三百兩、並年々作徳金、貸付金利息其外共、凡千有餘金と致増益候間、年々遣拂貸附金増五郎家作益暮込、田畑地代金共差引正殘金百十兩餘に相成候間、御拜借金百兩並村方借用金三十兩差引見候得者、十七兩致不足此形にては、向後増倍之程も無覺束、云々」とあり、折角再興した本家増五郎は三百兩の報徳金を生活費に費消し、十七兩の不足を生じたので、更に本家再興の恒久策を述べるに至つた、それは祖先たる本家永續のためと、他は増五郎一家の生活の永安を計るために四百兩を以て田畑五町一段五畝十八歩を求めて、二町一畝六歩を増五郎家株とし、三町一段四畝十二歩を伊右衛門式とし此等の總高四十石四斗七升六合の約半分を以て生計費に充て、他を親族一同の管理、財團の如き方法により、祖先及一族のためにこの復興の善種としての一様式を創成したのであつてこれが報徳善種金の起原である。

善種思想は早くから萌芽し次第に系統的に立てられたのであつて、本家の再興土臺金として生長したことは前述の如くであるが、善種の根源は報徳の精神を徹底させ善き種を蒔き返すことを意味してゐるのである。日光仕法の「報徳冥加金差出方の事」に、

「孝行奇特人、村方一同以入札爲相選、前々に無利息金貸遣、困窮難澁之砌質地に相渡置候田畑戻し遣、又は利徳之買請爲作立、其土地より産出し候無盡米麥雜穀を以、年賦返納相濟、家株相増し候徳澤に對し、其他の耕作實法之初穂、多少に不限差出爲報天徳永久之福を爲請善種を蒔き實法を得て俱々相樂させ申度候。」

即ち貸借と異り、絶家再興、荒田開發、忠貞旌表、窮難救護、獎勵貸付をなし、是によつて得たる徳澤を報い、米穀金品の何たるを問はず、幾度となく善種を蒔返し、報徳金の回轉能率を高からしめ、依て以てその徳益益々高めその財益々大としたのであるが、報徳金又は報徳善種金は個人の所有に非ず又特定團體の爲の物でもなく、全く社會化された報徳推讓の集積であつて、櫻町轉任の砌本家再興の善種金と私財一切を提供推讓して自分の提供した金の回収の如きは念としなかつたのであつたけれどその管理の適任者がなく遂に彼に歸屬したのである。即ち「我ものにならざるのみならず、國用之根元、縱令一粒たり共、天地人の三徳に因て生じ、人皆身命を養ひ、相助り居候爲御恩澤三歳報冥加金と名付、不増不減日月之萬物を生育し、國家を潤澤し給ふが如く云。」

と謂ひ、報徳金は一人の私有すべきものでなく、廣く社會に對し徳を報いるにあつて、各人の努力の集積であり自他共に一圓融合する報徳精神の下に行はれるのであるから出資者も加入者も所有の觀念を離れて、自然の徳、人の徳、物の徳の集積であるとし、自財にあらず、他財にあらず、日月の國土を照し賜ふが如く、貧富内外潤澤して止む事なし」と謂ふ意義をもつて淨化せられ、永遠不滅の善種として活動を繰返し理想の實現達成を期したのである。

一家の復興も國家の隆昌もこの私利を超越した善種の理念によつて行はれ永遠の安泰を理想とし、日常生活に於ても日々取扱ふ財貨はこの善種としての徳に報する根本的精神の上に立脚して進められたのである。

この善種金は復興資金として活用せられたのである、貸付方法は無利息であつて貸付元金を償還し得る能力を精査してその能力に應じ夫々年賦金又は据置年賦金とし貸付け、復興の曉、生活の餘力を以て元本を年賦償還せしめ、元金完済後はその資力の如何により一は報徳元恕金として完済後の餘力及習慣、即ち惰力により一年乃至數年間報謝の意味にて報徳金に推讓せしめ、一は餘力なきか、又は餘力少き者には冥加金若くは冥加米と稱する應分の雜穀を善種とし

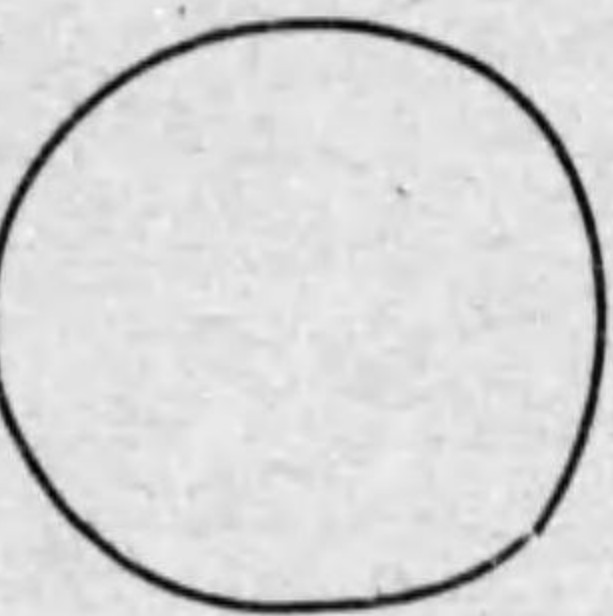
て推讓せしめ、又は全く之を缺くことも許容したのである。

善種植樹の方則は善種を蒔いて、その徳に報ゆるにあつて荒廢地を開墾し、社會を樂園化して善種の花咲き、實を結ぶが如き自然の徳に報ゆるべく自然力を活用し社會の徳に報ゆるべく社會の力を活用したのである。

それは開墾啓發施設として日光仕法雛形に天徳無盡、地徳開倉の法則として示してある。

天徳無盡現量鏡は元金一兩を無利息とすれば一兩は永遠に一兩であるが、之に利息を附けると長年月には大財となつて貧民も貧村も興起する法則を立てたもので、その一例に

一種根葉混沌之圖



根ナケレバ葉ナシ

葉ナケレバ根ナシ

根アレバ葉アリ

葉アレバ根アリ

去年の實は、今年の種となりけり

今年の實法は、來る年の種

(以下利倍の法則を明かにしあり)

地徳開倉積は、土地の徳、事物の徳の荒廢したるを開き、人々の勞作の蓄積の徳によつて窮民救助の目的を達する方法である。この方法は、米一石(金一兩)を以て一段歩を開墾すれば初年度にはこの一段歩よりの收穫をあげるが、これを消費し盡せば、その收穫米は何等この徳に報ゆることなくして終り、一石(一兩)の徳は永遠に一段歩に止るのであるけれども、若しこの收穫の半を消費し半を推讓して開發の善種とすれば翌年は五畝の開發を爲し得ることとなる。如斯これを繰返して行けば年々善種に推讓し得る米の高を増加し、隨て開發田は増加し遂に莫大な善種の推讓米を生じて開發田を得ることが出来る。然るに人はこの自明の理を任意に左右することが出来るために、米を蒔いて米を穫、耆を蒔いて貧を得、勤を蒔いて富を得、金を借りて負債を得、負債を蒔いて借金取を得ることを知りつつも願望しない負債に苦しみ、欲求しない貧窮を嘗めるのであつて、これを法則化して報徳善種金として報徳生活の理想實現を計つたのである。

第三は分度を立てる法則であつて、分度とは豫算の如くであるが、支出を制限するとともに収入を精査して調整し、計畫化するのである。報徳仕法は分度によつて進行される、何事でも分度を立てずして仕法を行ふことは基礎工事を爲さずして建築をなし、設計を立てずして工事を進め、豫算なくして事業を起すに等しいが、更に重要なことは分度が事業の基本となることである。

この分度の法則は服部家の復興に當つて創設せられたのであつて、服部家は小田原藩の家老職で千二百石であつたが、生活上の不足すべき理はないのであるけれど、當時の士族は多年の慣習によつて經濟觀念に乏しく放漫な生活をつゞけてゐたので、千二百石の祿に千兩餘の負債を生じ幼若な服部は藩の重役としての勤務すら出来ない迄に窮迫の状態にあつたのである。

尊徳は從來の經驗による經濟財貨の造成は勤勞によつて之を得、儉約によつて推讓し、善種として之を積殖して大を爲すのにあつたが、定額収入の服部家の復興にはこの方法によることが出来なかつたから、勤を奨め儉を努むる外に環境に應じて、新たに分度の法則を創つて之を實施したのである。この仕法は世上に行はるる整理と異り、家格を下げず、一家の體面を維持

しつづ五ヶ年を以て完了した點に苦心があり、かつまた世上の如く米の前賣又は高利の借入は一切之を行はずして金利を支拂ひつゝ家計の緊縮と分度の確立のみにより、生計費の不足や收入減少の状態を支出の調整によつて救済し復興したのである。爾來分度の法則は常に報徳仕法に適用せられ、従つて櫻町仕法より日光仕法までにこの法則は完成せられたのである。

この分度の確立に當つては、或る標準を必要とし、例へば經濟方面に於て收入、支出の現状を考察する爲に、この實際的基準を既往の事實と現状に對照判斷し將來を考究して生活上の基準を定めついで、その具體的、積極的立脚點を確立するものであつて、報徳仕法の分度は具體的、客觀的事實の上に示されるのを普通とし、それに精神的、主觀的考察が加へられてある。それ故に分度と謂ふもその内容は道徳的、經濟的に構成せられてゐるのであつて、個々の天分を精査、自覺し、反省し、天分の限度を量定して將來の積極的發展の基本とするのである。

天分の限度を精査省察することは、とりも直さずその實相を鮮明することであつて、それに基づいて分度を創設するのである。天分は天命享賦であつて、あらゆる物の存在を運命付け、人類とてもその運命を轉換することを可能とし、絶対に動かし難いとする生命ですらも、之を伸

縮し得るのである。この天命を變移するにはそれを明確に省察することによつて行はれ、人類文化も亦この努力の所産でなければならぬ。

天命即天分を調べてこれを考察するため環境の全部に亘り過去現在に及び、收支を照合して天分を確認し判定したのである。

分度の確立はこの天分の精査にあり、そして積年の收支を調査し一年の分度の基準としたのである。鵜澤作右衛門宛書狀中に

「元、天地開闢して何一物もなし、神代の昔、異國より諸色入用し來り候にも有御座間敷、唐土とても天竺國より來りしにも有之間敷、天竺國とても同様、異國は異國の力にて開け、蠻國の力にて興き、況天朝は天朝之德澤にて興き候道理に有可御座哉。左候はば荒地は荒地之力に發し借財は借財之費にて致返濟、困窮は困窮之費にて富し申度候。然らば天命に基き、分限を量りて分限を爲守候外有御座間敷候。」

とあり、天分精査の資料は經濟的收支の記録の外、仕法の主體と客體に亘り自然的社會的現状を中心とし歴史的に考察せられたのである。

「道を作り、橋を懸け、人馬之通路を辨じ、或は川を堀り、溝を浚ひ堤を築き、水路を辨じ、或は竹木藤葛又は茨萩薄等刈捨焼拂ひ、地の利に隨ひ、高地を下げ、低地を揚げ畔を立猶亦堂宇民家之廢亡を修覆し、次に分家入百姓を取立、新家作を與へ、竝農具夫食を施し云々」

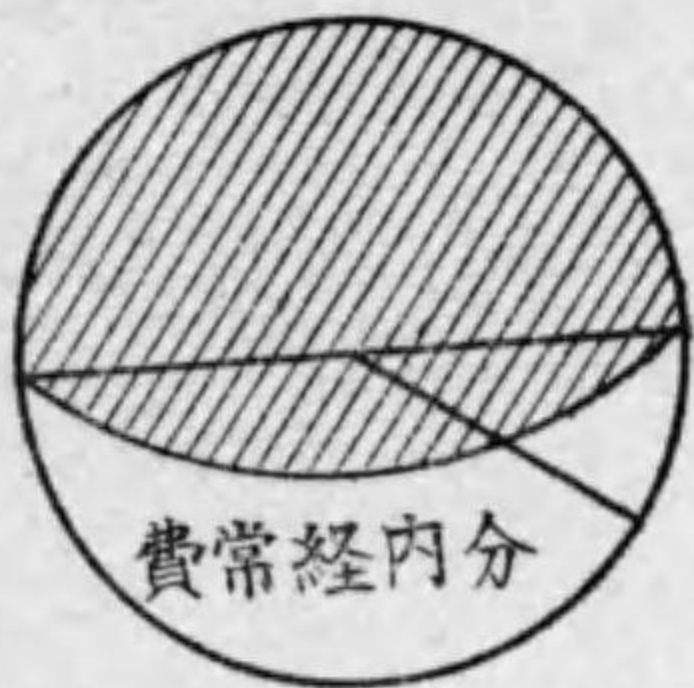
この天分調査を分類すれば

- 一、地理的事情 (自然的天分)
 - 二、歴史的事情 (社會的天分)
 - 三、財政經濟事情
 - 四、産業事情
 - 五、道徳的事情 (精神的情況)
 - 六、個人的天分 (家政的情況)
 - 七、分度の判定 (最近十ヶ年の分度及十年後の分度の豫測)
- 分度の判定は天分を精査し、一定期間を劃して判断するもので、十年間或は百八十年間と謂ふ長期に亘る資料により一年の平均天分を判定したのである。而して分度は一定期間 (大體十

年間位) によつて仕法の進捗と、事態に即し漸進的に更改せられてゐる。以上を要約すれば、天命は之を天分といひ、天分によつて分度を立てるを報徳の道といひ、報徳の道によつて貧乏を救ひ、且つ防ぎ、貧困に歎くことなからしむるを教としたのである。されば報徳の道を守つて天分を全くすれば後悔する様なことは決してないといふことが出來得る。この分度を圖解すれば、

貧時の分度

貧しき時の生活は、三日月の如く細々と生活を營むのであるから勤勞によつて財貨を産み出さねばならぬ。



小高の分度



小財を有する場合は、半月の如く生活の脅威を受けないが、大なる餘裕あるものでないから、勤儉の徳によつて奮發し、推讓の端緒を得ることに努めねばならぬ。

大高の分度



大祿を有するものは上弦の如く、既に生活に餘裕を生じたものであるから、勤儉以て推讓の實を擧げねばならぬ。

富者の分度



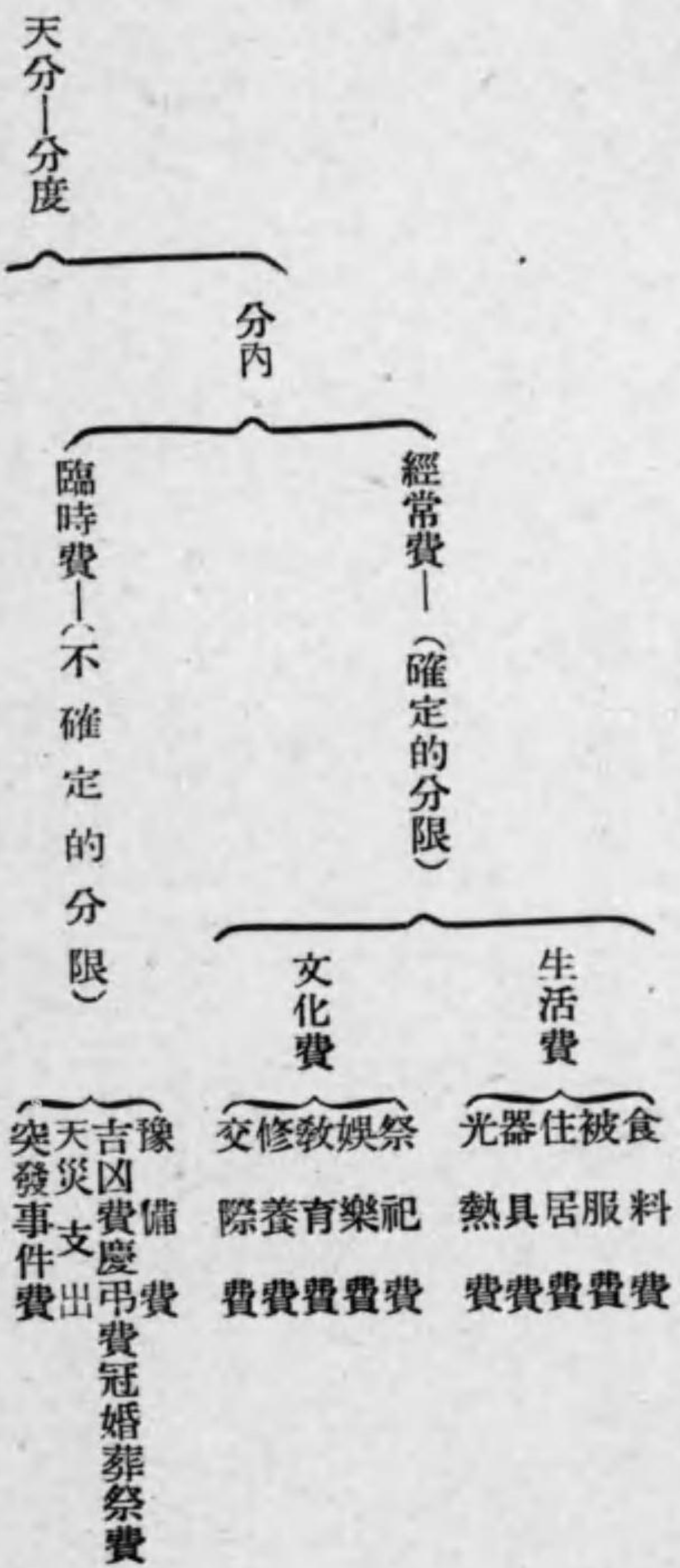
富者の生活は既に月の圓滿なるが如くであつて、財貨に執着することなく、また分度を悉く私することなく、宜しく勤儉以て他讓をなし、社會生活の爲に努めねばならぬ。

富貴者の分度



富貴圓滿なるものは、財寶の徳と、推讓の徳とが日に積り年に殖えて他の分度のものよりは幾百倍に及ぶから勤儉己を持ち、汲々として益々その道を修め、自讓以て子孫に遺し、他讓以て多衆に善種を植える。斯の如くならば其徳社會に普及し、社會と共に連綿として、天地の如く永久安泰である。

天分の總てを判定する爲には分度を活用することを要するので、分度を分内と分外とに配分し、分内を經常費、臨時費に分け、分外を自讓と他讓とに分つたのである。これを表に示すと



この分度が收支のみに止まらず、事業にも之を立てられて、物質的、精神的兩方面に亘り生活を安泰ならしめるのである。たとへ如何に多くの財貨があり、年收があつても、消費方面の支出に基準限度がなければ遂に破綻を免れない。分度はこの意義を徹底さすの法則であつ、その仕法の對照として先づ財貨に置き貧富は天分によるも各人の努力によつて向上し防止し得るものと謂ふにある。

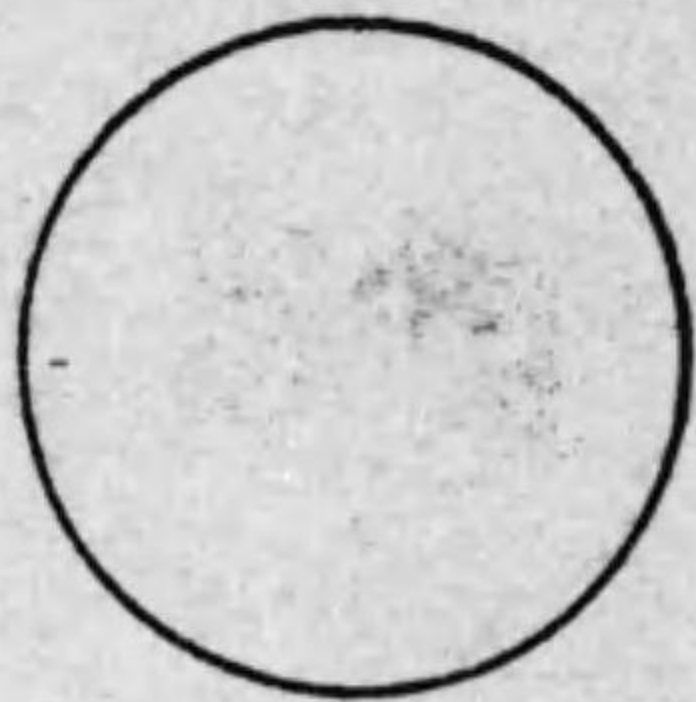
この財貨に對する概念は斷片的ではあるが左記の如く謂ふことが出来る。

○財實増減の解

「夫れもと一國無財なり。無財相變じて一寶を生ず、一寶増加して萬寶となる。未だ財寶を發せざれば則ち貸借無く、貸借無ければ通用無し、通用あれば自然に貸借を發す。貸借あれば必ず増減に暨ぶ、増減あれば貸借を止めずして一貸累積し萬貸となる。萬貸の本を想へば無貸に歸し、無貸轉倒して一貸となる。一借相重ねて萬借となる、萬借の本を悞れば増減に歸す。一増あれば必ず一減あり、一喜あれば必ず一怒あり、一禍あれば必ず一福あり、一損あれば必ず一益あり、一捨あれば必ず一捨あり、一逢あれば必ず一別あり、佛は之を因果と曰ふ。猶施報の之亦復た天地懸隔之理有るがごとし。譬へば農の一粒を施して萬粒を獲るに似たり。一施あれば必ず十報あり、百施あれば必ず千報あり、千施あれば必ず萬寶ある所以なり。貨財を稱貸して而して之を益する者、彼に損して是に損し、彼に益し是に益す。彼是因果相對して車輪の廻る如く停ること無きなり。財はもと我財にあらず天道之財天其性に感激して、之に與ふるに厚薄在り。厚薄の本を模するに天の作事に非ず、自ら之招くのみ、誰も貧賤好まずして拵るのみ。此を天理自然と謂ふ不義にして富み且つ貴きは我に於て浮雲の如し慎まざる可けんや。

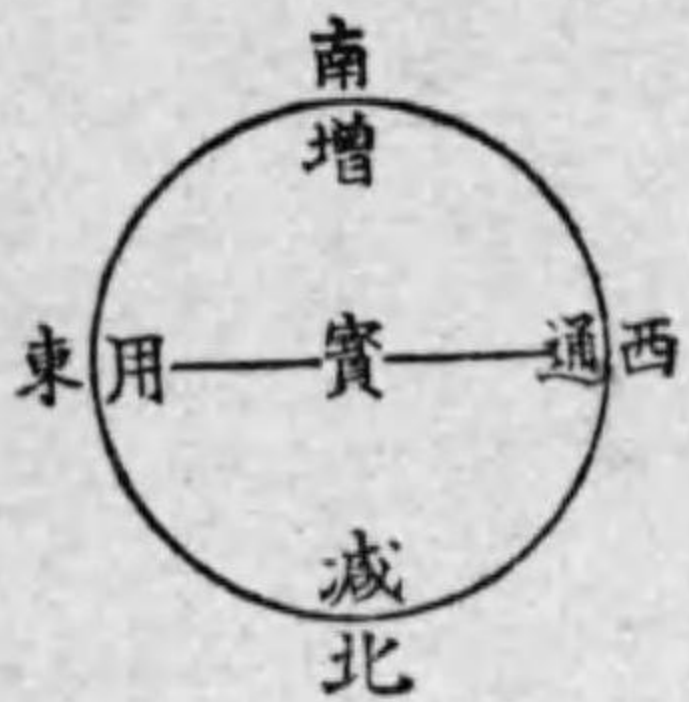
(漢文を譯す)

一寶無財之圖



夫もと一國渾沌たるなり、天地開闢して草木生じ、蟲魚鳥獸人間生ずる時、田畠山林開發無し、村里の名も無く獨々生じ面々自己飲食を爲せり、是の故に天下に財寶無し、此天理自然と謂ふなり。

一寶通用増減之圖



夫もと一國財無きなり、財の未だ發せざるや則ち貸借無し、財を發して自然に通用生ず、通用あれば則ち増減生ず、増減有れば則ち貸借生ず、財寶を發して而して萬世に至るまで、通用増減あれば貸借生ず、此天理自然と謂ふなり。

一 寶變化貸借之圖



夫もと一圓一寶なり、一寶變化して貸借となる、貸借の元を悟れば一寶に歸す、一借積み積んで萬借となる、萬借の元を悟れば一貸に始まる、一貸積み積んで萬貸となる、萬貸の元を悟れば一借に始まる、此を天理自然と謂ふなり。

かく財貨、貸借増減、貧富の生ずる理を明かにし、夫れもと一圓貸借であつて、貸す者は必ず借る者を思ひ、借る者は必ず貸す者を思ひ、貸す者と借る者と一圓である、斯して貸借は二つにあらずして、元と一寶であつて、これを天理自然と謂ふのであると、一般の財貨の觀念と大いに異つてゐるのである。

分度の確立はあらゆる徳に報い、私利私慾を超越して永安を得るの道である。

第四は推讓の法則によつて自己のあらゆる心的及物的財即ち自己の營利私慾を社會へ讓る、

或は奉仕することによつて仕法の根底としたのである。

櫻町へ移る際本家の再興資金、家財道具の賣拂ひ代金その他刻苦經營して得た田畑、扶持等の収入の一切を推讓して仕法の資とし、自家のために何等の考慮を拂はなかつたのである。

この遠因は父母に事へ、草鞋を作つて村民に頒ち、小使錢を老婆に施し、本家再興に盡し、服部家に盡して聊かの報酬をも受けなかつたのに見られ、遂にこのことは成田山參籠によつて推讓に透徹したのである。その信念は我國立國の精神に則り神意を體して推讓を徹底し、この徳に報ゆる精神を具體的に表現したものであつて、社會全體の幸福を増進する爲に勞作を推讓するので、利益、名譽、權勢等の競争意識的生活を淨化した圓滿明朗な社會を出現するための推讓であり自覺である。

推讓の對象物は財貨であり、勤儉を善種によつて、この分度を立て、爲し得るのである。勤勞によつて財貨を創造推讓し、儉約によつて更に推讓するのであるが、從來の勤儉貯蓄が概ね自己の爲にする意志のもとに爲され、かの慈善惠與も施受といふ優劣感を伴ふ點に於て之と大いに異つてゐる。

報徳の自讓は貯蓄に類似してゐるが、その根本精神に於ては大いに異なる、即ち自讓によつて分度による餘力を以て、自己並に子孫の爲に次の推讓の資源となすのみでなく、これを社會國家の用に供する爲に讓るにある。只その過程は貯蓄と異ならないが、物の恩に報ひ、自己及子孫をして社會の徳に報ゆる爲の資源として讓り、この財貨の徳をして活用せしむる處に主眼があつて、單に自己の爲にのみ財を蓄積するは讓とは云へない。かつ貧富の差があるのであるから皆が齊しく推讓し得ることは、彼の慈惠奉仕等の觀念と相違してゐるのである。讓奪辨に、夫讓而無捐、奪而無徳。

根元を案するに、見れども見え難し、有れども知れ難し、行へども述べ難し。故に大器に水を入れ、前後左右深さ等分ある時、この水を前の方へ搔きよすれば、水向の方へ流れて行く事暫時も不止、終に元の如くの深さに至る。又向の方へ押寄する時は、水前の方へ流れ歸ること暫時も不止、終に元の如くの深さに至る。又左の方へ押寄すれば水右の方へ流れ歸ること暫時も不止、終に元の如くの深さに至る。又右の方へ押寄すれば、水左の方へ流れ歸ること暫時、終に元の如くの深さに至る。急にかき寄する時は、水急に流れ行き、急に押寄する

時は水急に流れ歸る。悠然と押寄すれば水悠然と流れ歸へり、終に元の如くの深さに至る。斯を悟れば奪て益なく、讓つて損なし、是を天然自然なりと知るべし。

と、即ちすべての物は讓も奪も一元であつて、宇宙間には何等増減はないのであつて、只これを占有し、私有して讓らなければ喪へるものとの間に必ず争奪が起る。これが損益得失の念となつて圓滿に行かないのである。それであるから、これに異常な努力を拂つたのである。されば、

一家仁あれば一國仁に興り、一家讓あれば、一國讓に興るとかや、一家の讓る其の根元を案すれば、凡て天地の間に生ずるもの、今生する迄の恩なきこと能はず。又生じて徳なきこと能はず。或は才智、藝能、智識等を始め、家株、畑、領知、是皆一家を補助するの徳、譬へば一日に二百文の日雇取より、拾百萬石に至るまで、其の受得たる財寶、我が爲に遣ふ時は讓といふものにあらず、受得る所の分内を、相互に助台様に勤めて行つてこそ一家讓を興すとも云ふべし。

とし個人の推讓は勿論、進んでこれを一村、一郷、乃至國家社會に及ぼすことによつてその効

果を大にし永遠繼續して報徳の理想を實現するにあつた。二宮翁道話に、

讓の意味は、相互に助け合つて馴染み、餅など練るが如し、粟粒一粒にては練る事薄し、隣と隣とを組合せて、臼の中で組合せば能く練れ、上々の餅となる。報徳金も大勢にて加入し貸したり、借りたり、大勢が力を合せぬと其の効薄し、一粒でも糯米は糯なれど詮なく、日掛又は加入も斯の如し。

とあり、如斯にして成つた推讓の結晶である報徳善種金は、自財にあらず、他財にあらず、日月の國土を輝かし、萬物を養ふ如く、貧富相共に潤ふの金なりと云ふ淨財となり、推讓の深遠な理念を創成し以て一圓融合といふ理想を表現するにあつた。然るに賣る者の利は、買ふ者の不利となるが如き様相を又自然界における鼠と猫、蛇と蛙の如き利害反すること、同様に人類社會を觀察することは偏見であつて、推讓によつて賣る人と買ふ人の利害背反を解消し和合一致せしめるのである。強ひて水を掻き寄せ様とし、私益を追及し、所有慾を満足せしめんとすれば、苦惱に終始して安心立命の境地に達することは不可能である。大體讓本來の意義は物の本來の徳を意識し表現することであつて、勤勞によつて物の徳を創造し儉素によつて物を尊重

することも矢張この讓であるが、單に自己の爲にする貯蓄、慈善等は本來の意味の讓とは云ひ難いのである。

讓を相互に致すを他讓とし、自讓と他讓とによつて一圓融合となり報徳精神の本源となるのであつて、農家が農産物を出して、人の生活に資し、工業家が加工して効用を増大し、商家が之等を分配して利用せしむる等は各々人類の生活に貢献し幸福を増進することとなり各々その力を推讓することとなるが、これを産出し分配することによつて單に代價を獲得するにありとし、その代價の多寡のみに重點を置くが如きは、個人、社會の永遠の安定を期待しがたいから讓とは謂ひ得ないのである。それではいけないから、夫々の物の徳を推讓するといふ報徳精神を生活の理想とし眞に楽しい國家社會を實現することである。例へば國營事業の如くその利潤の多寡に拘らず、その目的が公益増進であつて營利を目的とせぬからその事業精神は讓である之に反し私營事業は結果が社會の爲に大いに貢献するとしても營利慾のための事業であるから讓ではなく所有としてその徳を奪ふ結果となるのであつて、根本はその事業精神の如何によつて物の徳を讓るが多くは奪ふこととなる。

故に尊徳はこの讓によつて一切の個人及社會生活を永遠に平和化するために推讓といふ法則を創造して、利害の對立を淨化し、一圓融合し理想化するにあつたのである。

報徳仕法は推讓によつて、その徳を増進し、かつ發展繼續して行くことによつて寒村を富村化し、窮乏を脱しさせて致富させるの具體的の施設を採用する方策はとりも直さず、この理想の表現が即ち自己と社會とを一圓融合して平和と幸福とをもたらして「天地相和して萬物を生じ、夫婦相和して子孫を生じ、貧富相和して財寶を生じ、以て國用に足る」となり、その財貨も「自財にあらず、他財にあらず、日月の國土を照し、萬物を育つる如く、貧富相潤澤して止む事なし」との理想境を實現したのであつた。

前掲櫻町仕法開始の十餘年間を想見すれば、推讓又推讓と尋常一樣の苦心ではなかつたらう特に最初の七年間は同僚の嫉視、奸民の妨害、浮浪、遊惰、悪習の徒が共謀して事業を妨げたが、有ゆる困苦迫害を報恩謝徳の推讓方則の徹底表現によつて遂に豫定の如く完成したものであつて、爾來この法則は凡ゆる事業の推進力となつて行つたのである。

第五は上述の勤勞、善種、分度、推讓の諸法則の根本精神であり之等諸法則をして永遠の生

命を保有するための報徳精神を一貫する法則である。勤勞によつて財を發し、天地大自然の徳恵に善種を植えつけて小財を大財となして自家を興し、本家の再興を計り、分度を立てて服部家の家計を整理し、推讓を累積して櫻町復興事業を完成したは前述の通である。自家復興は順調に進捗したが、本家再興は専心遂行出来なかつたのと、一族が協同したけれど動もすれば懈怠の色が見え、服部家の仕法に於ても直接監督中は家計も整備せられたが、成功して手を引けば再び悪化して行つたのであつた。更に櫻町領土に實施した際には、一方に進めれば他方に妨害や、反抗に遭ふ。されば理想としては勤勞と善種と分度及推讓に依つてその目的を達することが出来るのであるが、この間種々の人爲的精神的間隙を生じ、大きな障碍となつて現はれた。ここに於て法によつて必ず事は行はれるものでないと云ふ難問に直面して、この法と人との一圓融合に苦慮痛心する事数年、遂に成田の參籠となつて報徳精神の創成の端緒となつたのである。その發願の動機は、幼少より遭遇したところの種々の厄災に鑑みて、世間の同患者を憐み自家を興したる如く、復興安定せしめんとする温情より禍を轉じて福となし、凶を轉じて吉となし借財を變じて有財となし、荒蕪地を變じて耕地となし、瘠地を變じて沃土となし、貧窮を

變じて安泰富致となす等總て人民の好まざる所を除いて、好む所を與へんとして日夜念じ、この意を以て君命を奉じて櫻町の仕法を實施すること既に七年に及ぶも民心なほこれを理解せず土地開け民生富に向うも悦服せずして抗争し、奸佞蔓りて良民を覆ふ、進退窮まりその身を水火に投じて以て人民を救はんとした決意にあつた。この精進によつて推讓を徹底させ、且つ積極化した報徳式の教化をもつて、村民をして之を體得實踐せしめる法則創造の起因となり、參籠後より二、三年の間に完成したものであつたと。この徹底的な推讓による報徳の理念は滅私的大我の純眞愛となつて順逆良賤を通じ、躬を以て奸民をも愛し、無頼遊惰を憐み、これ等的一切を抱擁教化して良民に追隨せしめて、櫻町四千石領の仕法を僅か數年の間に成功裡に完了したのである。この修行體験によつて天保三年恩に報い、徳に報ゆる概念を形成し、櫻町仕法用財貨である米、金を領主の恩徳に報ゆる表示として報徳金と稱し、返金は元金を思ひやる意から報徳元恕金と唱へ、推讓による積立を報徳加入金となし、善種の徳を植付けることを報徳善種金と稱する等、その財物を悉く淨化し私利私慾を離れた淨財として活用した。

報徳の意義を例示すると、

天保三年の報徳元恕金雛形の各卷跋文に、

右報徳元恕金無利貸付雛形發端の儀は御主法に依て荒地開發致し、民家取立遣し候者共、冥加米として永相納候に付、報徳金と名附而積置候共、(永は永錢のこと)とあり、

天保八年小田原領が大飢饉の時その仕法中(撫育取扱手段帳)に、
前略具に申上候處、逸々御感に思召、全亡所變て産候報徳善種金、前々雛形組立差出置候通り無利息金貸付の趣法引移極難村々窮民撫育、借財返済暮方取直、銘々其所を得、御百姓御百姓相續致され、往々御安堵の道を開き候様存分取計べき旨申付られ、格別深き御配慮を以御手許金千兩下し置被候事。とあり、

同年、相、駿領内報徳貸附帳に、
報徳善種金借用致し取續爲申度旨、村役人共願候間、承届書面之通、無利息五ヶ年賦貸附取計候。とあり又、

同年末宇津家知行所村々への申渡書に、
御知行取立の趣法、報徳善種金貸付の道相開き、小田原御領分駿豆相、村々取直しの爲、別

紙雛形の通り、存分執行すべき旨仰られ、格別の御仁恵を以て、御手許金千兩下置れ候……御手元頂戴金並御拜借米其外前々差遣し用意致置候、報徳金とも、都合五千餘金を以て、極難、中難の者、四萬三百九十人、三月より正月迄、夫食貸附、飢渴を爲相凌歸國致し、當春仰出され候御知行御引渡に付報徳金御引受永續手段と爲し、非常御準備金に被遊候様兩度御示談申上候……。

以上の文獻により報徳金は緩急に應じ一家一村の救済復興の基として報徳善種金として貸付られて夫々の永安を計り、小田原領急救仕法は年と共に効顯あり弘化二年末、酒勾林藏頂戴金及報徳金配分證書中に、

一金六拾兩也

右は……一同歎願之通、報徳金拜借仰られ候共……年賦返納金出道無之段、名主新左衛門委曲立入、自分に入金、貳拾五兩之儀は報徳金年賦返納相濟候迄、無利置据殘金參拾五兩拜借致度段……先年頂戴金並報徳善種金之内、書面通配分致し、親先祖より傳へ受けたる家株、質地田畑受戻し御取立下置被有難御趣意子々孫々に至る迄申傳置、云々。」とありて自己の

加入金の一時借入を頂戴金と云ひ、善種金、加入金、土臺金等の報徳金借受を拜借と謂つて、皆徳に報ゆるの意に出で、加入金貳拾五兩は年賦償還まで頂戴致し、無利息据置として引つゞき納返して行き、その加入積立金を報徳金の形式のもとに存續せられて行くと云ふ、貯蓄とは異つた報徳の觀念にあつた。日光御仕法雛形に報徳冥加金、報徳冥加米の名があるけれどもこれは報徳金を拜借して償還した後にその報徳金の利用に對する元恕金を納入し、又は元恕金の納入が困難な場合には米又は金錢等を適宜に納入したものである。その他報徳米と稱して米粟雜穀を糶又は種として差出し、或は仕法に用ひた田を報徳田と稱した。そして報徳の名を冠した財貨の内土臺金、善種金、加入金、元恕金は屢々用ひられて居る。これ等のすべてがその根本の精神を報徳に發してをり、勤勞も、善種も、分度も、推讓もこの報徳によつて統一し完成せられて行つたのである。

この報徳の概念は早くから内在して居つたのであるが、報徳金の取扱と共に發展して行き創成せられるに至つた、「三才報徳金毛録」によれば、その思想は宇宙一切の事象、事物を大極圖と題して、一圓相によつて統一し、大極を以て宇宙創成の根元として、その發展を推理究明

した結果、天地の根元を開闢に置いて、これを以て生活原理の極限としたものである。即ち宇宙一切財寶なき荒蕪の原始を、大極無財の渾沌たる状態なりとし、個々の事物は大極一圓に歸一して、對立の概念と一圓融合との關係をもつて生活原理を明かにした、即ち宇宙間には未だ事物の對立なく一圓として存し事物もこの大極より發展して行くと云ふ意である。報徳仕法實施に當つては、大極即報徳一圓相を基本としてその發達經過を觀察して方策を究明決定するにあつた。

「夫れもと一圓大極也、大極既に一元たり、大極一元もと其の號を獲るに非ず、己に之命と、今や其體を推し權るに、空に不るに非ず、無空に不るに非ず、有體なら不るに非ず。無體なら不るに非ず、有氣なら不るに非ず。無氣なら不るに非ず。人力を以て觀察に及ば不る所也唯一を一と號し、元を元と號するのみ、之を大極と謂ふ。」

大極と稱して一圓を一元として推測したのである。即「渾沌變化して萬體と爲る、萬體本を推はかれば一體に歸す。」と稱し、荒蕪を開發して隆盛を致した根元は、祖神の御代の財貨一圓であつた無財の一元に基づいて、その發展の過程をすべて一箇の圓相に統一還元して考察した

のである。それ故に報徳生活の精神はこゝに在つて、現實をこの一圓相に入れて觀察判斷し、現實の種々相を一元の世界に歸納してこの一元の世界觀を建てそれより多元の事象を究明して一貫した報徳生活の原理をもつて綜合歸一の生活法則としたのであつて、實在は物と心との對立ではなく、その一圓融合した存在であるとした。

「神無ければ人無し、人有れば神有り、神人究竟不二一物。天無ければ、地無し、地有れば天有り、天地究竟不二一物。陰無ければ陽なし、陽有れば陰有り、陰陽究竟不二一物。父無ければ子無し、子有れば父有り、父子究竟不二一物。阿無ければ呼無し、呼有れば阿有り、阿呼究竟不二一物。貴無ければ賤無し、賤有れば貴有り、貴賤究竟不二一物」。

世界は多元であつて相對立して居るが、この對立の發生した根元に遡つて、一圓相のもとに、不二一物と云ふ對立の究極を觀察判斷して對立のない大極一圓としての無對立に歸したのである、この理念から

「火無きに不ず、火有るに不ず、火有るに不ず、火無きに不ざる也。水無きに不ず、水有るに不ず、水無きに不ざる也、氣無きに不ず、氣有るに不ず、氣無きに不ざる也、體無きに不ず

體有るに不ず、體無きに不ざる也。」

如斯その本質は無差別無對立である、吾々の認識の世界の種々相は差別對立の如くであるが、これを本質から觀察して一極一圓相に演繹歸一したのである。この理念を基として財に對しても一圓無財とし、現實の財貨を以て一圓無財としての根本から再出發し、これに報徳生活の原理を實踐して新しい財貨を發し創造となり、これが因果律によつて報徳の精神が徹底するのである。

「夫れ本一圓無田也、無田を變じて一田を發す、一田有れば十田を發し、十田有れば百田を發し百田有れば千田を發し、千田有れば萬田を發す、萬田の本を想へば無田に歸す、田無れば則生養無し、田有るに因て生命を育つ焉。田徳有るが故に、君は君たり、田徳有るが故に、父母は父母たり……、自己、妻妾、子孫、眷屬、衆民、財寶、交友、諸藝、車馬、萬器……若し田圃無れば人倫をして人倫たら不らしむるを得ん乎、是故に倭朝は天照大神、漢土は堯舜日に耒耜を作し、藉田を耕し、農より先なるは無し、務めて以て賢を求む、後世誰か其徳を忘る可からざらん矣」。

未だ増減なきときは即ち一圓無田であつてその徳はないが、一田開發して大極一圓無田より一田の徳は始めて發現され認識されるのである。この一田の徳の創造によつて報徳の理念とり、自然法則と報徳の法則によつて、田徳は無限に創造せられることとなる。されば報徳の一圓融合即大極は徳をもつて萬有を綜合統一し、これより演繹して諸法則に價値と生命を興へられたのである。報徳訓に、

「父母の根元は天地の靈命に在り、自己の全體は父母の生育に在り、子孫の克肖は夫婦の配耦に在り、家運の榮昌は祖先の勤功に在り、己が身の富貴は父母の陰徳に在り、子孫の豊饒は自己の勤勞に在り、身命の長養は衣食住の三に在り、衣食住の三は田圃樹藝に在り、田圃樹藝は人民の力を竭すに在り、今年の衣食は昨年の産業に在り、來年の衣食は今年の艱難に在り、年々歳々報徳を忘る可らず」。

如斯因果の理法を説き、神代より祖先營々の努力創造によつて事物は開發され來り、その陰徳累積の結果は現在の生活と幸福をもたらしたのであるから、この理をもつて現實を一圓無財と見做して、新たに、之より開發勞作による創造をなしこれを繼續反覆して、將來の爲に徳を増

進して行くことに依て、陰徳を積み發展を見、報恩報徳となる。而して徳は事物の一切に具有するが、この徳を徳として體得するのは人であつて、この關係を「人なければ徳なく、徳なければ物なく、物なければ人なし」従つて「人有れば心有り、心あれば物あり、物有れば徳有り、徳有れば恩有り」とし人と心と物と徳とは不二一物であるから、多元對立せりと見られる一切の實在も、徳の究極は物質、即ち人と物の相關關係にあつて、この徳を表現する報徳概念は人によつて爲されるのである。勿論物それ自身、即ち宇宙の一切の存在は徳を具有するのであつて、善惡、利害、美醜、貧賤、富貴の何れに對しても、徳化し徳行を自覺實踐せしめねばならないとし、現實から貧富美醜等々の有ゆる對立を、物有れば徳あり、徳有れば恩あり、恩有れば報ゆるの報恩の理想を實現せしむるにあると説いた。

故に、「一物をつくれれば一徳有り、一徳を得れば一恩有り。三物をつくれれば二徳有り、二徳を得れば二恩有り。二物をつくれれば三徳有り、三徳を得れば三恩有り。四物をつくれれば四徳有り、四徳を得れば四恩有り、五物をつくれれば、五徳有り、五徳を得れば、五恩有り。」と物の天分を人爲によつて發現する、即ち物をつくることに依つて物の徳を開發すれば、その恩

恵を受くることとなる、この一物一徳一恩の自覺から報恩報徳の發現となるのであつて、これが報徳の生活法則である。

「徳の根元は勤苦に發し、徳の消滅は遊樂に終るを悟る。本來勤苦を積んで徳を爲す、徳の異名を恩と謂ふ、恩の根本は徳也、徳の根本は勤苦也。徳に報ゆる者は徳に報ゆるに依て、富貴を受得て安樂に住せん。徳に報ゆるには勤苦を爲して、物を爲るに如かず。」とこの人爲の勤勞に依て事物の徳をつくるのが報徳の概念であるが、これを天地人三才の徳と謂ひ、又天徳地徳を天道と稱し、人徳を人道と謂ふ。而してこの天分には或限界があり又天道と人道とは、因果關係によつて支配せられるが、人爲には更に分度によつて制約せられるのである、この報徳の概念によつて齊藤高行の「報徳外記」に

「我道は徳に報ゆるに在り、何をか徳に報ゆると謂ふか、三才之徳に報ゆる也。何をか三才の徳に報ゆると謂ふ、日月運行し四時循環し、萬物を生滅し、息む無き者は天之徳也。草木百穀生じ、禽獸魚鼈殖ゆ、人をして生を養はしむる者は、地之徳也。神聖人道を設け、王侯天下を治む、士大夫邦家を衛り、農は稼穡を勤め、工は宮室を造り、商は有無を通じ、以て人

生を安ずる者は人の徳也。嗚呼三才之徳、亦大ならずや、夫人の世に在るや、三才之徳に頼らざるはなし、故に我道は、其徳に報ゆるを以て本と爲す也。」と、又高田高慶の「報徳論」に、

「夫れ先生之道、至誠を以て本と爲し、勤勞を主と爲し、分度を體と爲し、推讓を用と爲し、古今之盛衰を明かにして、萬世之荒廢を察し、神儒佛三道を選び、其今に適するを取て、而して之を行ひ、變に應じて之に通じ、且つ圓相に因て以て天地萬物之理を究め危からざるに備へ飢えざるに防ぐ」と謂ひ、福住正兄の「夜話」には、

「翁曰く我が教は徳を以て徳に報ゆるの道なり、天地の徳より、君の徳、親の徳、祖先の徳、其の蒙る所、人々皆廣大なり、之に報ゆるに我が徳行を以てするをいふ。君恩には忠、親恩には孝の類之を徳行といふ。扱この徳を立てんとするには、先づ我々が天祿を明にし、之を守るを先とす。」と謂へり。故に報徳の理念は我が開闢以來祖先の開發創造した恩恵を想ひかつこの大道を承け継ぎその徳に報ゆるに自らの徳行を以てすると謂ふに有る。

之を要するに大極、即一圓一元無差別渾沌の世界を因として、天地自然の種々相を顯はすを

天道と謂ひ、又この一圓無財の世界に人道開闢を因として財貨を發し人爲の勸情によつて貧富を生ずるが如きを人道と謂ひ、之等の自然的、人爲的の法則を因果と云ふ。尊徳翁はこの因果の理法を活用したのであつた。

百行動情得失の歌に、

米蒔けば、米の草はえて、米の花、咲きつゝ米の實のる世の中。
 麥蒔けば、麥の草はえて、麥の花、咲きつつ麥の實のる世の中。
 瓜蒔けば、瓜の蔓生えて、瓜の花、咲きつつ瓜の實のる世の中。
 松蒔けば、松の木はえて松の花、咲きつつ松の實のる世の中。
 蒔く米と、生立つ米は、異なれど、みれば元の米となりぬる。
 米草は、根も米なれど、種も米、枝も葉も米、花も實も米。
 米の實はまたくるとしも、米はえて、老まかるとも、米は米なり。
 去年の實は、ことしの種となりけり、今年の實のり、來るとしの種。
 善まけば、善の草生えて、善の花、咲きつゝ善の實のる世の中。

悪まけば、悪の草生えて、悪の花、咲きつゝ、悪の實のる世の中。 又曰く

「生の因を種と謂ひ、種の因を實と謂ひ、實の因を花と謂ひ、花の因を生と謂ふ。」
 とありて一因あれば一果生じこの果は又次の因となつて、古今以來永劫、轉廻發展して止まな
 い因果律を報徳生活の法則として、一圓相のもとに活用し、分度を立てて制約し、善種を蒔い
 て因を植え、これを推譲し報徳精神を一貫して發揚すれば、因を生み次第に轉廻創成せられて
 行くのであると、又曰く、

「天能く稻を生じ、稻能く米を生ず、米能く人を養ふ、人能く國を治む。生の前は種なり、種
 後は草なり、止まず、轉ぜず、陰往けば陽來り、陽往けば陰來り、陰陽輪廻して止まず轉ぜず。」
 即ち一稻の因は遂に國家社會に果となつて顯現し種と草、因と陽も互に因となり果となつて轉
 廻して止まざるも、常に大極一圓融合して一元であるとし、この一元の現象界を報徳理念によ
 つて一貫し、徹底することに因て、理想とする個人社會の永安を期する法則を創造したのであ
 る。金毛錄に、

「一元天地混沌之圖

天無れば地無し、地無れば天無し、

天有れば地有り地有れば天有り。

一元天地開闢之圖

天地開闢すれば、清きは天となり濁りは地となる。

天地の元を悟れば、二に不して一元なり。

天地生死開闢之解

夫れ元と一圓體氣也、體氣配すれば陰陽と爲る、未だ陰陽別れずば則ち陰陽の來往するこり
 なし、來往無ければ必ず身體無し、心氣無し、心氣無ければ身體無し、來往配して身體有り
 身體有れば心氣有り、心氣有れば生死有り、生死有れば一生有り、一死有り、一死有り一生
 あれば十死あり十生あり、陰陽生死増減なし。

天地開闢よりして不朽に格るまで此を天理自然と謂ふなり。

一元論之圖

火無きに不ず火有るに不ず、火無きに不ざる也。水無きに不ず、水有るに不ず
 水有るに不ず水無きに不ざる也

風無きに不ず風有るに不ず、風有るに不ず風無きに不ざる也

地無きに不ず地有るに不ず、地有るに不ず地無きに不ざる也
一元體氣之解

夫れ元と一圓混沌爲り、混沌亦復清濁と爲る、清濁は空液の猶し、空液動て自然に清濁を割つ、清濁二物と成れば則ち體有り、體有れば必ず氣有り、體氣の本を悟れば、混沌に歸す混沌變化して萬體と爲る、萬體の本を推せば一體に歸す、一體變化して萬氣と爲る、萬氣の本を想へば一氣に歸す、體氣本來増減無し、此を天地自然と謂ふ」と。

また未定稿に、

「夫れ元と一圓一元也、一元の内清濁有り清濁を天地と謂ひ、晝夜と謂ひ、混沌と謂ひ、男女と謂ひ、有無と謂ひ、生死と謂ふ。」

以上の意は報徳の根本觀念の一圓一元から見ると、天地、生死も地水火風も清濁體氣も陰陽の現象界の一切の對立差別は有るにも不ず又無きにも不ず、即ち無差別であり本質的には即空であるとし、この宇宙一切の事物をして一圓混沌の一元に還元することによつて、社會の事相を究明しこれに對應する法則を創造する方法として、自然現象にはこの因果の法則、即自然法則

を天道として考究し、人爲社會に於ては種々の社會生活の因果律を人爲法則即ち人道として考究し、天分と人道との一元融合のもとに、天道を因種となし人道を展開調和せしめて報徳式生活の創造となつたのである。

天道と人道については未定稿に、

「勤むること無くして自然に成る者は天之道也、是故に爲すこと無くして終に成る、爲す無くして亡ぶる無き者は天之道也、是の故に天心に勝つ者は子孫永し、勤むること有て物を爲て成る者は人之道也、是の故に爲すこと有て終に亡ぶ、爲すこと有て亡ぶること有者は人之道也、是の故に人心に勝つ者は子孫亡ぶ。」

寒を暖と爲して身を安んずる者は人之道也。寒之寒爲る時は天の中道也、暑之暑爲る時は天之道也。暑を冷と爲して身を安んずる者は人之道也。

原野を田畑と爲すは人之道也。田畑を草野と成すは天之道也、人之道に非ざる也。田畑を米麥と爲すは人の道也、天之道に非ざる也。草木の田畑に生ずるは天之道也人之道に非ざる也往く者は來り、來る者は往く、是則天之道也、是の故に勤め不るも止ま不。

右足を進め左足を進む、是れ則天之道也、是の故に勤め不るも止ま不。
 登る者は下り、下る者は登る、是れ則天之道也。是の故に勤め不るも止ま不。
 有る者は無く無き者は有り、是れ則天之道也是を以て爲す無きも止ま不。
 有て有ることを爲すは人の慾也、是の故に勤めて而して亡ぶる也、勤めて止まざるは、人の道也。

登て登ることを爲すは人の慾也、是の故に勤めて而して亡ぶる也、勤めて止まざるは人の通也。」

天道は自然界の現象であつて人爲の支配し關知する限りではないとし、この天分は直接作爲の對象とせず、單に參考資料として問はず、人道即人類の作爲を對象として報徳の生活原理を創造したのであつた。天道と人道に對する尊徳の理念は

「天道に受くるに與し施すに與す、人道は受くるに與し施すを惡む。

天道は樂に與し苦に與す、人道は樂に與し苦を惡む。

天道は富に與し貧に與す、人道は富に與し貧を惡む。

天道は得に與し失に與す、人道は得に與し失を惡む。

天道は吉に與し凶に與す、人道は吉に與し凶を惡む。

天道は福に與し禍に與す、人道は福に與し禍を惡む。」

この意は天道は、善惡、苦樂、禍福、得失、吉凶等すべてを肯定して居るが、人道は善を好むも惡を拒み、富を好むも貧を拒む等、事物に就て差別撰擇を生ぜしめる、即ち、天道は天分、自然力であつて人類はこれを左右することは出來ないのであるが、人道は人の作爲であるからその結果を作爲によつて支配することが出来る。只人道は、天道即一圓融合した一元に立脚して因果の理法を究明認識し然る後に人道たる徳に報ゆると謂ふ報徳精神によつて合理化し理想化した生活原理である。

この報徳の理念は尊い辛苦勞作の體驗に基づいて形成せられたのであつたが、尙少年時代よりの習學によつて大いに影響を受けたのである。その年少より最も愛讀した大學の道を第一とし、中庸と論語と佛典等、神儒佛の三道をもつて報徳精神を系統立てたのであつた。

大學に「大學之道は明德を明かにするに在り、民を親しむるに在り、至善に止まるに在り」

とあり、報徳の道はこの明德を表現したと見られるのである。明德とは人類の行爲を徳によつて表現したのであつて商人は商の徳を農民は農果の徳をもつて報ひるを最高の徳とし、これをもつて民親しむる道を謂ひ、又、「古之明德を天下に明にせんと欲する者は、先づ其の國を治む。其國を治めんと欲する者は、先づ其家を齊ふ。其家を齊へんと欲する者は先づ其の身を修む。其の身を修めんと欲する者は先づ其の心を正す。其心を正うせんと欲する者は先づ其意を誠にす。其の意を誠にせんと欲する者は先づ其の知することを致す。知することを致すは物に格するに在り。」と説き明德を鮮明して居るが、報徳の道はこの明德を一般民人日常生活に及ぼし、事物の徳に報ゆるの徹底普遍化するにあり、卸ち徳に報いんが爲に推讓をなし、推讓をなさん爲には分度を確立すると謂ふ法則は大學の至善に止るの意と通するのであつて事物の理を窮めて至善に終始するの意である。又大學に「徳有れば此に人有り、人有れば此に土有り土有れば此に財有り、財有れば此に用有り、徳は本也、財は末也。」と、報徳の精神を述べて居るが、これに反して、「本を外にし末を内にすれば、民を争はしめて奪ふ事を施す。是の故に財聚れば則ち民散じ、財散すれば則ち民聚る」の結果となると説いて居る。これ等は報徳の觀

念に尠ならず影響したであらうが、この大學の道。その他の教もこれを單に綜合組織化したものではなく、皇道を基とし日本國、日本人としての觀點に立つて、天照大神開闢の精神に則り忠君愛國、親子親愛、善隣融合の一國一家の特質に隨つて組成創造せられて居るのであつて「物に本末有り、事に終始有り、先後する所を知れば則ち道に近し」と謂ひ分度の確立不動を至善に置きて人生の極致としたことは、天照大神の至善言動の道によつて報徳の精神となし濟生治國安民を希求發展せしめたのである。故に報徳の教の基幹は天照大神の大道にありと確言して居り、その文獻にも常に高調せられて居るのである。

溫故知新に「ふる道に積る木の葉を、かきわけて、天照神の、あし跡を見む」と明示せられて居る、この歌は報徳の教の歌として最も尊重せられて居る。門弟福住正兄著中に「故道とは天照大神の大道なり、木の葉とは、儒佛をはじめ、諸子百家の道々の書籍をたとへていへるなり、百家の道々は、皆な末の末なる枝道なれば、云々」と謂ひ又「百家の道々の木の葉が、天照す大神の古道の上に落積つて、古道を埋めて、而して道の形をなして居るゆえなれば、その年久しく落積りし百家の木の葉をかき分けて眞の大道、天照す大神の御踏み遊ばされし、御あ

とを顯して、世に明に示さんと云ふ心の歌なり云々」と述べてゐるが夜話に、

「夫れ神道は開闢の大道、皇國本源の道なり。豊葦原を此の如き瑞穂の國、安國と治め玉ひし大道なり此の開闢の道即ち眞の神道なり、云々、我神道則開闢の大道先づ行はれ、十分に事足るに隨ひてより後云々、その時にこそ佛も入用、儒も入用なれ云々予この迷ひを醒さん爲に、古道の歌をよめり、云々。」

神道は開闢の道なり。儒學は治國の道なり。佛教は治心の道なり、故に予は高尚を尊ばず、卑近を厭はず、この三道正味のみを取れり。正味とは人界には切用なるをいふ、切用ならぬを捨て、人界無上の教を立つ、是を報徳の教といふ。戯に名けて神儒佛三味一粒丸といふ、云々。」

報徳の根本精神は天照大神の開闢即創造に發し、國體及日本人としての肇國精神にもとづいて爲されたことを知るであらう。この基礎觀念の下に儒教佛教を取捨撰擇して報徳の創造となつたのである。夜話に、

「我が本願は人々の心の田の荒蕪を開拓して、天授の善種、仁儀禮智を培養して、善種を收穫

し、又蒔返して國家に善種を蒔弘むるにあり云々。心の荒蕪一人開くる時は、地の荒蕪は何萬町歩あるも憂ふるにたらざるが故なり。云々。」となりて、開闢の方法は荒地を開墾して豊饒と爲し衰廢を興して繁榮ならしめるにあつたが、之等興復開發と共に心田の啓發によつて人道をも開闢したのであつて、その信念は神國開闢の大道に在つたのである。

乍然この荒廢の開發及啓蒙の方法は古今東西に亘り諸國に於ても唱道され實行せられた所であるが、その國情や國民性に依てその方法は大いに異なるのである。例へば支那の如く國內群王侯の對立抗争に終始し、印度に於ける異民族異教徒の紛争がつきぬ如く、又歐米各國が鬭争の歴史を繰返しつゝあるが如きに反し、我が日本は一國一家族制であつて、父子相繼ぎ上下一致し和合のもとに發展した家族制度をもつて國家を構成し居るので、その開闢の大道は先づ一家を經營するの念を以て行はれた所の創造であつた。又、萬物發言葉には、

夫れ元と一圓混沌清濁して天地となる。日月あらはれて晝夜をわかたつ、雲散じて雨を降す風發して雲を散じ、而して天地未開こと萬歲、天津神の御世ともいふなるべし、陽惠雨露のしたたれにて初めて地上に苔生じ、秋風發して終に滅す、而後其潤に依り竹木生じ年歲落葉し

て消滅す、而して其潤に依て蟲魚生じ、草木の露を吸ひ、花の潤を嘗め消滅し、而して其潤に依て鳥獸生ず、春は草木の芽立、秋は果、蟲魚を喰ひ終に消滅す、而して其潤澤に依て人間生ずといへども、未だ田畑開けざれば人生とするもの、春は草木の芽立、秋は果、鳥獸蟲魚を食となし、而して萬歳を経て其中に人體に具足と爲もの味の宜き物五穀の實法、其品大凡米粟稗大豆小豆胡麻大角豆の類、又根を食するもの芋大根牛蒡人參蕪蓮根の類、是を選んでこれを爲らんが爲、水邊濕地を開き、畔を立て稻を植、乾地を開き畠と名付け諸草を植、是則發田のはじめ又法界の根元たり、田畠開て五穀熟し、食物足て人道定る。人道定て父を知る、父子の大道立つ、及兄弟、夫婦、朋友の四倫の道行る、終に横道のもの出來人倫の道を破る之に依て君臣の大道立つ、耕作農業をなして五穀を作り出す者を守護し、横道のもの懲しむ。是則武門の根元なるべし。是より以來五倫の道益明なり。其後終に流れて、天竺には佛出生して、其法を定め人民を導き、唐土には聖出生して其法を定め人民を導く。吾朝には神出生して其法を定め人民を導く、其法三國とも異風なれど同道なり、天地開闢發田より今日に至るまで人國法界となりぬ。

天地開闢して日月行道而已、人間はいふに及ばず、草木、鳥獸、蟲魚いまだに生ぜざる時は天地の間に何一物も無く、一物もなければ一圓日月の世界なり。これを神代ともいふべき哉しかあれば天朝を始め奉り、あらゆる國々日月の照したまはる處、是皆神國なり。譬へば數千里の原に家宅を建て夫婦而已、外に親もなく、家來もなく、朋友もなければ、家宅は勿論原一圓に夫婦二人の領地なるが如し。然りといへども何をもつて今の世に生れて、古しへを見知るべき謂れなく、今日の形をもつて畫たるまでなり、尤今日に居て明日を見知るべき謂れなければ、昨日を以て思慮するに同じ、又今の世にゐて、古しへ後世杯いふ文字を書くに似たり（又幾萬歳を経、草木生じ、或は花咲き實法、又實變化して蟲生じ、蟲變化して魚鳥生じ、魚鳥變化して禽獸、龍、蛇、蛟鯢生ず、而して後人間生じて東西南北或は草木、鳥獸蟲魚の名自然と定まる、依て異國萬國の別各々有るなり。然りといへども田畑未だ開けざる時は、一人の働にて一人を養ふ而已、是によつて田畑をひらき、五穀を植、五穀實法れば食足りて身に餘力あり、是によつて家宅を建て、井を堀り、道を造り、橋を架け、船を造り悉く事足る。是によつて身を安んじ、心體を勞することををしみ、他の財を奪ふ、是によつて

其横道を制す、これ武道の根元なり。夫より以來、或は治り、或は亂れ、天照大神の御代に至せられ、益々嚴法を立せられ、畔を破り、笮を放ち溝を埋めるもの……其外種々の誓ひを立せられ幾千萬歳を経、或は治り或は亂れ、又……彌戸さゝぬ御代と成たる御丹誠を、生れながらにて衣食住を得るもの凡海内衆民の幼童、又は乞食非人に至るまで德澤を蒙ること、譬へば藍にひたせる布水紙のごとし、依て以て今の代に生を得るもの、年々歳々報徳を忘るべからざるなり。」

以上によつて天地開闢の創成發展は諸冊二尊の大創造に起り神代より祖宗の創業によつて今に至つたものであつて、我神道は萬物開闢の大道であつて「人日本に生る、其生まるる所即天命の賦する所則日本は、日本人の止るべき所也」と謂ひ、我皇國の根底も限界も天照大神の開闢の大道に在りとし、報徳の觀念もこの皇祖の大道を實現理想化するため、報徳の生活様式の創造となつて經濟と道德の一圓融合生活を實施したのである。

尊徳仕法詳説

報徳仕法はその體驗創造によつて次第に完成せられ、法則普遍化した日光仕法雛形によつて完璧となつたのである。その直接目的は衰貧を救済防止して經濟生活を安定せしめると同時に人道教化によつて人類社會の永安を庶幾したのであつた。次に是等を詳説したい。

一、報徳金の造成方法

報徳金は仕法開始の事業資金であつて何人かの善種金を推讓によつて土臺金とする。この仕法に共鳴し協力せんが爲各人が應分の推讓をなして仕法の實施となる、之が特別の勤勞による日掛繩綯法となり、土臺金、善種金等の報徳金の貸付を循環により冥加金、冥加米及元恕金となつて仕法財貨は造成せられるのである。

(一)、勤勞推讓日掛加入法（日掛繩綯法）

日掛繩綯法は報徳金造成の有効な方法であるのみならず仕法實施に當つて財貨の造成と道德

教化を物と心の兩方面に亘つて實行するので頗る意義深く効果的であつた。

この方法は一日の正業を果した後に繩を縛ひ或は草鞋、草履を作つて勤勞に依つて無より有を生じ僅少と雖も財貨を創造しつつ日々之を繰返して行き淨財として報徳金に推譲すれば永い歲月と多くの人々の力の集合によつて大となり一家一村一地方の復興の善種となるのである。

故に、曰く、

「或は一日繩五房勵出候歟、五房丈錢二十五文儉約いたし候共一村（五十戸として）合繩二百五十房、代金二朱錢四百八十六文、一ヶ月七千五百房、代金六兩錢六十文一ヶ年九萬房、代金七十二兩錢七百二十文、不求して、天より降り來るが如く、又地より湧出するが如し、自ら集り來て其家々を潤す事、疑ひなし、此故に家内多きは不及申、假令極難貧者、獨身のものといへども、心に掛れば、朝夕麥飯之火を焚ながらも、手軽く貧窮之憂を免れ可申候間、能々此理りを以て、重立候者は勿論、小前末々、女子供に至る迄、一同難有奉承服相勵申候はば、急度村柄立直荒地起返り、安樂自在に罷成可申候、云々。」と、當時の金一兩は玄米二俵三俵であつた故一把の繩が五文位に當るから之を一兩に二俵半として當時の一兩を六貫九

百匁として一合の玄米は七文となる譯だが、繩一把を縛ふのは大した勤勞ではなく、これが玄米七、八匁に相當する收穫があつたのであるから、往時から一般に廣く行はれて居つたのである。現在は大いに事情が異つて來て、概ね他の復業に移行して行つたのであるが、これによつてその根本觀念たる勤勞の徳を明示してゐるのは範となるであらう。

(二)、善種土臺金推讓法

善種金は善因を蒔いて之を培養し善果を擧げるべく推讓することであり、この善種金を事業の基本金として活用する爲に土臺金となるのであつて、分度を定めて仕法事業に投資し又は事業基金とする場合は土臺金となり、元資を活用してその果を事業費に充てる場合は元資を善種金と稱するのであるが、その目的からは總て善種金である。

而して報徳仕法の當初には先づこの善種土臺金の推讓によつて發足するのであつて、地主はその土地の徳と耕作者たる小作人の徳に報い且つ消費者にも報いんがために善種金を推讓し、富者はその富の徳、世の徳、人々の徳に報いんがために善種金を推讓するのである。

この推讓は各人の分度に應じて、その餘力を推讓し、日掛推讓法は各人の勤儉の餘力を推讓

して貧富の別なく報徳金となつて永安の資となるのである。

この最初は本家再興の土臺金として善種を植え、次で櫻町領仕法に當りその全財産を擧げて推譲し、かつ本家再興土臺金百三十六兩餘を推譲し、小田原領の仕法に五千兩を推譲し其他各地の仕法に幾多の推譲を爲したことは既述の通りである。

これ等各人の善種金土臺金の根源は感謝、報恩、報徳の意を表現し徹底した推譲にあつた。

(三)、元恕冥加財推譲法

この方法は報徳善種金を無利息年賦又は月賦金として借受けた者が謝恩の意を以て各能力に應じて元恕金、冥加金又は冥加米として貨財を推譲するものであつて、之等の報徳金を所定通り償還したる後に於て翌年(月)報恩として一回若くは二回任意に何程かの推譲を爲すものであつて借入金に對する利息と全く性質を異にしてゐる、これを金錢を以てすれば冥加金と稱し米穀を以てすれば冥加米とも稱せられた。貸付は借受人の分度に應じて決定せられ、例へば百圓五ヶ年々賦は一ヶ年の償還額二十圓であるが、十ヶ年々賦は年十圓であつて、年賦貸付の永い者程薄資であり貧窮であつたのである。元恕金冥加金(米)の推譲は年賦償還金の割合を以

て標準としたのであつて、元恕金付の年賦金を借受ける者より冥加米等を推譲する者は生活困難のものが多かつたから、又年賦金償還後も猶生活が十分恢復しない者には元恕金、冥加米等を免除したのである。元恕も冥加も本来同性質のものであるが、その使用例によると元恕金は元恕を最初から豫定した場合が多く、即ち、

「無利息金貸付置候分、年賦返済の上、恩澤を報せんが爲に、冥加米上納願出候はば一ヶ年納高丈け之分上納申付、是を善種として無利息貸付元金内へ差加へ、永く人を助け救ふの元恕金と號し可申候事。」

とあり、冥加金は、

「孝行、奇特人、一同の目鑑を以入札致し、無利息金拜借致し、前々不仕合之砌相渡置候、質地畑請戻し又は買受作立、其土地より産生候米麥雜穀年賦返納相濟、家株相増候段、歳の豊凶、人力之精不精を通達致さんが爲、作り初穂多少に不限差出し爲申度、尤返納致し全く家株自から相増子孫永久幸を得右報徳冥加の爲一年又は二年三年も出精次第差出、長く御恩澤を報ひ奉り申度候事。」

とある。この元恕は元に恕するの意で、冥加は冥加を思ふの意で、いづれも夫々の徳に報いるので謝恩推讓によつて元恕金冥加金（米）として土臺金、善種金と共に報徳金に加へられて仕法財は増大せられたのである。

二、報徳仕法に依る財貨の活用法

本仕法は報徳財貨の取扱によつて教化の目的を達するにあつて、この活用法は甚だ重要であつた。報徳金は神社佛閣の營繕、救貧者の救済、及報徳金の貸付、善行篤行者の表族、諸種の改善發達、公共的施設、教化等の荒廢、開發、再興幸福増進に活用せられたが、日光仕法雛形に於ける様式として荒地起返法、薄地龜田取立法、借財返濟暮方取直仕法、村柄取直仕法、無利息金貸付取扱仕法、日掛繩綯法、報徳冥加金差出方、富國安民實地正業取行方、極難貧者救助方、善行者篤行者精業者表族方法等に亘り活用せられたのである。

（一）、荒地起返仕法

荒蕪地はその原因が未開地と衰廢による荒地とであるから、この仕法は先づ衰廢地に對して

着手する要がある。周知の如く徳川幕府百年の太平に順れて漸く奢侈放縱に流れ、後世所謂元祿時代を出現し遂に苛斂誅求となつて民生は荒廢し、領主領民共に財的に衰廢したため、先づ第一に荒地を開發して領主の収入を増加することを計り、反面領民の生活安定と収入の増加策によつて復興を計る必要があるために、

「耕作出精奇特人、一村限り入札致され、高札之者へ仕法金一兩、無利置据貸付、荒地總反別之内、地味は勿論用惡水道路能き土地を見出、先一反步起返作立爲候はば地味の善惡は作物の熟不熟に相顯れ、御田地相續之儀は、作人暮方の爲不爲に相顯れ、作人暮方の爲不爲之儀は、荒地起返歎願申立人之有無に御座有る可と奉存候。

如斯にして次々に一段又一段と開發し興復の目的を完了したのである。その開墾に當つては利害の得失を考慮して、實績の顯著なるものより選擇の上着手したのである。その方法は、

「大村、小村、大家、小屋に限らず、總段別の内、極上地柄、地味良き土地より起返申度候。」
 「田方より起返申度……夫とも土地、所之都合に隨ひ、天地の恵み、人力の助に少も多く相成候土地より起返作り立。」

「居村又は人家近き土地より起返作り立。

或は通路よき土地を見出起返し作り立。

或は水路よき土地を見立起返し作り立。」

先づ地味良好の地を選び、以て勞少くして多穫の効果を擧げ次第に龜田薄地に及ぼさんことを期し、畑地よりも田地を先にするを原則とし、土地其他の情況によつては必ずしもこの原則によらず、便利で費用少なく實收の多い土地から着手することとした。その眞意は領民に開墾の資力の少ないことと、効果顯著なれば領民にこの仕法を實行させるの奨励ともなり、かつ良地の開發の餘力を以て他の荒地開發の資源として事業の完成を期することは不毛不便の地を先にするよりもそれが効果的であつたからである。

乍然、極貧にして勞働餘力が少く開墾の餘力なき者に對しては良田畑の質地、請戻し又は買請けてその作徳の餘力を以て荒地の開墾に當らしめ或は生活上と安定とを計りつつ荒蕪地に對しては、

「田畑に相成難き薄地、野火は燒失致し野原同様罷成居難地有之候はば、早々申談雜木の實法

は勿論、諸木の苗木仕立置植付、年々野火除きいたし置候はば、下草落葉等多分に有之、田畑の助に罷成、其上五七年も相過候はば、用悪水、堰、普請の杭木杯を追々出來可申、凡十年餘、二十年前後にも相成候はば、檜櫟其外雜木の類は薪炭に相成用辨致し、猶又二十年餘三十年後にも相成候はば、松杉檜の類は、柱、椽、材木に相成可申候、夫より年經るに及んで、板小割、小屋船橋等の材木にも相成、案外村爲に罷成可申候。

日雇、出稼、一日後世の者は、陰徳積善杯の事夢にも知らず、今日より苗をふせ、木を植付二十年、三十年、又は百年、二百年先の事杯は、不用とのみ相心得、最早遅いの、間に合はぬ杯と嘲る族可有之候得共、全く國用之儀に付、夫是に相泥せず野火を防ぎ、多少に限らず苗木植付申度候、人皆銘々雨露寒暑を凌ぎ、今日を相助り居候、家小屋の儀は申すに及ばず眼前座席に用辯致し居候、膳、椀、茶臺、蓆盆杯にも、十年哉二十年の仕立にて生育致し候材木にて作り出し候品とも相見申さず、如斯世々の恩澤を蒙り晝夜相助り居候儀に付、一同相勵追々植付方萬歳を相樂み申度事に候。」

如斯順序を立て、開發に着する時は、土地の遠近、地味の良否に拘らず、薄地、龜田、山地

谷合、野付、原付、寄洲等に至るまで、急度起返可申候。」

と、即ち一致協力して順序を追ひ歲月を以てすれば成功疑なしとの確信にもとづいたから、この荒地開發仕法は全村が一致し誠意を示してこれを要望するに至つて始めて着手し報徳金の助貸を開始するのである。その方法は、

「天命自然の分度を探り、定則を立置候はば、其餘は土地と民力之積徳に依り荒地之廣狹、又は淺深に拘らず、今般仰出され候荒地仕法附雛形に基き、御仕法金拜借致し多少に限らず相企置申候はば、荒地は荒地の徳澤にて、いつの昔より今日に至る迄、自然と相開來候同様、其村方面已に限らず、何處までも起返り候雛形之儀に付、見るもの敢行はざることなく、聞くもの取行はざることなく、況や恩澤を蒙り候者、猶以て敢て行はざる事なく、且自力に取行ひ難き者迄、早魃に雨を降らすが如く、又暗夜に燈を得たる如く、彌相勵み精勵致し可申候間、其精力に任せ荒地起返し、米穀取増、暮方取立遺申度候。」

この方法は各地仕法實施の體驗による重要な一方法であつた。

(二)、社寺の崇敬仕法

荒廢衰頹した村民は直接生活に追はれてゐるのであるから、先づ食を第一に、衣住を次に重視且つ急事とし、今迄祖先の祭も社寺堂等も顧みる餘裕なく、多くは頹廢し、祖先の靈を安んずるの途も、その恩徳も忘れ、信仰なく信念を缺いて復興を望むべき氣魄もないから復興仕法の第一にこの仕法を奨勵したのである。日光御神領報徳金無利年賦貸付目録に、

「一、其村方之儀、前々度々不慮之天災、水火、病難等打續人少困窮致、神社大破に及び修覆行届かず、術計盡果其儘差置元形を失ひ候はば、一村之憂、是非とも再興致し度段歎願申立候節は、信心之誠意に任せ、無利息金貸付歎願之通神社を修覆致され、神徳を照し、朝暮尊敬奉るは、忠孝にも相當り、終に自然と天之憐みを蒙り、精勵致し可申候間、其勢力に任せ荒地起返し取立遺し申度。」

神社の修覆を第一に着手し、その費用については氏子の盛衰や、その由緒を精査しては仕法資金二百兩と見積つた。氏子を百戸とすれば一戸二兩となり十ヶ年償還とすれば年々永二百文、一日約三文の奉納にて完済し得ることとなる。

「此錢三文少し餘に相當り申候につき、毎朝賽錢同様勵出し、返納致候はば、御土臺金元之如

く立戻り……永久萬代神徳を輝し、云々。」
とし、次で寺堂の修覆に及んだ。

「堂寺、大破に及び修覆行届かず、術計盡果、其儘差置、祖先之墳墓苔むし、叢に埋み、元形を失ひ、候はゞ向後子孫之憂是非共再復致度……。」

若し出願あれば壇徒數、盛衰等を精査してこの資金二百兩とすれば、百戸、期間を十年として一日三文餘を差出せば祖先の靈を安んじ佛徳によつて安心立命し得るとした。如斯にして報恩感謝敬神崇祖の自覺により、かつ神佛の加護のもとに本業に精勵するを得て復興を完成し、永安を期するの先決問題としたのである。

(三)、表旌及勵獎仕法

敬神崇祖の信仰の潤に次で表旌と獎勵が行はれた。表旌には先づ孝悌、貞節な篤行者を推稱し、次で自己の利益を超越して社會の公益幸福のために盡した善行者或は勤儉力行家業に精進し民村の範とすべき者を選んで推獎し、以て教化の實を擧げるにあつた。その選擇方法として採用したのは村民の投票によつたのである。櫻町仕法の實例によると

申 渡

横 田 村

一、鍬一枚	耕作出精人一番札	與 八
一、鎌二枚	同	庄 次 郎
一、鎌一枚	同	忠 右 衛 門
一、鎌一枚	同	富藏伴 榮 吉

東沼村 物井組

一、鎌一枚	耕作出精人一番札	彌 五 郎
一、金一兩	同	同 人

是は御知所村々一番札に付別段に下置候事。

一、鎌二枚	同	善 藏
一、鎌一枚	同	幸 右 衛 門

去冬御直に仰渡され候御趣意に付、御知行所一統、農業出精致、中にも格別相勵候者を選度

夫々御尋得候共、一致致さす之により入札致し、高札之者へ農具を下し置かれ候、猶出精致す可候。」とあり。

下物井村 百姓源右衛門へ

先年早魃之砌竹下邊相荒候其後半免に相願開發致候、然處其方儀格別の丹精を以て、可成にも植付、是迄本免に上納致、一通成らず奇特に候、之に依て米三俵下し置かれ候、猶出精致す可候。」

この投票方法も年々繰返すに當ては弛緩し易くかつ新人出精者の選擇や發見が困難となるのを考慮して、村内に常會を開き出席表をつくり出席順及出席数により村の爲に出精度合の標準とし、又獎勵法としたのである。この表旌及獎勵の結果をもつて、衰貧を救ひ復興を計るの外仕法着手の最初に於て報徳金無利息貸付の對象の根據とし、賞與として財貨の貸付をなしたのである従つて貸付の場合は善行、篤行、精業等の表旌者中最も貧窮なるものを選出し、かつ投票者をして貸付金の保證人たらしめたのであつた。

「一、其村方連々人少く、困窮難澁致居候得共、多くの中には、兼々父母に孝養を盡し、平生

日用志掛宣數、詰り村内の手本にも相成候奇特人、萬一困窮難澁致居候はば早速見出、無利息金貸付、暮方取直候はば、能も不能も終に自然と見馴聞馴、其身自身に生附たる雨露、寒暑の凌は勿論、衣服飲食身命を養ふ本業差支無く、一途に力を盡せば、眼前暮方取直り、安樂自在に罷成、全く孝養奇特の誠意相貫き、本人は申すに及ばず父母妻子親族縁者内外の悦び、一同の見競にも相成、益々人氣相進み、云々。」

但孝行、奇特人無利息金貸付取立方人選、誰役と申儀も一時に相分難候間、本文の趣委數相諭し、一村限り入札致され、高札之者より夫々次第を以て無利息金貸付、取直方の儀は入札人立入、或は借財返済、或は質地田畑山林受戻、或は買受又は荒地起返し遺候とも、本人の身爲に相成候様厚く世話致し、取立遣し候はば云々。」と、如斯にすれば、一家は勿論、親族縁者、内外の悦、勤勞の能率上り、尙新購入地又は受戻し質地により餘力産出し興復の緒につくのである。

「一村の慈眼を以て見出、入札致候孝養奇特人之儀、殊に今般受戻候分外之田畑作主産出候作徳浮徳を以て返納致し候はば、天より降り來るが如く、又地より湧出るが如く、家株自づか

ら相増募方取直申候。」と謂ひ、「其の根元は父母祖先之陰徳積善之餘慶。」なりとし「思はずして善事を爲し、求めずして財寶を得、顧みずして勤功顯れ、譬ば潤る花の開くが如く村中の見競にも相成申可候。」とその効果の顯著なるを説き、尙「假令今日之所行は不正なるといへども、心に父母と思はざる者なし、願くば一人も多く見出し、取立、遣相勵され申度候」。報徳金の恩澤を理想としてあらゆる者に及ぼし、以て生活の安定向上を計り、個人社會の永安を希つたのである、貸付金の償還は災厄又は困窮の爲に怠り若は不能となつた場合には「萬々一差支有之候節は入札人引受辨納いたし、陽陰を施し、善種を蒔き、其實法を得幾度も蒔返し、子孫永久豊熟之實法を相樂申可候。」保證人（入札人）が辨濟することとし、猶貧窮を重ねる場合は繰返し善種金を助貸して生活難を除くことに努めたのである。その例として、

「孝悌貞實者は勿論、

- 一、本業出精致、心懸宜處、詰り村爲にも相成候奇特人、萬々一困窮致難澁居候はば云々。
- 一、本業出精致、心懸宜處詰り村爲にも相成候、奇特人、父母存生之砌、種々様々不仕合打續大借に及び返濟之儀志願而已にて相果、家督以來漸利拂致し、元金返濟之出道無く、其儘

差置候はば、退轉致す可哉と十方に暮難澁致し居候もの有之候はゞ、云々。

- 一、本業出精致、心懸宜處、詰り村爲にも相成候奇特人、家内人数多く、田畑不足に罷成、荒地引受起返作立申度志願に候得共、賃金扶持米等に差支難澁致居候者有之候はゞ、云々。
- 一、奇特人嫁取、掣取、家督相續金差支、難澁致居候者有之候はゞ、云々。
- 一、奇特人次男三男追々成長致し、家内人数多少罷成、或は遺退式、或は分家取立入用金に差支難澁致居候者有之候はゞ、云々。

一、奇特人不慮之天災、水火、病難度々之不仕合打續、臨時物入等相嵩大借に及、夫食種穀肥代に至る迄繰替今日之暮方に差詰、難澁致居候者有之候はゞ、云々。」

以上の如く衰貧にして同情すべき者にしてかつ更生の念願者を投票推薦させて仕法の顯著な成績を發揚せしめ、村内外をして仕法の徳澤に感奮する者の續出を望み事業の完成を期したのである。これを宇津家の仕法に於ける借用證書に見える。

報徳金御拜借證文之事

一金 拾 兩

此年賦濟方

午金二兩
 未金二兩
 申金二兩
 酉金二兩
 戌金二兩

右は當御知行所村々之儀は、連々人少困窮致既退轉亡所同様罷成候段深御配慮あらせられ、數年御手を盡され、御取立置下され候得共、其土地柄故哉、何分立直兼餘儀なく去文政五年より、荒地起返し、入百姓、人別増、窮民撫育、暮方取直、村柄復舊之御仕法仰出され荒地荒増起返り、作付仕候得共、元より薄地龜田之儀に付末地成兼、取實少き故哉、何分暮方立直り申さず候間、今般出格之御憐愍を以、孝行、奇特人は勿論、本業出精致し、平常心掛宜處、詰り村爲にも相成者、御取立下置かる可趣意に付、一村限り入選入札仰付られ候處、存

寄奉らず、私共壹番札に相成、御褒美のため夫食米二俵一斗、新銀一枚同鎌二枚下し置れ、其上龜田再發料たる報德善種金無利五ヶ年賦御拜借仰付られ、重々冥加仕極有難仕合に奉存候、然る上は、今年十月より戌十月迄、年月日限り、聊遲滞なく御返納可仕候、萬一當人年賦返納差支有之候節は、入札人引受御割合之通、急度御返上納可仕候。縱令御趣意金残らず皆濟仕、此證文御下げ下し置れ候共、年二割之御利息而已に當り、全元金拾兩預り、御助成龜田再發仕、子孫永久之幸、眼前米穀取増暮方立直り、親祖先より、傳受たる家株無難に相續仕候御仁惠之次第、子々孫々に至るまで申傳置、急度御恩澤に報奉り(村爲相計り)可申候。爲後日報德善種金無利五年賦御拜借證文仍如件。

東沼村境組 耕作出精人壹番札

弘化三年四月十八日

同	村	入札人	新右衛門
同		甚左衛門	
同		周吉	
同		與惣兵衛	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
新	豐	三	熊	淺	善	安	善	與	與
兵	藏	之		吉	兵	兵	兵	惣	惣
衛		助	吉	吉	衛	衛	衛	兵	兵
								衛	衛
名	組	同	同	同	同	同	同	名	名
主	頭							主	主

御役所様(役所ヲ指ス櫻町陣屋役所)

これに依れば、拾兩を年々二兩宛返却することは、年二割の利息のみを拂つて償還完了するこ
となり多大の恩恵であつて、子々孫々に元金を預り置くと考へ得べく、譬へ元恕金を推譲し
ても低利であり衰貧の程度によつてこの返却も十年、二十年となり、一層恩澤は大となり、完

全に復興を期し得るのである。

(四)、救急扶助仕法

老いて子なく幼にして親なきか、薄資にして病弱、厄災多きものは多くは生活の脅威を受け
てゐるのであつて、救急扶助は個人及社會安定上不可缺の要件である。されば往時よりこれ等
は仁政、慈善等によつて行はれて來たが、報徳仕法に於ても重要な施設であつた。その顯著な
事例は最も急を要する天災に對する救護であつて、烏山領下館領及小田原領の饑饉救濟である
その他各仕法地巡回をなし困窮者を發見し之に給與して救濟した實例は枚舉に遑がない。

「一、若哉小前末々極難貧者或は老て無妻或は老て無子或は幼少にして父母なき者、天災病難
不仕合せ打續きし者、火難不仕合打續きし者、水難不仕合打續きし者、無田無祿の者、老人
小供惣じて厄介多き者、總じて其を養ふ使りを失ひ、今日の暮方に差詰り、困窮難澁致し居
候極難貧者は、其儘差置候は、一村大小貴賤之憂早速見出し、無利置据金貸付、撫育取計安
堵爲致申度候事。

……極難者撫育取扱方之儀、何分誰彼と申儀も、一時に相分り兼候間、本文の趣委敷申諭、

村中の慈眼を以て入札爲致、一同之愛情に基き、無利息金貸附、雨露寒暑之凌は勿論飲食不足を補ひ、取惱める生涯安堵爲致申度候。右年賦返納之儀、其身／＼の自力に及ばず、哀れ憐なき其根元を案するに、人皆銘々其験ありといへども、凡眼を以て見る事能はず、又凡慮、を以て量り知る事能はず、然りと雖家毎銘々平常日用取扱居候田畑の諸作物、穀細く、丈短く、枝葉茂らず、穂先軽く、實法兼たるは、今年今生の所行のみに非ず、多分未だ生れざる以前、貧窮情農人、前々耕し耘りは申すに及ばず、肥灰手入不行届龜作致、終に自然と土徳を失ひ、正に潤ひ少きが如く、陰徳を失ひ候故之儀幾重にも厚勘考致、願くは家名相續人相整候迄、無利足金貸付撫育取計申度候。

右無利足置据金返納之儀は、迎も其人銘々自力に返納致候儀は出来申間敷候得共、荒地起返入百姓人別増御取立下置れ候御仁恵を慕ひ、家名相續人相整次第、御恩澤に奉報可申候假令今日何程困窮難澁致居候極難貧者といへども、いつの昔より、一村同所に生れ合ひ同路を踏み、同泉を飲み、同風に吹かれ、生々世々相續致來候過去の因縁も有之候へば、先眼前貧窮之空地に陰徳善を蒔き返し、子孫永久俱々豊熟之實法を相樂爲申度候事。」

報徳仕法に於ける窮民扶助は貸付により各人の人格を尊重し、若し返納償還する事が出来ない際は幾十年でも据置の方法を講じ、子孫に償還の餘力を生じた時返納させる方法を採用した。如斯して再起の素地を興へ興復を計つたのである。

(五)、正業獎勵仕法

表旌によつて善行篤行者を感奮誘發し、無利息金貸付法によつて正業安定の基礎を興へ、救急扶助により窮民の生活を救助し復興を期したのである。而して此等の仕法の恩澤によつて生活の安定確立を得たる後再び或は三度窮境に陥ることを防止するために報徳精神の常時活動にて村民の協力を願ひ以て相和と自覺による努力心を發揚せしめたのである。

富國安民、實地正業取扱方として十六項から成つて居るが、第一に農産物の共同保管及共同販賣、肥料、農具その他必需品の共同購入報徳金によつて共助共濟し獎勵法としたのである。

第二に精勤獎勵法として薪炭用山林の提供、勤勞製作品の獎勵高價買上げを爲した。

「極難貧者冬枯に至り、渡世に差詰り居候節、薪雜木林、何反何畝歩買請置、出精次第伐取なし可申旨申渡候はゞ、一時に憤發致寒風雪霜も厭はず朝は夙に出、夜に歸り、伐取り持運び

精勤致事疑なし、眼前極難貧者之益而已に相成候様相見之申候得共、御百姓一同暮方相整申候は、一村之幸ひ、廣大無量にして、詰り君民上下一同、内外利益相成候」とあり、又、「賞與買入法とは極難貧者にして、渡世に差詰り當惑致居候節、木綿一反賣却代金一分に相成候木綿一分に買上げ、褒美のため一分に付錢二百文差遣、都合一分錢二百文づゝ出來次第相渡可申添候は、一時に發憤致寒暑雪霜にも厭はず、朝は夜に起き、終日深夜に至迄、糸より機械精勤致候事疑なし。」

「極難貧者凡十人有之候節一人に付金一兩宛無之候はでは、相成らざる時二兩より無之施し候得者漸く二人助り候迄にて、殘八人之者は出奔致候外無之節、一房賣捌き四文の繩、五文にて買上げ遣し、一足賣捌き十文の草鞋、十二文にて買上げ遣し候得者、困窮惰農一時に發憤致寒暖晝夜之厭なく、藁打繩索精勤致し、銘々志願之通、金一兩宛詰り拾兩產出すること疑なし、云々。」と即具體的の利益を提供して困窮惰農を啓發したのであるが、極貧者のみの利益を計つた點については、

「眼前極難貧者之益に而已相成候様に相見え申候得御百姓一同暮方相整申候は、一村の幸ひ、

廣大無量にして、詰り君民上下一同内外利益に相成候取扱方如此御座候。」

と報徳仕法の根本精神を啓示したのである。併し如何に獎勵助成に努むるも衰勢を回復し得ず希望を失ふが如き事なく、發憤の上精勵せしめんが爲に、「生田畑（荒地起返し田畑）御年貢諸後高掛り物等辨濟致取取に致させ候取計方も有之、云々」の代納を爲し、又無利息五ヶ年賦同十ヶ年賦、又は無利五ヶ年据置貸附、六ヶ年目より五ヶ年賦に取立又無利七ヶ年据置貸附、八ヶ年目より七ヶ年賦に取立、又無利息十ヶ年据置貸附、十一ヶ年目より十ヶ年賦に取立候仕法之儀に付、無利置据金、御拜借……年々繰返し貸附取立遣し申度。」等の方法をもつて救貧發憤蹶起の力を與へたのである。

乍然報徳金が少額で十分に之等の仕法を施すことが出來ない場合は、

「高何石、何千石に付、御取立御仕法御入用金、無利置据金御拜借被仰付、右御仁惠金諸御代官御役所へ預置、年何割何分之利足浮金を以て、遣拂御取立被下置候様承り及候間、前々之振合を以て御拜借被仰付被下置候は、難有仕合奉存候。」

即ち領主等より無利息の置据金を拜借して、その利息を仕法金となし、又は、

「御仕法以前御收納、平均高二割引御定免に被仰付、其浮米を以て夫食、種穀諸色入用遣拂、御取立被下置候様承り及候間、御定免被仰付被下置候は、難有仕合奉存候、云々。」
租税の二割軽減の浮米をもつて、仕法資金を設け之を運用して復興を計り、かつ間接に激勵策としたのである。

昭和十七年十月二十二日印刷
昭和十七年十月二十五日發行

(實費七十錢)

東京市日本橋區吳服橋二ノ五
編輯兼發行人 井上七郎

東京市京橋區西八丁堀三ノ一八
印刷人 近藤蒼生

東京市京橋區西八丁堀三ノ一八
印刷所 共成印刷合資會社
(東京五五二)

東京市日本橋區吳服橋二ノ五

發行所

全國豆腐商業組合聯合會

澄シ粉の御用命は
品質優良、價格低廉

全豆聯配給代行

澄シ粉
發賣元
三津和商會へ

社長 三宅 顯

名古屋市東區大會根驛前
電話 東(4) 六二八〇番
振替 名古屋 五〇四六番

429
33

陸海軍御用

豆腐蒟蒻製造機械

器具一式並瀘過布加工

日本豆腐道具商業組合

理事長 道傳真弘

事務所 東京市下谷區東黑門町六番地

電話下谷(38)八二五八番

加工所 東京市神田區松住町一二番地

電話下谷(38)一〇六七番

取引銀行名
第一銀行 本郷支店
三和銀行 本郷支店
安田銀行 下谷支店

脱脂大豆(榮豆)製造發賣元

大日本冷蔵株式會社

專務取締役

川崎徳次郎

支配人

田邊文夫

本社

大阪市北區東野田町九丁目

電話堀川(35) 自三五〇〇番 至三五〇〇番

榮豆の使用法

- 一 浸漬ニ當リ一度水洗スルコト
- 一 浸漬時間 三時間半
- 一 浸漬ノ量ハ原料ノ二倍半程
- 一 浸漬水ハ共ニ豆汁ニ混入シテ煮沸スルコト

終